

〔表紙〕

豎山利武公用控十四冊之内 二

(自安政元年七月五日至九月十二日)

〔扉〕

公用控

嘉永七年庚七月五日ヨリ
九月十二日迄 二

右府様江申上候ハ、おのつから御伺も可被成御事と
そんし奉り候ニ付、荒増申上候、扱先達ては御地大地
震にて、其後も折々震ひ申候由たんく相聞得、嘸以
御心配被成候御事と御察申上候、就ては
御所様ニも何篇御心配在らせられ候御事之由、誠ニ恐
入そんし奉り候、その御地より差立られ候飛脚、よふ

く今日御差返しニ相成申候ニ付、御返事申上候、め
て度かしく、

たて山

武兵衛

七月廿五日
得淨院様

七月廿五日

一 去月廿六日付之御問合、去ル二日夕刻相達候、然は野
島とのより参 殿被致候様、御承知にて参 殿之処、
御所様御沙汰之趣ニは、

内裏御造営ニ付ては、当時異賊防禦、其外品々御心配
之御時節柄、格別
御尊敬之御趣意にて、早々御造営被成進度との趣、

主上奉初上御一統御感伏被為成候由、右ニ付火除之地
面も弘メられ、樹木も被為植度

御内沙汰も被為在候由之処、御時勢を被遊御察候て、
御好をも被為止、御元形ニ被成進候得は、

御満足ニ被思召との御事ニは被為在候得共、御内実は
何方江も 渡御難被為成、御臣下之御身分ニ御引競御

座候得は、何共恐入候御事ニ思召との旨、御こまゝとの御沙汰被為在、尤三條實萬卿思召、御自筆にて御書取之御書式通拜見被仰付候由、其通之趣ニ

御所様ニも被遊御同意候間、此上様ニも三條家御書取之御趣意被為合、

大樹公御心被為付御造營之御地面、一段御勘考被成進候筋ニ御取計被為成候ハ、主上は勿論

御所様其外御忠節之御方々様、如何計欸難有可被思召、尤先年

文恭院様御代 思召にて

内裏御弘メ被進度との

御沙汰被為在候得共、丁度之折柄終

先帝薨去被為在、別て御残多為被思召御事之由、乍恐

御尤至極奉存候、就ては

御所様より分て申上候様被蒙

仰、勿論近日御諸司代様より

禁裏御造營之御絵図被相廻候間、其内ニ從

御所様之御書表、實萬卿御書取之御趣意之旨精々相運

候様、

上様御忠力を以御勘考被遊候上、何分ニも宜被奉願旨遮て被仰付候由、尾州様江之御書も御頼被遊候間、是亦相達候様承知被仕候由にて、旁被申越趣具ニ致承達、早速御書差上候処、丁度其節は

尾州様御実父松平中務大輔様、此

御殿江被為入、外御庭御茶屋にて御緩々御内話被為在

候折柄ニ付、直ニ

右府様より被仰進候趣篤と御打合被遊、御書は

尾州様へ御届被進候様、中務大輔様江御頼被遊候由御

沙汰奉伺候、就ては則 御返書可被進御積之処、少々

は右之御模様相分候上、御返事も被進度との思召にて、

早速其筋々江御申込相成、別て御配慮被遊候、勿論

尾張様・水戸老公にも御差はまり、分て御世話被遊候

由奉伺候、然処先日は阿部様より、右御一条之御模様

粗被仰進候趣も被為在候ニ付、決て御都合宜方ニは有

之間敷哉、御推察被遊候御事ニ候、弥

雲上思召通り御調被遊候御事共ニ候ハ、無此上恐悅

思召候御事ニ候、依て今日其許より之飛脚被差返 御

書被進候、尤御書は得淨院方へ相廻し、おのつから可

被相同義と存申候、委細は 御直書ニ可被仰進候得共、

猶又右旁

右府様江申上候儀宜被取計旨、御自分へ被仰付候条、
此段以御内用御報旁申越候、以上、

豎山武兵衛

七月廿五日

原田才輔殿

一去ル廿二日朝得淨院より、

太守様江

右府様より被進候御書被相廻相届候ニ付、則差上候返
事、今廿五日京都より参候飛脚便より仕出し候、

一 太守様より

右府様江被進御直書并御品、右同便より得淨院江相廻
し候、

一 拙者退出後、亦々得淨院江被下候 御書、川上郷兵衛
を以被相下候ニ付、右飛脚待せ置仕出し候由、伊東正
兵衛立寄られ候て届承候、

七月廿四日

一 嶋津三次郎殿継目相濟候書面沓通、

一 圓徳院様御法事濟之書面沓通、

一 島津下總殿私領御暇之書面沓通、

一 汾陽次郎右衛門帳面仕付沓通、

一 御参府ニ付諸御祝義事相濟候書面沓通、

一 遠嶋申渡相濟候書面二通、

一 下町出火ニ付相働候者共江御褒美事之書面沓通、

一 西田彌四郎外ニ式人都講等伺之書面沓通、

一 嶋津三次郎殿鷹場伺之書面沓通、

一 英光院様御法事ニ付不及御寺納物等之伺書面沓通、

一 月限伺沓通、

一 初て高持成伺沓通、

一 伊是名親方三司官伺沓通、

一 伊集院平御役免伺沓通、

一 伊集院直五郎外沓人継目養子伺沓通、

一 有屋田嘉之助永代御暇伺沓通、

一 服部永五郎被下方伺沓通、

一 伊集院藤九郎名替伺沓通、

一 中山王祖母卒去ニ付拝領物御礼之進上物伺沓通、

一 遠島者伺沓通、

一 御咎目者伺沓通、

一 いろは丸一条之書面沓通、

一砲術訓練一条ニ付て之書面沓通、

一島津内記犬追物稽古方、川上千郎左衛門申談致差引候様との書面沓通、

一山ヶ野金山之者共、金銀抜売いたし候書付并聞合等之書面一包、

一大野原一条ニ付豊後殿へ中村新助より申出候書付并絵図、

一大嶋休左衛門御目付伺一通

右ニ付 仰出、

一川口市左衛門御裁許掛見習伺沓通、 右ニ付仰出沓通

一郷原轉・上野司之間琉球在番伺沓通、

右ニ付郷原被仰付候 仰出沓通、但此仰出は添書也、

一賀慶使被召列候ニ付、掌翰使等被申付候者共の書面沓通、

一嶋津又七郎妻伊勢家より縁組ニ候処離別之伺沓通、

但此一条ニ付最初 御内沙汰被為在候由、就ては前

以 御内慮伺も可有之筈之処、無其儀候ニ付右之

趣豊後殿へ申出置候、

一御隠居御家督付中山王より進上伺沓通、

但右之節は 若殿様未御弘メ不被為在内候得共、当

分は御弘メ後ニ被為在候御事ニ付、進上仕筋ニ御

使番調へ有之候得共、右ニ不及哉と 御沙汰被為在候付、御意之趣右御同人江申出置候、

一琉球拜借銀八貫目年延し之伺書面沓通、

但右は調へ通りにて可宜との 御沙汰ニ付、其通右

御同人江御達申置候、

右之通豊後殿江御返却いたし、又は御達し申置候事、

七月廿五日

一加治木屋敷裏門通り金蔵辺迄御用地ニ被差上度趣之書

面沓通、

但右之辺は先ニ寄り

思召之儀被為在候ニ付、先当分通召置候様ニとの

御沙汰ニ付、豊後殿御詰合無之候故、迫田甚藏江

申置書面相渡置候、

一家村助之丞・諏訪次郎太御広敷番伺沓通、伺通相済候

ニ付、朱書入にて右同断ニ付甚藏へ渡置候、

一川村與十郎御徒目付被仰付候事書一通、右同断、

一火砲船之帆印并吹貫印伺沓通、右は何通にて、乗組人

数之義は軍戦ニ相成候節、又は運送船ニ相成候節之役

目御書付被下候ニ付、右同断、

伊集院直五郎

七月廿五日

右書同断

一金貳百兩

右之通豊後殿被相伺候ニ付達

御内聴候処、伺通被仰付との 御沙汰ニ付、御同人江

相達、御書付御渡申候事、

川上龍衛

一金百五拾兩

嶋津内記

一右同百兩

大野清右衛門

一右同八拾兩

仙波市左衛門

一右同貳百兩ツ、

山元伸右衛門

一川上郷兵衛より

岩元市十郎

宰相様御附之面々、誓詞被仰付候訳不相知、伺書面差

出候付、達

一右同百兩

右は沖永良部島代り御内意申上候人数にて、豊後殿被

御聴候処、

以問合候事、

同候候ニ付、右之通被仰付との御事ニ付、御同人江相

達書面相渡申候、

七月廿六日

但右ニ付ては御内意不申上人両三人も、致吟味申付

中山次左衛門

候方宜との 御沙汰ニ付、其趣豊後殿へ相達置候、

龜山甚之丞

右琉球付役老人相中江

一來月初方阿部様御方江被為入、其節御答可被遊答ニ思

迫田甚藏

召候間、来月末方ニは守衛方ニ参居候郷士可被差下儀

殿へ御達申置候、

右ニ付ては中小姓迄も申事并都て之人数之義分て伺後
れ候故、追て何分可奉伺事、

一橋口左衛門事、大砲船并蒸氣船掛被仰付置候得共、
多端之御用向ニ付、蒸氣船掛之儀は被成御免、大砲船
之方へ混と可被掛旨三原藤五郎江、上村良節出立之砌
為被仰付哉ニも思召候得共、睨と御取覚不被遊候付、
右之趣猶又友野市助へ申越候様被仰付候付、正兵衛へ
為認置候間、末飛脚より可差遣事、

一水戸様よりピストン調道具御所望ニ付、鑄製方江問合
呉候様并上庄太郎より申出候ニ付、右同人江問合為認
置候間、末飛脚便より可遣事、

一奥四郎より遣候長崎表人參一条ニ付ては、思召之儀も
被為在候ニ付、追て何分可申越旨返答、右同人江為認
置候ニ付、飛脚便可遣事、

七月廿七日

豊後殿江

一聰徳院様御方江參候哉、余り遅相成御催促ニても被為
在候ハ、不宣との御沙汰ニ付、御当人江承候処、其

砌則罷出申上候処宜御都合にて御座候末、右之御返答
は承知不仕候、其節則高輪江は罷出御首尾申上候得共、
御前江申上候処、すると失念仕候ニ付宜申上呉候様ニ
との事ニ付、其趣申上候、

一福岡江追々御廻しニ相成候錫壺万斤は、是迄御世話ニ
被為成候御挨拶ニ御差引可相成管候付、豊後殿江申聞
置候様ニとの御沙汰被遊候事、

一昨日 御沙汰被為在候、守衛方として致出府申候郷土、
来月末方御下しニ付ては、中小姓杯も御座候哉奉伺候
処、先郷土計にて宜との御事ニ付、其趣豊後殿江御達
申置候事、

一染川次郎右衛門病氣ニ付、親類共より御暇被下度申出
之願書尅通、

右ニ付跡代り名前、豊後殿より御伺ニ付請取置候、
一五月二日并六月十七日、同廿二日、阿部様御方江被為
入御逢之節、御渡し被遊候琉球一条ニ付御書付、并御
口達にて御承知被遊候条々、琉球者御国元江申越候都
て之儀尅通、書写御前へ差上候様被仰付置候ニ付、御
家老座より致精書指出候付、差上候事、

一大木沖益事 上杉家御家来ニ付、隠居ニは候得共御掛

合無之候ては不相濟事候ニ付、河村宗澹へ申達、上杉家之方承合候様沖益江可申聞置旨相達置候処、今日宗澹より沖益御屋敷江參、心易御医師江口合申候処、何れ役筋へ不引合候ては難相濟とのにて、右之御医師より御役々江引合候処、無程御參府ニは候得共、御留守之義ニ付御役々前より何共御返答も難調候間、御使者にてても被差向候ハ、御運早く付可申と申候由承、其趣達御聽候処、左候ハ、表にて宜取計旨被仰付候ニ付、早速豊後殿江申出置候、左候て西筑右衛門御使者相勤筈之由ニ付、河村宗澹を以為掛合成形、西氏へ為念口合置候事、

七月廿八日

一 大木沖益御所望之儀、今日西筑右衛門御使者を以被仰進候処、御留守ニ付申上越候上何分可被及御挨拶との趣、御役筋より返答有之候由にて、御家老方より筑右衛門より之首尾書被差出候、

七月廿九日

一 飯嶋浦々、肥前并天草其外より金子借入候ニ付、漁方

之利潤は都て右之方被取、当分通にては往々々候外無之候処より、手を付候様三原藤五郎江被仰付候付、同人より委細之調へ書差上置候ニ付、猶又表江見せ致吟味候様ニとの

御沙汰被為在候ニ付、先達て豊後殿へ差出置候処、今日駿河殿江右一条之御間合御渡有之候ニ付、宜との御沙汰ニ付、其趣御同人江御達申置候事、

但三原より差上候調書付等、都て豊後殿へ御渡申候、拙者よりは三原迄大頭致問合候事、

右ニ付ては金貳千兩位も不致相下候ては、難相濟と申義も、御下ケ被下候御書取之内にも相見得候、御書取も豊後殿江相渡候事、

一 今度 思召にて、困窮之面々江沖永良部嶋代り御金頂戴被仰付との御事にて、名書は豊後殿江差出置候処、右名前書写し 御手許江差上候様被仰付候付、迫田甚藏江相達し候処、差出候ニ付直ニ差上置候、

一 亦々被為召候ニ付罷出候処、琉球へ亞墨利加船渡来之御届余り可遅成候ニ付、来月中旬頃迄琉球出帆之事不相分候ハ、最早長崎御奉行へ御届有之候様、尤其節亞墨利加船下田にて約条候間、琉球其通認候様申聞候

ニ付、約条いたし候段も別紙にて御届相成候様、左候ハ、江戸御届も同様ニとの 御沙汰ニ付、豊後殿并相良彌兵衛江も申置候事、右ニ付ては堀與左衛門最早御用も無御座候付、與左衛門江委曲申合、来月二日三日之間被差立候ては、何様可有御座哉之旨、豊後殿より御伺ニ付申上候処、夫にて宜候間、三日差立候様 御沙汰ニ付、是又御同人江御達し申置候事、
七月廿九日

園田尚助

右は市來正右衛門事、今度御出来有之候反射炉江被掛置候処、長崎江差越候て跡差支候ニ付、右尚助江被仰付候様井上庄太郎より申出候ニ付、三原藤五郎・福崎助八江今日便より申遣候事、

一 鼈甲百目

右御用被為在候間琉球にて致吟味差登せ候様、三原藤五郎江山田壯右衛門より申越候様被仰付候間、其趣私へ申聞置候様

御沙汰被為在候由、壯右衛門より承知仕候、

一 早川務・竹下覺之丞、明日より金澤江鯛網一条ニ付差

越候段御届有之、右ニ付ては諸入目も可有之候付、十

五両相渡置候事、

一 伊東助七・山田一郎太事、御徒目付心願ニ付、爰元ニては聞合方不相調候ニ付、人柄聞合いたし申越給候様、名越彦太夫江申越候、

一 大木沖益御所望一条ニ付、西筑右衛門より之首尾書入御覽候処、御早き方宜候間左様申哉と 御沙汰ニ付、何様御座候哉承見申候様申上置、西へ承候処、分て早目御返答相成候様被申置候旨承候、

七月廿八日

一 大砲船御船印はずそ黒、吹貫ハ白黒赤と先日豊後殿より被相伺、其通被仰渡候得共、乗組人数之儀不相分候ニ付、致吟味候様被仰付豊後殿江申出置候処、右賦方いたし今日田中仁右衛門より奉伺候処、伺通被仰付相極候事、尤軍艦と運送船ニ相成候節は、人数減少相成候事、

今日大坂より左之通砂糖斤高、拙者迄申越候様、福崎助八通坂之砌、菱刈氏へ被申置候由にて申来候ニ付、已後為見合書留置候、

天保十五辰年分

一 三嶋砂糖千四百拾貳万千八百九斤

入樽拾壹万四百九拾四丁

同三年年分

代銀壹万四千七百三拾貳貫九百五拾八匁八分貳厘

一同八百七拾八万七千六拾八斤

壹斤ニ付

入樽七万三千貳百拾丁

壹匁四り三毛金廻し

代銀九千六拾七貫九百拾五匁五り

三部銀四百拾壹貫九百貳拾九匁九り

壹斤ニ付

右之分より

壹匁三り壹毛廻し

運賃砂糖并鍋代砂糖代銀御本手品代銀等、其外諸雜

三部銀貳百七拾貳貫三拾七匁七分貳り

費差引

右之内書同断

御利潤分

差引残り御利益分

金ニして拾九万三千六百八拾八兩

金ニして拾壹万八千拾七兩

弘化二巳年分

同四未年分

一同九百拾八万六千四百三拾九斤

一同千三百五拾六万五千九拾九斤

入樽七万六千貳百三丁

入樽拾壹万千貳百六拾九丁

代銀九千三百六拾貳貫五百七拾五匁四分四り

代銀壹万三千百八拾三貫八百拾九匁八分八り

壹斤ニ付

壹斤ニ付

壹匁壹り九毛廻し

九分七り壹毛廻し

三部銀貳百八拾貳貫八百七拾七匁五分八り

三部銀三百九拾五貫五百拾四匁九分四り

右之内書同断

右之内書同断

差引御利益分

差引残り御利益分

金ニして拾貳万三千百五拾四兩

金ニして拾七万七千四百拾四兩

嘉永元年分

一同千四拾八万七千五百拾斤

入樽八万千六百三拾五丁

代銀壹万八百九拾六貫四百貳拾八匁貳分

壹斤ニ付

壹匁三り八毛廻し

三部銀三百貳拾六貫八百九拾三匁壹分貳り

右之内書同断

差引残り御利益分

金ニして拾四万四千三拾九兩

同二酉年分

一同千百貳拾八万七千七百八拾斤

入樽八万八千三百七拾四丁

代銀壹万八百七拾壹貫六百三拾九匁七厘

壹斤ニ付

九分六り三毛廻し

三部銀三百貳拾六貫百四拾九匁五分貳り

右之内書同断

差引残り御利益分

金ニして拾四万五千八百五拾三兩

同三戌年分

一同千貳百四拾九万八千拾六斤

入樽九万七千六百四拾四丁

代銀壹万千八百貳拾五貫貳百七拾五匁七分四り

壹斤ニ付

九分四り六毛廻し

三部銀三百五拾四貫七百五拾八匁五分四り

右之内書同断

差引残り御利益分

金ニして拾五万八千五拾壹兩

同四亥年分

一同九百貳拾五万五千九百拾壹斤

入樽七万四千五百貳拾九丁

代銀壹万千八拾九貫九百貳拾貳匁八分六り

壹斤ニ付

壹匁七分九り八毛廻し

三部銀三百三拾貳貫六百六拾七匁九分三り

右之内書同断

差引残り御利益分

金ニして拾四万六千九百五拾三兩

同五年分

一同千三拾三万四千五百六拾五斤

入樽八万三千五百拾五丁

代銀壹万貳千四百六拾八貫貳百八拾壹匁八分七厘

壹斤ニ付

壹匁貳分六毛廻し

三部銀三百七拾四貫四拾八匁七分壹厘

右之内書同断

差引残り御利益分

金ニして拾六万六千六百六拾七匁

同丑年分

一同六百八拾九万三千六百六拾貳斤

入樽五万五千七百七丁

代銀九千貳百三拾六貫拾五匁三分

壹斤ニ付

壹匁三分三厘九毛廻し

三部銀貳百七拾七貫八拾目六分七厘

右之内書同断

差引残り御利益分

金ニして拾壹万九千三百四拾壹匁

拾ヶ年平均ニして壹ヶ年分

砂糖千六拾四万七千七百八拾五斤九合

入樽八万五千貳百貳拾貳丁

代銀壹万千貳百七拾三貫貳百八拾三匁貳分貳厘三毛

壹斤ニ付

壹匁七厘五毛四廻し

三部銀三百三拾五貫百九拾五匁七分八厘貳毛

差引残り御利益分

金ニして拾四万九千三百拾七匁七合

一原田才輔より七月十日付にて同卅日ニ相届候趣は、

主上 陽明家江被為成候儀被 仰出候ニ付、御座廻并

御庭等諸所御手を被為附候事にて、余程御混雜之由申

来候、則書面入 御覽候、

一田尻次兵衛より、先便より相廻し候御進献御用之古筥

相届候ニ付、則得淨院江も申談

右府様奉入御内覽候処、至極宜との御沙汰にて、猶又

楽人江為御見被遊候処、楽人申ニは右は聖徳太子之御

持候処、其後 聖護院宮様江有之、今も御姿にて關東

へ相廻居、尤昔御取繕之砌余り美音有之候ニ付、其節

鈴虫之蒔絵被附、名を鈴虫と被相替候よし、已前は太

子丸と申候よし申上候由次兵衛申越候、左候て田尻參殿いたし居候折、今日も次兵衛罷出居候由ニ付、御取次を以、今度御献上ニ相成候筈は名器候間、御小算筭ニ被相添御二品御献上可被遊旨御執奏可被成候間、其趣次兵衛へ達置候様、尤御呼出しにて御達可有之筈候得共、其場にて御達為被為在筋相心得候様 御沙汰候由同申越候、勿論御小算筭御絵図一枚同人より之問合豊後殿より被差出候ニ付、御服紗包ニいたし、御不例中故、岩元太右衛門を以大奥江差上候事と申は、閏七月二日之事也、

〔關脫カ〕

七月二日

一 明三日堀與左衛門急にて被差立、右便より琉球江亞墨利加船渡来にて、下田ニても約条取替し相濟候案文通書認、約条いたし候様申聞候、約条一冊長崎御当地江之御届書二通、且約条書之内思召ニ不被為叶文言有之、此通琉球へ亦渡来之節、認替候様可申との旨ニ付御書取寄通、堀便より可被遣との事にて表より被差出置候ニ付、御不例中故奥へ被為入候ニ付、御方にて相頼 御覽ニ入申度山田壯右衛門へ申聞候処、入 御聞

候由にて罷通候様被仰下候付、岡村案内にて中奥へ罷通 御目見仕、右書面奉入御覽候、何も 思召寄之儀も不被為在候、

一 先達て差上置候大砲船御造立ニ付、代料賦帳御下ヶ被下、左候て是にては些多過共は有之間敷哉 御沙汰ニ付、何分猶亦吟味仕候様、夫々江申聞候様可仕旨申上置候、左候て大坂へ滞在仕候藤安吉太郎も出立申渡候由、勿論最早首尾合も相濟申候由ニ御座候と申上置候、暫御内話共奉伺畢て相下ル、

同日

一金壹万兩

右は大坂御積金にて、差支候節は召仕、跡は都合入付置候へ、宜との 御沙汰承知仕、其趣菱刈七左衛門へ達置候、当度御繰合不宜候御取替置候得共、今度砂糖代にて本之通御入付仕、又跡は追々入付可仕旨申来候ニ付、是は今日 御直ニ申上置候、

同日

一 砂糖入札相濟候御届書寄通、
一金壹万兩御積金之方江御入付仕候旨問合寄通、
右豊後殿御方江申上候由にて、御同人より相請取申

候、追て返し可申事、

閏七月三日

一 今日も表御入不被遊候、

一 堀與左衛門今日急にて被差立候事、

一 越通船帆前之義等ニ付、御留守居御呼出しにて一応被相下候間、其上亦々帆前并絵面杯も仕替候義、宜取計候様ニとの

御沙汰被為在候由にて、利倉より差上候書取迄通、重久玄碩より請取候ニ付、明日も豊後殿へ御達可申事、

一 陽明御殿江又々

渡御被為在候と之儀被仰出候ニ付、御庭廻并御座御取繕等にて御混雜之由、原田才輔より七月十日付之書状、同廿九日相届候ニ付入 御覽候事、

閏七月朔日左之間合相届候、

一 田尻次兵衛より先達て御差登相成候古笙相届候ニ付、則得淨院申談

右府様江奉入御内覽候処、楽人江為御見被遊候処、右は

聖徳太子御持之御品にて、其後

聖護院宮御持伝之處、矢張当分も其姿にて江戸相廻居候由承居、尤右古笙太子丸と申候得共、余り美音成ゆへ御取繕之節、鈴虫の蒔絵相成、名を鈴虫と被相替候由、楽人申候由申越候、

一 豊後殿より田尻次兵衛へ被申越御進献之御品々、右府様御心ニ不被染、御小簞筒相替候、尤右之御絵図壹枚相届候由にて、豊後殿より被差出候、然処昨日より少々

御不例にて表へ不被為入候ニ付、御服紗ニ包、岩元太右衛門を以奥へ差上候事、

一 今日日拳も文箱ニ入付、御小納戸を以奥へ差上候、直ニ御下ケ被遊候事、

一 竹下清右衛門より、水府にて是迄御馳走向有之候得共、御引取ニ相成、以来は拾人扶持現金を以月々弐両ツ、御渡しニ相成可被下との事、何様可仕哉伺越候ニ付申上候処、頂戴いたし宜との御事ニ付、今日一封認八郎より水府様御家中藤田へ為相廻候事、

閏七月十二日

一 竹下清右衛門より七月廿三日付にて、今日一封相届候

事、致開封候処、反射炉一篇ニ無之大砲鑄造迄被召置、
二三年も滞在いたし候模様之由、未為何義も、〔無之候得共脱カ〕若右通
滞在共被仰付義も候ハ、何と御答申候て可然哉、
前広尋越候との趣ニ候、当分
御不例中故、追て奉伺返答可致事、

閏七月十三日夕

一原田才輔より去ル七日付を以一封今日相届候趣、左之
通、

去ル廿五日付を以御細答被仰越候

御造営之御一条不容易、

上様御心配之段々被伺、

御所様御初三條様ニも別て御満足被思召候、乍然中務
大輔様より之御文中ニ、御造営御急ニて最早御築地地
形石垣等迄御出来之由ニ付、右已前ニ候ハ、取計方も
可有御座候得共、右之次第ニ付多分之御広め之儀は難
相整候得共、段々 御内意之趣も御座候故、全關東よ
り以思召、第二之御絵図通り御整之由にて、恐悦御同
意之趣ニ拝見仕候得共、炎上後灰掻而已にて、御築地
地形石垣等も 御焼失之儘にて草生茂寂寥之事にて、

御造営御取掛之気色も不被為在候ニ、何様御間違ニ被
為在候哉、未何之御色めきも不被為在御事故、 御内
意被仰込候御事ニ候間、早々現在御築地石垣地形 御
焼失其儘之儀、為御心得申上候様被 仰付候、且中務
大輔様御書添ニ

尾対面之上にて別段相違も無御座候ハ、分て不申
上候、此段為念申上添候、

此御文面にて、御吉左右御待可被遊とは被思食候得共、
龍口之御文之旨にては、初発之御趣意ニ被触候御事故
被遊御懸念候、以 御直書御答可被仰進

思召ニは被為在候得共、二日又々

渡御被為在候て、別て御用繁々被入候ニ付、先当所之
形行 御心得迄早々申上候様被仰付候間、御用答旁此
段御内用を以申上候、以上、

閏七月七日

原田才輔

豎山武兵衛様

一去ル廿五日付之御内用封并 御短刀入白木箱壹ツ、無
別条去ル二日朝相達候、則其儘拝携参 殿、於 御前
開封被仰付、 御短刀被遊 御覽、大御満足ニ被為在

候、別て 御伝来之新藤五國光裏銘迄も有之、御寸尺
彼是

主上御好通にて

御所様御難有狩ニ被為在、早々被為入

觀覽、御拵被遊 御窺可被仰付との御事にて参 殿、

翌日右 御短刀御持参にて被為入

觀覽候処、國光之銘と申、御寸尺と申、別て

御伝来御名刀 御好通にて、至極之

觀感ニ被為在、

御所様にも至極之御都合にて、大御難有狩被遊候、是

全

上様之御光故万事御都合克返々被遊御満足候、御拵ニ
付御差小刀、可相成は御国鍛冶被仰付候様、御頼被遊
度

思食之段奉伺候間、此旨申上候、御問合之御用封も其
儘奉入 御覽候、御拵之御次第、同次第追々可奉申上
候、何も宜申上候様被 仰付候、猶御都合奉願候、右
形行御用答迄町便を以御内用申上候、以上、

閏七月七日

原田才輔

豎山武兵衛様

閏七月十六日左之通問合相届

一 菱刈七左衛門より石見綱吹善九郎・金左衛門迎ニ遣、
先達て大坂迄致着候処、金左衛門事熱氣強瘧ニ相成候
得共致全快候ニ付、去月晦日小倉御借入船を以差下致
出帆候段申越候、

同日

一 明十七日 御代替ニ付、紅葉山江

御予参可被遊旨被仰上置候得共、 御不例ニ付御疝癩

御病名にて御断之 仰出、今朝日拳を以入 御覽、左

候て山口直記より御家老飛江被相渡候、

一 蘭船江御調文之品書并

御直名之願書御封書にて、阿部様江明夕早川五郎兵衛
を以御差出相成筈ニ付、御案文長崎甚七江相渡、明日
昼時分迄致認方差出候様申渡候事、

閏七月十七日

一 阿蘭陀御調文品之御書壹通、尤右書にて件之趣有之

御直名、

右豊後殿江差出置御帳留相済申候ハ、右御書付御

下ヶ被下候様申置候事、

御側役

豎山武兵衛

同十八日

右は

一今日久世大和守様より、昨日 御服明ニ付、御代替初
て 紅葉山 御宮江

若殿様御天亡付、御葬送并御法事方御用掛被仰付候条
可申渡候、

御参詣被遊候ニ付、御樽肴御献上被遊候ニ付ては、

閏七月

豊後

御奉書御到来有之入 御覽候上、御右筆長崎甚七江相
渡、御請之儀は毎之通可被取計旨申渡候事、

閏七月廿六日

一末川近江殿より、今般

信君様御縁組被為濟候付

一異国船式艘、唐太嶋クシユンコタン沖合八里計ニ碇を
卸し罷在申候、未地方江は乗付ケ不申候、

近衛様江御使首尾能被相勤候ニ付、別段表通被仰越候
得共、猶亦拙者迄可被申越との趣御問合相違候事、

右之趣のみ申来候得共、唐太嶋出張之役人よりは為御
義も申来り不申、兎角八月中頃迄ニは一左右も有之、

閏七月廿四日

一若殿様御事、昨朝は御平日通にて御手習等杯被遊候処、

定て魯西亞船ニ相違無之哉ニ奉存候、別紙へ申上候風
説通り、夏分は奥地之諸島を開き、冬分ニ罷成右唐太

昼後より少々御服痛被遊、追々御熱氣御発御下し強被
為在、終ニは暁七時頃被遊御天亡候、

嶋江到着仕候哉、此後之飛脚よりは上陸否之届申候筈
と奉存候、

豊後殿より被相渡候御書付之写留

右は早々出帆船為差扣、承候次第申上候、以上、

閏七月十一日

豎山武兵衛様

折田與右衛門

一 此度田中勇藏を以当地之形行左ニ奉申上候、

一 六月初旬差立奉申上候馬渡藏太、道中筋無事ニ候得共、

渡海場存之外手間取七月廿五日様々到着、御問合之御

内用状之趣承知仕候、且金子三拾両・琉球木綿島七反

・琉扇二拾本樋ニ相達、御用金之内式拾三両貳歩、七

月廿四日迄之諸入費無残弘仕舞安心仕申候、

一 当函館之義も、去月十一日御上地之旨被相達、松前家

土着之諸士は不及申輕卒ニ至迄、無残城下表へ急ニ引

移候様との事にて、上下之騒動不容易、兎角来春追々

は総引弘無覚束被為存申候、尤当地引弘兼候ものは、

居家敷明渡候様相計可申との事ニ候得共、既ニ九月下

旬より雪天ニも罷成候土地故、中々首尾合成兼可申奉

存候、

一 唐太嶋行之公役人、当閏七月二日唐太嶋より宋谷江渡

海、途中より再エトロップ島迄航海、当月廿日方ニは

ウルップラッコ島江渡海、是より直ニ函館江帰着致し可

申との旨、三日エトロップより之飛船一昨六日到着、

然は各帰着は八月下旬頃ニも罷成可申と推察仕候、元

来当年は、右エトロップ江は延引之筈御座候処、唐太

嶋之魯西亞人も引弘候故道中を急キ、終ニ渡海致候由、

一 魯西亞人唐太島引弘候義は、為何子細未委曲ニは分兼

申候、江戸表より魯西亞本国内乱ニ付引取候哉之旨、

松前滞在御譜請役井上富左右方江御尋問ニ及ひ候由候

得共、右唐太嶋引弘之節ニは、一向左様之応接は無御

座、將帥より一旦は引弘候様との飛船到来ニ付、一先

ツ退帆可致候とて七寸位之ボムベン二百計、其外五寸

位より二三寸位之銃実弾総數千余りも残置、建家之内

式ケ所之分屋根を崩し有之、其外器物鉢のものも種々

残し置、何れ交易之筋叶候得は再参り可申と、近辺之

蝦夷人とも江申置候由、一説ニは暑中ニは是より奥地

之嶋々江引移漁獵等致し、寒氣ニ向き候得は又々唐太

嶋江参り可申とも断り候旨風説御座候、是は当所獵船

之ものとも、右之魯西亞人江尋候節、手様致し申聞ケ

タル由承申候、

一 函館上地ニ相成、警衛之為南部津輕家、佐竹家より土分

之もの入込ミ、陣屋之地面取調へ有之申候得共、何れ

江相極り候義は未相分不申、兎角唐太嶋行之役人帰着
之後引渡し可申と奉存候、其外武備等之義は、是そと
申て手配相及候義は一円無御座候、何辺交易之筋と相
見得、松前家より之者函館市中商人江被相達、当春中
亞墨利伽人好みにて買入候諸品器物様之もの、精々用
意致し相貯候様との事ニ御座候、然は来春も自然当年
同様ニ、異人共勝手ニ買売致可申哉ニ奉存候、

一当地上地後旅人調へ殊之外六ヶ敷、滞留も如何と心配
罷在候得共、馬渡藏太御差返し、御用金も御贈り被下
候故、種々賄を以無何故滞留も無事ニ相済難有仕合奉
存候、仍て当分之様子ニ候得は、別段六ヶ敷義も無之
哉ニ奉存候、夫故日々遠足隠密ニ測量等致し、土地之
物産并ニ水田又は畠地善悪等相調べ罷在申候、其内ニ
は唐太嶋行之役人も待付ケ正実之様子慥ニ承届、且函
館之落着も見聞仕と奉存候、

一エトロップ并ニ唐太嶋之義も、来三月初旬迄ニ函館江
到着致し候得は、渡海ニ相成候様之都合も仕置申候、
一馬渡藏太を以申上候節は、当七月中旬迄之総賦にて金
子之義も申上候処、前条之通上地ニ付、旅人調へ之次
第二て無思掛入費ニも相及、旁々不都合之筋、格別之

御入用度々恐候得共、今一往金子廿七兩御贈り被下度
奉願上候、然は連滞仕候とも、九月初旬迄ニは事済ニ
も相成可申哉、兎角海外之寒地ニ御在候得は、八月後
は渡海も自由ニ成兼可申候故、金高之義も右様之処見
込之賦にて奉申上候間、何分宜敷御取計被成下度奉願
上候、
右は爰元之様子御問合申上候、以上、

閏七月八日

折田與右衛門

豎山武兵衛様

一七月廿日異国船三艘、函館より真東洋ニ相見得、其中
壹艘函館より沓里計江参り、碇を卸し日暮迄滞船仕候
故、早速望遠鏡にて窺候得共、船印を取捨置候と相見
得、何れの船とも相分り兼申候、尤礮門も二重ニ切り
大略之賦にて四十四間と相見得申候、外式艘は五里外
ニも出没罷在申候、翌二十一日ニは、朝霧深く候故、
四ツ時迄は何も分り兼候処、霧晴上り毛頭相見得不申
候、

一同月廿四日午後より異国船前文之通東洋江相見得申候

乍去五里内外ニテ何も弁別致し兼申候、

一松前伊豆守様近日より御狂氣ニテ、一家老中人心配之様子、尤大秘と致し内密ニ禱念等諸寺江被申付候由、

一触書

此度御用ニ付、函館并ニ同所より五六里四方之場

御上地被 仰出、去月廿六日御用番阿部伊勢守様より

御達有之候、

右之趣被仰出候間、向々不洩様可被相達候、

寅七月

町役所

一閏七月五日夜五ツ時函館地震甚敷、用水等も悉く損し候事、

一当夜より毎晩当所七面山より陰火飛出、市中之上程又は海上迄も飛行き散乱致し申候事、

右は日記之中より書取奉申上候、以上、

閏七月八日

折田與右衛門

右申上相済、

八月三日

一御発駕前豊後殿より被相伺候、来々辰年琉球人江被召附候御用人初之書付、猶亦今日相伺候処、其通ニて宜との

御沙汰被為在候ニ付、御同人江相渡申候、外ニ伊集院太郎右衛門義は御側役格被仰付、琉球立ニ被召付候旨粗御治定相成居候付尚又申上候処、其通ニて宜被思召候、左候ハ、

宰相様江御相談可被仰進哉と申上候処、何れ左様無之候ては不相済との 御沙汰ニ付、追て高輪江罷出御取次を以可申上事、御使番は中村早太と伺済ニ相成居候得共、近々ニ長崎助左衛門・猪俣小藤次被仰付置候故、此内より可被仰付哉申上候処、猪俣宜との

御沙汰ニ付、太郎右衛門被仰付候節、一緒ニ豊後殿江可申出事、

一田中源五左衛門儀ニ付、何とか申来候義無之哉と御尋ニ付、成程転之義申来候処、余り書面ニ御座候故、御当分之御事ニ付差扣罷在候得共、左候ハ、御家老より、右同人外ニ迫田仲之助・中村與右衛門、先達て申上置候物奉行所帳面相下ケ候一条ニ付、大目付調へか様くニ問合伺御座候段申上候処、何れ其通無之ては

相済間敷との 御沙汰ニ付、左候ハ、其趣御家老江申達、最早申上間敷との趣申上候、宜との 御沙汰ニ付、御朱を入書面豊後殿へ相渡置候、

一 御家老 御下国御供之義申上候処、伯耆可被仰付との御事にて、高輪江も被仰上置候由

御沙汰承知仕候、就ては御側役御供、此前之通御座候哉奉伺候、其通と

御沙汰被為在候、其外追々御考可被遊との 御沙汰被為在候、

一 田中徳次・新納龜二郎、奥御小姓御近習番所詰被仰付候、仰出、豊後殿江相渡ス、

一 阿部様・牧野様、御勘定奉行江被差出候大砲船絵図二通ツ、相良彌兵衛江相渡、尤大砲船式拾四間菅艘・廿間菅艘にて候、

右菅包ツ、二ツ 御前江差上候分は、井上庄太郎へ渡置候、

一 太守様七月晦日より御不例ニ被為入候処、余り御同篇ニ被為入候ニ付、今日目黒不動江一・七日御祈禱差上候為御代參、今日は井上逸作相勤候、御祈禱料金七両并大官香五把御進納、一昨日右二品は伊東正兵衛持越

寺江引渡候事、

一 今日跡月之式日中急被差立候、

一 奥へ罷出御目見仕、右旁奉伺候、

八月四日

一 今日より明後六日迄

覺法院様御中陰并御三十五日御法事、御取越にて御執行有之、山口直記御代參相勤候、

一 先日差上置候琉球一条之諸書付、今日以務被相下、尤琉球へ亞墨利伽船渡来にて互ニ約条取交、并六月廿一日・廿三日致出帆之義、又右へ便船にて伯徳令列婦候義、并右代として琉球へ残居候喚人妻子、亦異船渡来之節列婦候様、琉球より可申遣旁之御届書も有之、是は此菅通之方宜との 御沙汰被為在候由ニ付、相良彌兵衛へ其趣相違書面も引渡候、

御国元式日閏七月三日被差立、同廿八日左之通相

違候ニ付入御覽候、

一 諸郷田島作毛之問合菅通郡奉行中出、^{〔マヤ〕}福崎助八間合添、一 砂糖積船入津之問合菅通、

一 錫代壹万兩位、勞在浦御救被下、御船奉行・郡奉行江吟味被相下候旨問合壹通、

一 錫壹斤ニ付江戸届迄之代銀、福崎助八より申越之問合別紙共ニ二通、

一 琉球産物方惣総一件之問合壹通友野市助申越、是は此方より致返答候再答也、

一 窮士御救御払高并諸郷差入之締方横目等御扶持米一件之問合壹通、福崎助八申越、

但外ニ貳鐻相添、

一 錫山江金千両拝借ニても又御取救被仰付吟味并水車一件之問合壹通、福崎助八申越、

但配当賦書も相添、

一 大鳴御取救向之義ニ付、福崎助八問合壹通、

一 諸縣郡吉田産石炭焼試之一件、福崎助八申越之問合別

紙共貳通、

一 磯ニて蒸氣船御造立掛折田八郎兵衛江被仰付置、越通

船三艘此節御造立江戸へ差登方、并アンチモンム御製

薬方御在合申出、琉大砲船帆替并美濃守様より御所望

之錫一件等、福崎助八申越候問合壹通、

一 当年諸郷麦出来高之御届一冊相添、右同人申越候問合

一通、

一 前之濱新波戸御築添一件ニ付、福崎助八申越候問合壹通、

但調掛郡奉行よりも別紙壹通相添、

一 六封度五発打試之問合、御軍賦役より申出之書付壹通、

一 大砲船見分いたし絵図面相添御届福崎助八申越候、并田原直助問合壹通相添、

八月七日

一 田代助太夫事当秋交代前ニ候処、当分新番被仰付人柄無之、皆新参者勝、来春新番致出府候節迄被留置候義

ニ付、豊後殿より伺壹通申上候処、伺之通被仰付、右

御書付御同人江相渡候、左候て来ル十二日迄ニて御停

止も相済申候付、其上御申渡御座候て何様御座候哉と

申上置候事、

一 豊後殿初我々廿三日 御目見可被仰付候間、罷出候様

承候ニ付、右之人數罷出奉伺 御機嫌候処、最早御髭

抔も遊し被為入、余程御宜御様子様ニ被為入候、暫罷

出居候処御茶御菓子、且亦

御圍様より被進候由ニて、御圍物頂戴被仰付相開拜見

仕候処、紙包之内御煙草入一組・御猪口壹ツ・御蓋茶碗一難有頂戴仕候、畢て御礼申上相下ル、

一 亞墨利伽并イキリス之風説、豊後殿・私へ拜見仕候様御沙汰にて、豊後殿江御下ケ被下候、右御同人拜見相濟被成候由にて、ハツ前私江御渡被下候、

一 京都より致出府居候水野武一郎外ニ壱人、今日出立ニ付原田才輔へ、御国打御小刀二刃

御進献可被遊との御事ニ付、御取仕立出来候上御廻しニ可相成趣、且松平中務大輔様より御火除御地面之一条被仰上候一件、又得淨院拝借一件、岩正より承候ニ付入御聴、可然可取計旨ニ付、致返答候事、

一 今日

覺法院御中陰并御三十五日御法事被為濟候ニ付、御機嫌伺有之候、

一 今日 御庭辨才天御祭礼ニ付參詣被仰付候付、改服ニて出務いたし候事、

八月八日

一 永江休之丞へ御用向有之差越候処、高輪片町にて右同人江行逢候ニ付、夫より永江方へ差越、伊集院太郎右

衛門御側役被仰付、左候て辰年琉人立往来被召附度との趣御相談被仰進候ニ付、御方以御取次

宰相様江可被申上被仰付候旨申述置候、

御沙汰之趣は以書付申越給可然旨申置候、永江よりも御用向有之、拙者処江可參含之由、其趣は

太守様御病氣ニ付、澁谷寶泉寺へ御祈禱被仰付候処、当年之処御普請杯之義は勿論、釘壹ツ打さへも不宣と申上候由、右ニ付ては田町御台場御譜請別て御心掛りニ被入候ニ付、對

公辺御自^{〔申説カ〕}ケ間敷義は御出来被成御積候得共、材木石杯不足ニ相成候筋ニも有之候ハ、随分御延し之処可宜、当年之処は御見合被遊、来年等ニ御打立被為在候様、私より申上候様ニとの

宰相様御沙汰之由、休之丞より承知仕候ニ付、以御都合可申上旨致返答置候事、

一 御大工頭棟梁鹿鳴休兵衛事、御小人迄も被仰付、

宰相様御家督中始終御用被仰付、右之養子ニ加世田郷士幼少之頃より實、最早子も兩人程有之、先年より養子願可申上含之処ニ、先年諸郷より養子ニ成候節は、高五拾石持越候て養子成御免可被仰付旨被仰渡置候ニ

付、迎も其儀相調不申、今形にては家潰候外無之込入候由、右ニ付親類共より願出候得共、御規定故願通申上旨御記録奉行より申出形行、

宰相様奉御内聽候処、大工之義ニ付ては外々より養子「養親カ」いたし候難調候間、とふか

思召之筋を以出来候様ニ被遊度との趣、永江より承候ニ付、以御都合申上宜取計候様可仕旨同人江申置候、

一 先年御国迄參候山田昌平事、直右衛門と致改名、今朝拙処江見廻候ニ付、取込出勤前ニ付、面之義「金脱カ」は断可申

入旨以取次申聞候処、是非と申事ニ付、無扱致面会候処、自分永く致工夫候書付一冊持越、何卒入御覽候ハ

ハ難有との事ニ候、然処先達てより御不例中ニ付、右様之物入御覽候義、何分急速ニ難調候間、以御都合入

御覽否之義可申入候、尤拙者へ近海測量絵図手ニ入候由にて、外黄門白石問合預送候ニ付、無扱致受納候事

ニ候、

八月九日

一 山田直右衛門より差出候御国益筋申上候書付一冊、并拙者へ相送候近海測量絵図、井上庄太郎江御序之節入

御覽呉候様ニとの趣にて相渡置候、

一 則席善裁一箱、篠原伊右衛門より相送候ニ付、到来品故進上とは難申上候ニ付、御側にて之御賑やか様へ差

上呉候様、井上氏へ相頼置候事、

一 昨夕 阿部伊勢守様より御留守居御呼出ニ付、早川五郎兵衛罷出候処、御封物被相下候故、則昨晚迫田甚

藏江、御小納戸へ差上呉候様申聞置候、右之御封物重久玄碩御取次を以被相下、左候て写しを以御国元江は遣し、此本書は御用部屋御算笥にて御格護仕候様承

知仕候ニ付、則右之趣を以豊後殿江相渡置申候、

一金貳拾七兩
右は折田與右衛門より、召列足輕差返し、御内金として被渡置候金子及払底候ニ付、右之通相贈呉候様申越候ニ付問合入 御覽、右通今日田中雲藏江相渡差立候、

拙者より書通書面遣候事、

一 昨夕永江休之丞へ差越、伊集院太郎右衛門御側役格被仰付、左候て来々年辰琉球人立往来可被召附との御相

談被仰進候処、至極可御宜、何も御思食寄不被為在、御相談通御承知被遊候との 御返答被遊候由、右同人

より申越候事、

一 太守様御不例ニ付、去ル四日より目黒不動江御祈禱仕、

今日迄ニて御結願相成候ニ付、井上逸作御代參相勤候

事、且又

障姫様

寧姫様御事、何も御差障は不被為在候得共、当時柄故

甚御世話ニ被奉存上候ニ付、御防之御祈禱申上呉候様

小野島より承候ニ付、是又今日井上逸作御代參相勤候、

右ニ付、御一方様より御初穂三百疋ツ脱カも御備ニ相成候

事、

一 今日 南部遠江守様、御參府後初て表より御出被成候

ニ付、私罷出則

御前御休息所江御案内申上、暫在て中奥江御通御対顔

被遊候由、八ツ半時頃奥御玄喚より御立被成候、尤御

駕籠御横付ニ相成候、

一 運送琉大砲船人数賦

一 長サ十五間砲門大砲 十挺

一 御船奉行壹人 卒式人

一 横目兩人

但士官壹人本伺候処、右通横目兩人にいたし、其内

より士官兼候様被仰付候、

一 小頭貳人 右式行相中ニ卒壹人

一 足輕七人

一 船頭壹人

一 沖船頭壹人

一 水主貳拾三人

右之通豊後殿より被相伺候処、八月十三日伺濟ニ

相成、井上庄太郎を以被相下候ニ付、豊後殿江相

渡ス、左候て右船御成就にて出帆相成候節は、御

届并浦触之義可有之と 御沙汰ニ付、其趣も右御

同人江御達し申置候事、

八月十二日

一 金子五百疋

右は本阿彌方より刀之書杯御借入方ニ付、為御挨拶ママ度

務より申出有之候ニ付、八郎へ正兵衛より相渡候事、

八月十二日

一 河村宗澹御用部屋江被參候て承候趣は、御不例ニ付東

養初鍼科之面々相勞れ、女中病氣杯ニ付、頼候節別て

致迷惑申候間、何卒〔職之〕職幽碩事、此御広敷江相動候様

被仰付被下度、宗澹より御直ニ被奉願候処、夫は

高輪へ不申上候ては不相濟候ニ付、武兵衛へ為申との

御沙汰候由致承知候付、今日七時頃より御殿江罷出候

処、折節永江休之丞詰合ニ付、右通之御事候間

宰相様江被申上、何分 御沙汰之趣申越給候様申置候

事、

八月十三日

一 知職幽碩一条

宰相様被達御聴之處、何も御差支不被為在との 御沙

汰之由、永江より返答旁申越候ニ付、則右問合を直ニ

奉入御覽候、左候て当人江は以手紙、此御殿御差支ニ

相成候間、則より御広敷江被相詰候様申越候事、但此

手紙は正兵衛へ為書候、

一 高田尚五郎事、最早十年ニも相成候ニ付、物奉行江御

役替被仰付度被奉伺候ニ付、書面入 御覽候処伺通ニ

付、直ニ 仰出并伺書御同人江相渡ス、

一 伊集院太郎右衛門転役、并来々辰年琉球人參府ニ付往

来被召附候 仰出、

一 猪俣爲右衛門琉球人參府ニ付右同様被仰付候 仰出、

右四通豊後殿江相渡ス、

八月十四日

一 山田鞆負致出府候由にて入来、 淡路守殿より之御沙

汰も有之、尤御書被下候由にて同人より差出候ニ付致

頂戴候、

一半切紙 七 折

一 御着代 三百疋

右同人出府序ニ付、私江淡路守殿被遣との御事付達

御聴致頂戴候、

同日

一 幕之内 五拾御台積〔様〕

右は長々 御不例ニ被為入候ニ付、御側にて御賑か様

之為、我々三人御趣法兩人より御内々進上仕候、

同日

一 小判金 五拾兩

右は 御手許御用として、壯右衛門江相渡差上候事、

一 廣大院様御 城江 御上り之節之御帳留有之候ハ、

不事立様取寄せ置候様ニとの 御沙汰被為在候由、壯

右衛門より承候ニ付、伊集院直五郎江相達候処、爰許之御帳留は先年御類焼之節致焼失候付、御国許にて合等取交写しを取寄置候旨承候ニ付、同人右御帳一册請取置候、

一 明十五日 御疋積氣ニ付 御登 城御断、今夕御留守居より御差出ニ相成候事、

八月十五日

島津伯耆殿

右は来卯年就 御下国御供被仰付候、尤御家老之場ニ被仰付候、

私井山口直記

右同断ニ付御供被仰付候、被仰渡席は御取附之間ニ之間にて候、

御用部屋書役勤

伊東正兵衛

右同 書役

能勢權之助

御旅方御側御用人座書役

河野祐右衛門

右同断ニ付御供被仰付候旨、於御取附之間ニ之間山口直記申渡候、正兵衛・祐右衛門義は病氣故權之助名代承候、

八月十六日

一 先日伊織殿より豊後殿江、加治木家来白尾傳右衛門一党之内ニテ遠島被仰付置候処、先度外之列は御赦免ニ付、右は何様可被仰付哉之間合壹通差上置候処、今日重久玄碩ヲ以御下ケ被下候、尤 御心寄も不被為在段御書取ヲ以承知仕候ニ付、其趣別紙朱書を以豊後殿江問合共相渡ス、

一 佐土原へ被遣候蒲生郷右衛門并三原喜之助・上井甚七いか、可有之哉と駿河殿より豊後殿江之間合差上置候処、是又右同人を以御下ケ被下候、蒲生郷右衛門・上井甚七先被遣候間、外言人は来春迄被遊御考候上、可被仰付との御書取承知仕候、是も別段朱書を以、問合共御同人へ相渡ス、

八月十七日晚

一表より之御用にて不時飛脚到着有之、

八月十八日

一昨日両日之内御日通奉願置候処、今日罷通候様被仰付候付、罷出奉伺

御機嫌候処、追々御快被為入との

御沙汰奉伺候、左候て

一駿河殿より豊後殿へ、市來五兵衛御役料米繰替之問合

ニ付ては不容易事ニ付、当人事多年御広敷番之頭、内

訴承居候事も御座候ニ付、其通被仰付被下候ハ、当

人は勿論御規も崩れ不申、又駿河より申越之詮も御座

候事と申上候処、其通宜との 御沙汰承知仕候付、左

様御座候ハ、別段 仰出は入 御覧不申旨申上置候、

一村岡一郎次、御細工奉行御役替ニテ新番勤被仰付度申

上候処、是も何通被仰付候、

一國分一郎右衛門事、〔徳橋水頭〕小頭被仰付置候得共、其詮も無之

不嗜ニ付六ヶ月逼塞之伺有之、右ニ付ては豊後殿考之

趣も有之、猶又我々方ニて致吟味呉候様ニとの事ニ付、

逸作・直記・拙者申談候趣は、小頭被差免御叱ニても

被仰付可然哉と致評議、其通申上候処、外之義ニ候ハ

ハ左も可有之候得共、軍之義ニ候間夫ニても軽く有之

と 御沙汰ニ付、左候ハ、何様可被仰付哉と申上候処、

問合通ニて可然と承知仕候付、其趣豊後殿へ御達し申置、書面は十九日ニ相渡ス、

一西筑右衛門より承候は、福岡御留守居長野小源次と申

者より高橋榮格へ申候は、〔政憲、幕府大目付〕筒井肥前守殿事、福岡方ニ

付ては御懇意ニて、御出入被成候ニ付ては、長崎之一

件杯ニ付ても被仰談、第一 公辺御都合ニ相成候事も

有之、〔赤之〕赤福岡方ニても余程御為ニ相成候義も有之候ニ

付、当御役之事情得共、とふか被成様は無之哉と被申

候ニ付、就ては此御方様ニも御同様之御事ニ付、同じ

様之御事ニては不宜候得共、御双方様より御願立被為

在候ハ、随分可宜哉と申候由、尤筒井殿江右之趣申

述候処、御両家様ニは至極御懇意被仰下候付、御出入

〔符之〕難被成度事情得共、何分当御役ニては不相成御法ニ候

得は、被致様も無之杯と被申事之由、何れ御願立ニ相

成候ハ、とふか其方ニ心向被申候哉ニ榮格申候由承

候付申上候処、 御前ニも其考ニ被為入候付、 御全

快之上は阿部様江御談之上、御願書差出被遊度との

御沙汰奉伺候ニ付、其趣筑右衛門へ相咄置候、

一得淨院御取替之一条、原田才輔より岩正上京之節申聞

候由、岩正帰府之上拙者へ申聞候付申上候処、御都合

能申上候通、百兩頂戴被仰付候旨承知仕候、

八月十九日

一篤姫様之御一条、今少し慥成義相知候ハ、才輔得淨院へ可申越被仰付候、未早との御沙汰ニ御座候、

一御進獻之御差小刀、明日便より御廻し申上宜御座候哉奉伺候処、何通被仰付候、

一富山浦川 公訴一条日延之義、今廿日計日延取計方有

之候様、小頭之笹右衛門江被申付候様、西筑右衛門へ相達置候、

一島津隼人事、母病氣ニ付当詰之内にて御暇被下罷下候処、終ニは母致死去候処、隼人致出立候ては跡家内幼

少のみにて、何分留守中行届兼可申候ニ付、当詰御免被仰付、肝付左門事代り被仰付置候間、仕廻次第出立

仕候様被仰付、左候ハ、御礼使之義は菱刈奎之介江被仰付、勤濟之上喜入主水

へ致交代候様被仰付候ては、何様可有御座哉奉伺候処、其通被仰付候、右仰出八月十九日伯耆殿へ相渡ス、

一今日南部遠江守様御内用付、九時御供揃にて東御門奥御玄喚より被成御出、七半過御出口通御立被成候事、

右ニ付井上居残ニ候、

一島津隼人、当詰之内にて御暇被下置候得共被成御免候ニ付、右代りとして肝付左門仕廻次第致出立候様、尤左門儀は御礼使被仰付置候得共、菱刈奎之介江被仰付候御沙汰書、今朝御家老衆御出勤無之候ニ付追田甚藏へ相渡ス、

一村岡一郎次、御細工奉行へ御役替新番勤被仰付候仰出、前文故右同人江相渡ス、

一市來五兵衛、御広敷番之頭勤被仰付候仰出、并同人御役料練替駿河殿より豊後殿江之御問合、豊

後殿御出勤無之候付、追田甚藏江相渡ス、一國分一郎右衛門事、砲術小頭被仰付置候得共、心掛不

宜候付六ヶ月逼塞之伺、伺通之朱書別紙相添右同人江相渡ス、

一亞墨利加船琉球致出帆候一条并約条書式冊、御覧相濟居候ニ付、明日御差出之御届書御案文、相良彌兵衛

差出候付入御覧、同人江相下ル、一長崎江致渡来候イキリス船、近辺ハツテラにて乗廻し

候義御免被成、何も外ニ申立候程之義も既ニ出帆之模^{〔無之脱之〕}様有之候由、染川喜三左衛門より豊後殿江申上越候書

付老通、相良彌兵衛より相請取候付、入御覽給候様山田壯右衛門へ相渡置候、

一 相良運八事、長崎にて蘭医江相付致稽古度、尤蟠洲と改名にて蘭館江出入御願立ニ相成候処、御願通以御付札被成御免候段、染川より拙者方江申越候ニ付、直ニ今日不時飛脚便より御国許迄仕出し置候、

一 琉大砲船可成丈早く成就之上、当所迄来二月迄廻船候様、御軍役方より御国許江し、相良彌兵衛より差出候付入 御覽候処、水主之義は人数旁御国許吟味ニ被仰付候、其外之義は何も 思寄不被為在との御事ニ候、右間合則相良彌兵衛へ相渡候、

尚々、御小刀之義は依事候ては銘柄等之御差障可被為在義も難被計 思召候付、為御用心二刃御登せ被遊候間、其段も宜被合置候、

一 御差小刀 二刃
但作者名前付相添、

右は先達て 御進献被遊候御短刀之御差小刀御用ニ候間、御進献被遊候様

右府様御沙汰被為在候由、被申越趣有之候ニ付、右通

御進献被遊度 思食候、依て今日不時飛脚被差立候折柄ニ付、御差登せ被遊候間、被相請取候上
右府様江被申上候義は宜被取計旨、御自分江被仰付候条、此段以御内用申越候、以上、

八月十九日

豎山武兵衛

原田才輔殿

一金百両

右は得淨院、類〔焼脱方〕後色々調物杯有之候処、別て取統方難決之由、就ては御取替之願若正次兵衛滞京中被申聞候由、同人帰府之上承届候ニ付、則達 御聴候処、兎角右様不被仰付候ては相済間敷との 御沙汰にて、御都合能御許容被遊、右通極内々にて頂戴被仰付との御事ニ候、右ニ付金子之儀は、田尻次兵衛江御内用ニ候間、御方迄被相廻候様大頭迄申越候ニ付、御内用之名目にて次兵衛江被申出、被相請取候上、得淨院江右通申聞引渡方宜被取計候、此段以御内用申越候、以上、

八月十九日

豎山武兵衛

原田才輔殿

八月廿二日

一 琉国にて亞人溺死一条にて之帳面三緋、并右同人へ約
条書印形いたし取交候ニ付、摂政・三司官より御断書
壱通、

一 御届御日附去ル十七日共、今廿二日伺書一紙、
一 去秋蘭人へ大砲船御調文有之候ニ付、蘭人より申上候
一条承得候付、染川喜三左衛門より御国許御家老柴江
申上越候書面、駿河殿・石見殿より豊後殿へ御問合相
成候二冊并添書、今日早川務を以被相下候ニ付、則相
良彌兵衛へ相渡ス、

本文達 御聽、八月廿三日伊東正兵衛ヲ以御家老座へ相下ル、
一 長崎御屋敷御隣屋敷差上度訴出候書壱通、
一 嶋津求馬殿病氣出勤無之候ニ付、筑後殿より豊後殿江
之問合壱通、

右式行、今廿二日豊後殿より被差出相請取申候事、

八月廿四日

一 今朝京都より町便を以田尻次兵衛より、

【宗形子成丸】
覺法院様御天亡ニ付、川上郷兵衛御使を以御しらせ被

仰進候処、去ル五日上京にて同十三日御使相勤、尤
表御休息所へ被召通御目見被仰付、御使勤御都合克相
濟候ニ付、去ル十四日京都致出立候由、大頭問合相達
候、

一 伯耆殿江田尻より、

右府様御初表向御届は不被遊候得共、三日鳴物御停止
にて、御精進も被遊候由之問合壱通、

一 豊後殿へ、右同人より拙者江被申越候同案之書付、
一 大小路并中川より豊後殿江、御悔之一条書状壱通、
右入 御覽候て、豊後殿へ御直ニ相渡ス、

一 右之町便は、去ル十九日、廿三日迄酒匂川差支にて滞
候故、及延着候相成候断書出ス、

一 重久玄碩を以、大木冲益之義は宜取計候様被仰付候奉
畏候旨、右同人を以申上候、左候て豊後殿江も致御相
談候得共、何分難取究候付西筑右衛門江、榮格江成共
内談いたし、榮格より自分之考を以先方へ打合候ハ、
否可相分哉と申置候、

一 篤姫様御道具等御取拵ニ付ては、折角不事立様相達置
候事、

一 覺法院様御遺髮、明廿五日御立之御積ニ候処、御差合之御日柄ニ付、明後廿六日御立被遊候様、小野島より中山次左衛門承知にて、次左衛門より拙者江申聞候ニ付、則昨夕仰出正兵衛へ為認、豊後殿へ申出候様申聞置候事、

八月廿六日

一 覺法院様御遺髮、今辰刻大圓寺より御立被為在候、右ニ付御広敷番之頭町田孫七、同御広敷横目勤丸田孫左衛門、御広敷番家村助之丞被召附候、

同日

一 御国許より之式日中急今日八ツ後到着にて、左之通御用封相届候事、

一 来卯年御留守詰肥後與左衛門申出置候旨、名越彦太夫より申越候、

一 奥四郎より種人參買円方之儀申越候処、得と被遊御勘考、追て何分可被仰付との

御沙汰被為在候旨申越置候処、御請之返答申越候、

一 先便より、伊東助七・小野強右衛門・山田一郎太人柄

聞合方、名越彦太夫江申越置候処、三人共不十分候筋ニ返答申来候、

一 上村良節より、出立前ニ付ては困窮者之儀ニ付、金貳拾五両御取替被仰付被下度内意ニ付、御内用方金申出通被仰付候旨申渡候段、名越彦太夫より申越候、

一 御雇下しニ相成候鋼吹方いたし候伯州之善九郎・金左衛門事、大坂林正之助外ニ壹人才領にて、御国許江致着候ニ付、赤塚利助召列帖佐江差越候由、福崎助八より申越候、尤委細之義は利助より重久玄碩方へ可申越との趣も申越候、

一 先達て井上庄太郎申出にて、水戸様よりピストン製作道具御所望被遊度との御事にて、御国元江問合越具候様承申越置候処、則御手当申渡置、尚又委細之義は庄太郎方へ御請申上越候旨、福崎助八より申越候、

一 前之濱波戸御台場炮門七ツ御成就にて、跡三ツ総御成就之儀は、八月十日頃迄ニ相濟候筈之由、調へ掛郷田源八・郡奉行掛今村角太郎より申出之書面、并御台場之絵図相添、福崎より相廻候事、

一 諸郷島作当分通ニ候ハ、至極豊熟と申、郡奉行より申

出相添、助八より申越候、

一市中米相場跡申上越候通相違義も無之由、見聞役より届申出候書面、友野・福崎より山口・拙者江申越候、

一伊勢雅樂娘、島津又七郎へ縁組有之、尤御内ニは御沙汰被遊候由、然処先度離縁之申上有之候、就ては御内々御沙汰も被為在候御事ニ付、前広可奉伺答候処、其

義無之、依て訳合承越候様御沙汰被為在候付、其趣豊後殿江御達申置候処、今度雅樂并親類島津左膳・平田鞆負連名にて、前以可奉伺候上離縁可仕之処、氣不相付不行届之至、御断御都合宜申上吳候様申来候事、

一御船三量丸式拾反帆

支配人波見之

新 六

砂糖三拾貳万六千六百六拾二斤

右は先便より申来居候大島へ滞船いたし候式艘之内にて、先月廿六日山川入津之由、外巻艘は程隔候湊にて未入津之分不相分と申事之由、友野・福崎より拙者・山口連名宛にて申越候、

一田尻次兵衛より申越候趣は、去ル九日 近衛家林縫殿より参殿いたし候様申越候ニ付罷出候処、 若殿様被

遊御天亡候ニ付ては、御悔之御使被差向答候得共、炎上後 渡御御繁々にて、其上御大切成御道具も被遊御預、御少人にて御番人等仕候義候得は、何分御使難被差向、御氣之毒ニ思召候旨被相達候由、川上郷兵衛歸府序より申越候事、

八月廿九日

一御目見奉願置候処、今日四ツ後罷通候様重久玄碩を以承知仕候ニ付、岩元太右衛門を以奥江通し貰候処、表使取会直ニ 御前江罷出御目見仕、左之条々奉伺候、

一島津淡路守殿より被下候御書奉入 御覽候、左候て御同人より山田鞆負出府被申付候て承候趣は、去冬佐土原改革ニ付、九万余之御取替被仰付、右を以段々趣法被相付候処、十五年目ニは壹万六千余之囲金ニ相成候積候処、当春

勅使御馳走役被蒙 仰候、差掛り四千余大坂にて新借出来候ニ付、去冬調へ通りニは相談出来兼候由、其外々株々は兎哉角調へ通り相済候由候得共、最初達御聴候通ニは相違仕候ニ付、右之御届旁にて候、尤趣法違相成候ニ付、元金帳一冊・金賦書壹通・覚書壹通鞆負

より差出候ニ付差上候得共、得と御覽は無之直ニ被相下ケ候、

一代与力牛嶋林左衛門、年功は無之候得共、度々自分失質を以御厩江御奉公仕、御馬預より品能被仰付度、^{本ノマ、}書付を以表江相付申出有之候得共、年功不足故表之調へ付兼候、乍去至極御奉公いたし心掛宜者候間、我々方ニて致吟味様豊後殿より承候ニ付、今日御直ニ代々与力之処へ申上候処、御許容被為在候、

一駿河殿より豊後殿へ、琉球国異船渡来いたし交易旁ニ付、先々之吟味御問合之趣、豊後殿より被差出候付入御覽候処、当時之処ニては何れ江戸之通り無之ては不相濟との御沙汰ニ付、其趣豊後殿江御達申置候、

一守衛方ニ付致出府候諸郷之者共、去月末ニは被差下儀も可有之、尤阿部様へ御相談之上、弥之義は可被仰付候得共、右之趣先致内達置候様、其通御達相成居候処、最早着物杯も大廻般〔船カ〕より差出し、追々肌寒く相成候得共、難調者も有之候由ニ付、少々、御取替にても可被仰付哉と、書面を以豊後殿より被伺候付申上候処、伺通被仰付との御事書面、御朱を入御同人江相渡ス、

一御発駕前筑後殿より島津内藏詰衆之伺書、被相渡置候付申上候処、

御前ニは何も委敷訳を御存し不被遊候ニ付、思召寄不被為在との御事ニ付、左様御座候へ、高輪様江永江休之丞を以奉伺御内慮候様可仕旨申上置候、

一來卯年就御下国、奥向并御使番勤役掛迄名前書を以奉伺候処、夫々御差図被遊候、

一奥御小姓三人被仰付度、先達て

御沙汰も奉伺置候ニ付、猶亦申上候処、入江駒之丞・江夏喜太郎・高田十次郎、此涯御取扱仕候様承知仕候、一此度南林寺・妙谷寺・惠燈院・良英寺より順繰上ケニ付良英寺後住之義も寺社奉行調へも御座候、然処大中寺豊後処へ参上、山寺事至極勤功御座候間、何卒此者を良英寺へ被仰付被下度申候由、何様御座候哉申上候処、坊主之義は一向御存も不被為在候付、いか様共宜取計候様

御沙汰被為在候付、其趣豊後殿へ御達申置候、

一御徒目付川口市左衛門代り跡御座候付、安田助左衛門悴喜三太事被仰付候てはいか、御座候哉奉伺候処、宜

との 御沙汰ニ御座候、

一木脇賀左衛門御軍賦役被仰付候様、御沙汰承知仕候、若親矢張山奉行ニ候ハ、何ぞ引揚ケ可申旨被仰付候付見合候処、高奉行にて山奉行動ニ付、右之御取扱ニ不及候事、

一島津藏人若年寄被仰付度 思召候ニ付、高輪江罷出申上候様、若右之仁御差支之義も候ハ、川上矢五太夫右通申上候様 御沙汰ニ付、永江休之丞へ差越、御相談被仰進候趣を以口合置候、

一亡鹿嶋休兵衛事、存生之内

宰相様御用多々相勤致精勤候御取訳を以被召出、小細工人兼務迄も被仰付置候者にて、存命中加世田郷土を幼年より養子ニ貫置候処、先年御改正之砌、五拾石以上不持出者は養子被仰付間敷趣被仰渡置、最早妻子迄も有之候得は、何れ不被仰付候ては難相濟

宰相様入 御聴候処、兎角右通り不被仰付候ては相濟申間敷、先例も可有之候付、芝へ申候様ニとの 御沙汰被為在候由、休之丞より承候付今日申上候処、別段之御取訳を以被仰付との 御沙汰ニ付、今日休之丞へ口合置候事、

八月廿九日

一八ツ後より永江休之丞江差越、島津藏人御役替并島津内藏詰衆、且喜入主水義は此内 御直ニも被仰上置候由、以私御相談被仰進候間、明日も

宰相様被達 御内聴、何分 御沙汰之趣申越給候様口合置候、

一御台場御造立之義ニ付

宰相様御内沙汰之趣、先達て休之丞より承知仕置候ニ付申上候処、御台場之義は被對

公辺ての事ニ付、何分御取止難被遊候ニ付、宜申上置候様被仰付候旨、是亦休之丞へ口合置候、

八月晦日

一昨日高輪へ差越、永江休之丞江口合置候条々、今日同人より

宰相様江被申上候処御尤ニ思召、内藏義は余程手数も相立候付 思召通にて御宜、又喜入之義は 御直ニ御承知も被為在候由ニ付ては、大目付にて候哉又若年寄にて候哉

御沙汰被為在候由ニ付、右之処御序ニ申上越候様同人

より申越候付、大目付にて一詰之内御家老座江被居置候 思召之旨、御用答序ニ申越候、尤 御相談被仰進候通、御取計被遊候て御宜との 御沙汰被為在候段も 休之丞より申越候、

一入江駒之丞 江夏喜太郎 高田十次郎

右奥御小姓被仰付候仰出、

一木脇賀左衛門御軍賦役被仰付候 仰出、

一安田喜三太御徒目付被仰付候 仰出、

一牛嶋林左衛門代々力ニ被召出候 仰出、

一加世田郷土仁禮次郎事、亡鹿島休兵衛養子被仰付候

仰出、

右之通豊後殿江相渡ス、

一御納戸奉行初奥向并御使番御供目付役掛等之来卯年

御下国御供被仰付候

仰出、

右御同人江差出置候、

一御不例中ニ付、矢張御疝積氣（體）之御病名にて明日御登

城御断之書面、今夕半田嘉藤次を以被差出候、

一入江駒之丞・江夏喜太郎・高田十次郎へ、明日四時麻

袴御用触差出候事、

九月朔日

一入江駒之丞・江夏喜太郎・高田十次郎奥御小姓御役被仰付候旨、御近習番所於上之間申渡候、列席山口直記御供目付詰河南清兵衛にて候、

一御取付之間二之間ニおひて、驚頭才之丞初奥向并御使番御供目付役掛之面々迄、来卯年 御下国御供被仰付候旨申渡候、列座山口直記、詰御供目付平田善太夫にて候、

一木脇賀左衛門御軍賦役被仰付候、

一牛嶋林左衛門代々力被召出候、

一安田助左衛門悴喜三太御徒目付被仰付候、

一伯耆殿より表方人数書被差出候ニ付、達御聴候、相下候ニ付、山口直記より右御同人江相渡ス、

一御国許御家老衆より、南林寺并妙谷寺・良英寺繰上ヶ

等御問合有之、入 御覽候処、 思召寄不被為在との

御事ニ付、高輪御側役江及問合候処、何も思召寄不被

為在との 御沙汰之由返答申来候ニ付、其趣御家老衆

へ御達申候、今日便より御返答ニ可相成との事、

一先月式日被召延候ニ付、今日被差立候、

一磯御茶屋御拘内御手狭ニ付、土橋下迄築出し有之、最

早往来出来候ハ、御拘込ニ相成候様被仰出候、委細之義は絵面相添、重久玄碩より可申越候間、大頭迄、

三原藤五郎 福崎助八迄申遣候、

九月二日

一 今日新番井中小姓之面々、来春

御下国御供被仰付候、御取附之間ニおひて山口

直記申渡候、

一金六百両

右

篤姫様御一条ニ付、色々御道具御取入代として、山田

壯右衛門へ相渡ス、

一金三百五拾両

右は琉球人立御用品御取入物代として、右同人江相渡

ス、

一金貳拾両ツ、

入江駒之丞

江夏喜太郎

高田十次郎

右は 思召を以、昨日奥御小姓御役被仰付候付、御内

々仕廻方旁として被下候付、銘々江引渡候、
一同式十両ツ、

前田龍五郎

本田孫九郎

右は最初奥御小姓御近習番所詰被仰付候節、可奉伺答候処、

御発駕前ニて混雜いたし、是迄不奉伺候付、右同様可

被仰付哉奉伺候処、何通被仰付候間、式日便より右之

趣名越彦太夫江問合可致事、

一来年御供之書役小役人名前、来ル十日限取調へ申出候

様との御書面、豊後殿より被相渡候ニ付、河野祐右衛

門江相渡候事、

九月六日

一 若殿様御天亡被遊候ニ付、御国許より之飛脚到着ニて、

四時頃御左右御届候、

一 三原藤五郎・福崎助八より、下町築出し土手賦方之二

冊、絵図相添相届候、

一 大砲船帆前之義、すそ黒と被仰付越候ニ付、猶又吟味

いたし候処、上帆計掛候節は下黒不見得、全白帆と相

見得候付、三段ニ有之候帆ことにすそ黒いいたし有之候付、御軍役方にて猶又被致吟味候様ニ田中仁右衛門

江相渡候処、越通船御願立ニ付、すそ黒と絵図面迄も

御差出ニ相成居、其上浦々触も有之候義にて、今通な

らてハ外ニいたし様も無之、就てはおのつから御家老

衆より之御問合も最早相達たる筈候ニ付、最早今度三

原より相廻し候絵図面、入 御聴候ニも及間敷との吟

味之由承候間、其通之事と致返答置、達 御覽候マツニも

及間敷と山口直記申談候、

一金五拾兩

右

御前様御方へ被進之〔株脱乙〕のニて、節句前差通し呉候様小の

嶋より承候、

一金五拾兩

右

寵姫様へ盆暮被進之株ニて通しくれ候様、右同人より

承候、

一金三拾兩

右は

眞如院之方江被下之株ニて、右同人より同断承候、

右之通、小野嶋詰合無之候ニ付、岡村江右之通覚書相

添相渡候事、

右は

篤姫様御用御取入物代として、山田壯右衛門江渡ス、

正兵衛首尾

一金三拾兩余

右は琉人江被下物御用として、右同人江正兵衛より為

渡候、

九月八日

右

一金百兩

右は山田壯右衛門より、御国許江引越之引払下地いた

し度候処、金子入用候得共不繰合ニ付、御供ニ付被下

候株より御返上可仕候間、御取替被成下度承趣も有之、

豊後殿江御口合申候処、引越ニ付ては二百兩被下候御

規ニ付、右之内より御取替可給との事にて、則向井親

兵衛致承知候由、山内賢助持越候付、直当人江引渡候

事、

九月十一日

一 太守様御事、閏七月朔日より御登城不被遊、今日迄
ニて七十日被為成候ニ付、今夕御留守居を以大目附様
迄、中御届被為在候事、

同十二日

一 得淨院より同七日夜日付にて小の島江之返事、田尻次
兵衛取計、四日届仕立町便を以今日相届候ニ付、則岩
元 太右衛門を以小の嶋へ差通し候、尤得淨院より拙者
江も相達候、

一 右同便を以田尻より、向井・田中連名にて一封相達候
ニ付、則向井へ遣候、

〔表紙〕

豎山利武公用控 十四冊之内 三

(自安政元年九月十五日至二年正月廿九日)

〔扉〕

公用扣

嘉永七年寅九月十五日ヨリ
安政二年卯正月廿九日迄

三

口摺切

一 覺法院様福昌寺

御納之義、両様御国元よりも取調

へ、先達入 御覽候得共、御取次故委數不相分候ニ付、

猶亦奉伺候処、

賢章院様 觀光院様 御相廟にて御宜との 御沙汰被

為在候ニ付、伯耆殿江御達申置候、

一 篤姫様御一条、追々御取調へ被為在候由、御内話奉伺候、

一 暮過京都より町便を以相届候由にて、田尻次兵衛より

得淨院拜借之金百両、原田才輔へ引渡方相濟候返答、

并大乗院正僧正被蒙 宣下、御礼廻勤迄も相濟候吹聴

状壹通、永江休之丞方より相廻候由にて、山口直記よ

り届来候、

九月十五日

一 中山次左衛門御役替并菊池藤助・同東郷泰玄・足立梅榮事被召出御役被仰付候仰出、豊後殿江相渡候、

一 今日就 御下国 江御座被召建候ニ付、伯耆殿

初 部過より御出席有之、常之通御酒御取看御賄被下

之、

一 御側役兩人御供ニ付、御国中諸所地頭代被仰付候、

一 御下国御道中之節、物頭方兼務森川孫太夫へ被仰付候、

山口直記より申渡候、

一 御道中之節、大徳寺其外御国中諸所御代參、御納戸奉

行御小納戸江被仰付候、山口直記より申渡候、

一 若殿様

御乳持

表使格
御守

岩井

右被召拘候節御請難仕申出候処、御用部屋計ニテ橋口彦助を以押付、往々は宜様可被成下との趣迄も申聞、漸く奥へ上り候、時宜ニテ此節御暇ニ付ては、何れ別段御心付不被仰付候ては相濟間敷旨、御抱守兩人より申出、尤被仰付儀候ハ、十両計も被下候ハ、可宜旨承候ニ付、以書付奉伺候処、委細被遊御承知宜との御沙汰ニ付、金拾両次左衛門江相渡し、宿元之者召呼引渡候方可宜も相

右は
覺法院様御守相勤、此節永之御暇被下候付、一世右之通可被下旨小野島より承候ニ付、為念書面を以入 御覽、左候て豊後殿へ御沙汰書相渡候事、
一 岩井初
其外御側
女中御次
御番等迄

九月十七日

一 太守様御不例ニ付、從

右は

典姫様御機嫌伺御使として、奥医師清水養正被差出、今朝致出府候、

覺法院様御附ニテ、此節永御暇被下候ニ付、被下方有御座度御広敷御 申出相成候由ニテ、御使番調へ伯耆殿より被差出候ニ付入 御覽候処、同通被仰付候

一金百兩

右は

ニ付御同人江相渡ス、

晴雲院様江被進御用ニ付、今日中差通し呉候様小の島より承候ニ付、御趣法より奥上りニテ取揚、小野島江

一 養正出府ニ付、御家老衆より此表之御同役へ御問合御覽相濟候付、豊後殿江相渡ス、

引渡候事、

一 西筑右衛門江大木冲益改名いたし候義を被取計度、左

一 三人扶持

候ハ、御取扱向宜候旨口合置候、

一東郷泰玄・足立梅榮勤方之義いか、可被仰付哉、渡瀬
玄悦より申出候ニ付、当分は表^マ 御入も不被為 在
候間、宗澹・謙受杯へ致相談申上ニ相成候様可然旨、
相答置候、

九月十八日

一前之濱築地并波戸之御台場致成就候付、大砲打試をも
有之候処、何共無之至極丈夫ニ相見得候由、三原藤五
郎出崎滞留中より申越、町便を以今日昼時分相届候事、
一三原藤五郎初、肥後七左衛門其外^{〔兼也〕}遂氣船江乗込之儀、
奉行所江願出候処御免有之、就ては誓詞被仰付事之由
ニて^マ 詞相濟、三原義は壹度乗込、肥後・梅田杯は
両度乗込候由、勿論蘭館へ心得居候蘭人も有之候由、
為質問差越儀出来候哉ニ付、願書差出賦之由藤五郎よ
り申越候、

一荒尾土佐守殿用人山内助右衛門致出崎候ニ付、御内用
頼可申込旨 御沙汰ニ付、染川喜三左衛門江申越候処、
早速申込候御請申出候由、尤外ニ同役者人有之候ニ
付、此者江も御申込無之候ては御都合不宜と申事ニ付、
差掛之事故則申込候処同断御受いたし候由、就ては右

両人へ細細着代等御送ニ相成候段、染川より申越候、
一蒸氣船へ乗込一条ニ付ては願書差出候処、御免被成候
旨御付紙を以御挨拶ニ相成候、

一梅田市藏事、此内より江川殿へ被附置候節、矢張藩中
同様之取扱振ニて候由、尤応接之場ニ出張候事ニ付、
服合杯も御法通ニては異人共より軽く見候義も可有之
旁ニ付、決て身分違之服合も可致候間、右之処可然相
合、見聞役杯江も被達置候様、拙者考を以染川江問合
置候処、致承知候との趣返答有之候事、

九月十九日

^{朱書}
本文同廿日豊後殿へ相渡ス、
一長崎通詞西吉兵衛死去等之義ニ付、染川喜三左衛門よ
り豊後殿江申上越候一卷、

右同
右書同断

一イキリス長崎へ渡来ニて申出候一条之書付一冊、并御
答振り御老中様より被仰渡候書付一冊、
一三原藤五郎初蒸氣船江乗込候一条壹通、
^{朱書}
但書ニ付 但此一件は拙者方江も、染川より申越、
右同断 御覽相濟候ニ付扣置候、

右同
右同断

一 太守様よりイキリス船江皆々乗込候にては、細川様・佐賀様・筑州様杯よりも被下物有之候付、被下物御附人前にて取計候処、御礼申上候横文字書付忝通、右之和解忝通、

同
右同断

一 公辺よりイキリス船江被下物等之書面一冊入 御覽、今日務を以被相下候内横文字之忝通、并問合之内忝通は未御下ケニ不相成候、

一 去丑年より当七^マ迄之大坂総帳一冊、寅八月中総一冊、并砂糖入札等之横封三通入 御覽候処、総帳二冊と横封之分は被相下候、

同
本文右同断

一 清水養正事、実は

上様御不例ニ付 御機嫌御伺之御使にて、表向は御内用付被差立候と申、御家老衆より御問合にて致出府候付ては、御床払迄被留置、其内は同役繰廻し御番相勤候様可被仰付哉奉伺候処、伺之通被仰付候ニ付、仰出豊後殿江相渡候、

一 養正出府之上は、奉伺候 御様子様を自分より可申越

旨、御国許御年寄より承候ニ付、早き方可宜と吟味いたし申候付、六日之町便を仕立可申旨、豊後殿江申出置候、

九月廿日

一 豊後殿より富山半次郎外ニ忝人事、湯地彦太夫借金^マ致連印 公訴ニ相成居、漸^マ当金三拾兩入付、残之儀は七ケ年賦約定ニ相成、既ニ明後日限りニ付、当日拾五兩丈入付候賦候付、達

御内聴呉候様致承知候ニ付、岩元氏を以不申上候ては不叶儀有之候付、今日明日迄之間

御目見願上呉候様申置候処、岩下十郎を以直ニ罷出候様承知仕候付、罷出御目見仕、右之趣申上候処、能

御聞取被下候付、其趣豊後殿江申置候、
右罷出候序ニ左之通申上候、

一 澤井玄俊親病死後脇々より救ニ逢申候処、追々年も取申候ニ付、医道稽古不仕候ては不叶義御座候得共、右次第困窮者ニ付、稽古扶持として忝人賦被仰付被下度、奥医師中より表江願書差出為申由、然処表にては右様之先例無御座候付、表向ニは御伺も難仕事御座候間、

尤成事候間、我々共方にて吟味筋は無之哉と豊後殿より承申候ニ付、願通被仰下候ては何様御座候哉申上候処、可然取計候様ニとの御沙汰ニ付

仰出事書を以豊後殿江相渡ス、

一 小野島より黒田松賀死去ニ付別て困窮ニ付、金貳拾兩御取替被仰付被下度旨、山崎拾より承候付入 御聴申候処、奥之取計ニも及間敷先例も可有之候ニ付、武兵衛へ申聞候様 御沙汰被為在候由承知仕候付、吟味仕可申上旨小野島へ申置候て、同役中談合いたし候処、皆存寄無之候ニ付豊後殿へ申出候処、同敷御同意と被仰候付 御直ニ申上候処、可遣との 御沙汰ニ付、左候ハ、御側役前より相達引渡候様可仕旨申上置候て、山崎拾へ引渡候事、

一 御趣法方御内用方にて、諸人江御取替被下候御金之義ニ付、近年は致死去候者江は被下切、御役御断申上候者は矢張相納候筋之由、乍然口伝次渡にて候由承候ニ付、何も右之通差別無御座候段申上候処、右一条先年平田直之進より承候付、死去ニ付被下切と 御沙汰被遊、何も部を御分ケ被遊候義にては不被為在との 御沙汰承知仕候付、左候ハ、其趣猶又豊後殿江申聞置候

様可仕旨、申上置事書之 仰出、豊後殿江相渡ス、

但前文之趣外ニ御不承知之義被為在候は、定府死後跡之御養ひ已前通可被下候間、其通可取計旨直之進へ被仰付置候処、其後直之進より吟味之趣を以高輪江申上取計仕候旨申上候付、其通りニ被召置候得共、一体

御沙汰通り無之、御不承知之御口氣様ニ付、左候ハ、其趣豊後江申聞、以前通被下方御座候様仕候旨申上置候、

一 樋口探玉養子探月事、三人賄料被下度、重久玄碩より内分承候ニ付申上候処、伺通御許容被遊候、

一 御広敷医師欠跡御座候ニ付、片山玄沖にて可被仰付哉と奉伺候処、右は老体之事ニ付可宜との 御沙汰ニ付、事書之

仰出豊後殿江相渡ス、

一 表御小姓、先達て村岡も御役被仰付候付、跡差支可申候ニ付、致吟味追て可奉伺旨申上候処、何々と申有之候哉と御尋ニ付、桑山十之介悴・富田覺太郎悴・上田尚之助之跡杯罷在候由申上候処、上田など可宜との御沙汰被為在候ニ付、猶又人柄聞合等仕候上、可申上旨

申上置候、

一 今晩京都より町便到着にて、田尻次兵衛より一封相届候、右は此内 御進献御用之筈、近衛様御取計にて御取仕立御成就にて御伝献ニ相成候処、

雲上至極之御都合にて、近日女房奉書御到来可被為在との趣、次兵衛より申越候、外ニ豊後殿江之田尻より之間合有之、直ニ為持上候、

一 暮過山城彦兵衛、

典姫様より御機嫌御同等之御使被仰付、出府有之候、右便を以三原・福崎より山口・拙者へ向、京都之新川和泉手^{〔代カ〕}伝英助外ニ菅人鹿兒島江致着、段々願之趣有之候得共、勝手向而已にて難取揚、尤墨之義は追々御手を被附度折柄之事故、右製法方被仰付候ハ、何様可有之哉、何分相伺早く返答いたし候様申越候、

九月廿一日

一 御国許御家老衆より、爰元御同役衆江御問合有之候、
覺法院様御厨子之伺ニ付

賢章院様并

觀光院様之御厨子并御位牌・御絵図も銘々被相廻候付

則奥江差通入

御覽候^{〔符カ〕}候処、宜との 御沙汰候付、爰許にて御同通之御取計御座候て可宜と伯耆殿江申述、右御絵図なども御同人江御渡申候事、

一 清水養正より、出府いたし候ハ、御不例被為入候御模様直書ヲ以御国許江申上越候様、御年寄より承候旨申出候付、今日六日仕立町便を以、当人より一封差出候付相廻し候、

一 新川和泉手代英助・茂助鹿兒島江致着候ニ付、墨製法被仰付候てはいか、可有之哉、早く否之義 伺之上申越具候様、三原・福崎より申越候付、右問合入御覽候処、宜取計候様ニとの御沙汰ニ付、右之通心得猶又 御国許致評義宜被取計旨、今日町便序を以及返答候、

一 下町前之濱鴈木涯土手之義、最初郡奉行吟味は九尺之高サニ申出候由之処、御趣法方書役高三間と認違へ候由にて、其段は三原藤五郎より御断申越候、就ては猶亦高サ之義申越候様申来候ニ付、

御直ニ奉伺候処、高三間之方宜と

御沙汰ニ付、今日町便序より及返答候、

一 覺法院様御廟所御石垣之義は、御手狭之御場所ニ付、右ニは被為及間敷との伺相濟居候得共、随分御出来ニ相成候ても不差支由、尤右は中山次左衛門抔より奉願趣も有之旁ニ付、右御絵図并御作事奉行添書壹通、伯耆殿より被差出候付、追て入 御覽可申旨御答申置候事、

一 今日南部遠江守様御内用事付、御二度御膳被召上候て、東御門奥御玄喚より被成御出候筈ニ候、右ニ付山口直記居残候事、

一 澤井玄俊事、医道稽古持扶として式人賄料被成下候、一片山玄仲、今日御広敷医師被仰付候、

九月廿二日

一 今晚七半過以町便菱刈七左衛門より、去十八日大坂沖中ニ異国船壹艘卸碇、追々大坂へ近寄、終ニは安治川筋伝間式艘、壹艘は黒船、壹艘は白船にて、式拾人計之乗組にて致上陸候ニ付、西町奉行面会にて書物之様成物差出、左候て申之刻比ニは本船江漕帰候段、薩摩屋仁兵衛よりしらせ有之候旨申越候、ヲロシヤ船之由ニ候、

一 昼時比原田才輔より問合相達致開封候処、先便差登せ候 御進献御用之御差小刀相届、則參殿いたし

右府様へ遂披露候処、正良之方を御進献御用ニ被遊、正平之方は

右府様御短刀ニ御差可被遊との事にて、宜申上候様被仰付候、

一 先達て御差登せに相成候 御進献御用之筥も御取仕立御成就にて御進献ニ相成候由、右御取仕立之絵図共才輔より差登せ候、

一 得淨院拜借之義も先便より申越置候処、田尻次兵衛より相廻し候ニ付、得淨院相招候て問合之趣も申聞、御金百兩引渡之由候処至極有難狩、御礼を可申上にて可有御座筈候得共、才輔よりも御礼申上候との趣申来候ニ付、右問合式通并筥御取仕立之絵図、以御小納戸奥江差上候事、
一 御上下巻具 寶生大夫

一 御紋付御羽織 同 紫 雪 右之助

右之通御近習番所於上之間被下之、拙者席詰、御供目付引進メ、御小納戸より御広蓋ニ請持出し候、

一 銀百枚

右は彼是御挨拶として紫雪へ被下之、是は御小納戸引渡候、御側役前より不構候、右弟子松元彌八郎御反物御目録、其外弟子一統へ御目録相中ニ被下之、

一金三拾兩

右は柏百喜事、寶生方伝授事相済出立之賦ニ付、御内々御取替として被仰付候、

一 柏百喜事、右之通伝授事為相済由候ニ付、出立被仰付候間、申渡之書面伯耆殿へ相渡候、

一 山崎拾より、正・五・九月其外ニも

御前様并御子様方為御祈念、眞覺院参上有之候節之被下方申出有之候ニ付、書面式通伊東正兵衛江渡置候、

九月廿三日

一 大木仲益一件ニ付、永江休之丞へ口合候考にて差越候得共、病氣ニ付不致面会候ニ付、荒増書付いたし、取

次之者へ渡置候て引取候事、

一 御用之儀被為在候間明後御登 城被遊候様、御老中様御連名之御奉書御到来被為在候付、御受毎之御振合を

以御仕出有之、

一 阿部伊勢守様より、今日中御留守中之内本ノマ人御勝手へ

御呼出ニ付、御封書被相渡、猶又委細之儀は御直ニ御逢被遊候節被仰進との事之由、御封書は山口直記より差上候由、

九月廿四日

一 今晚七半時比大坂町便相届、菱刈七左衛門より御用封相達、其趣は魯西亞船渡来ニ付、御蔵屋敷有之候諸家様は多少ニ不限、御固被差候様被仰渡候由にて、去ル十九日付ニ明日より人数出張いたし候賦申来候、何も平穩ニ候由申来候、右間合今朝以御小納戸奥へ差上候、

一 上田宗二表御小姓被仰付候 仰出、豊後殿へ渡ス、

一 大坂へ異国船渡来ニ付ては、何も異変之儀は有之間敷候得共、長滞在共ニ相成候、ては脱之大坂少人数にて御用差支

可申答候ニ付、御当地江罷在候守衛人数之内より、一手許ニても可被差出哉之伺被差出、就ては私 御直ニ伺實候様被仰聞候ニ付、井上庄太郎を以今明日之内

御目見奉願置候事、

一 去六月勝川殿被罷出、席画被仰付候節、何ぞ願へとの

御沙汰承知仕候ニ付相頼置申候処、出来いたし候由にて、今日勝川殿蓮鷺之画一枚・伊教羈之二幅対、重久玄碩以御取次頂戴仕候ニ付、玄碩へ御礼申出置候、

御国元八月式日被召延、当九月二日被差立候中急、同廿四日到着にて、左之通御用封相届、

一市中米相場不相替段見聞役申出候書添にて、米直段付相添、三盃入九貫七百四拾八文、給地米壹石拾貫貳百文之由、右外小書は略ス、右友野・福崎より申越候、一名越彦太夫へ朱墨差登せ方有之候様申越置候処、今日便より可差登旨申越候、

一田舎米相場付帳一冊、友野・福崎より差越候、
一國分八幡へ御寄進ニ相成居候御幣相痛候付、御造替にて御寄進有之、右残之金地金は重久玄碩方へ差登せ候様、名越彦太夫へ申越置候、其通可取計旨返答申越候、
一大島へ残居候三寶丸、閏七月廿九日山川入津にて、砂糖二十七万相届、〔斤脱カ〕最早壹艘も無残致皆着候段、友野・福崎より申越候、

一近江殿より爰許出立前、御前江罷出候節、琉球江可被申越との趣段々、御ケ条を以承知被仕候付、御沙汰

之趣川上式部・谷川次郎兵衛へ同案式通を以、追々被申越候由ニ付、私迄被申越候間、可達、御聽旨被仰越候事、

一羅紗俵岐類

右当夏届にて、御前御用御納戸奉行御小納戸立会、御小納戸蔵江御入付相濟候旨、福崎助八より申越候、

一檜木五拾本

但長短は有之、

右は御旅方御用登せ方有之候様、福崎助八へ申越候処、致承知候旨返答有之候、

一 松平土佐守様御家中

平土
御筒役

田所左右次

岩井泉之進

鑄物師

藤右衛門

是之助

右反射炉御取建相成候由ニ付、製造方右之面々被遣被成御伝授、土佐守様御願ニ付可被遣答候間、何篇不都合無之様福崎助八へ申遣候処、致承知候趣申来、尤御

家老衆よりも被仰渡候ニ付、夫々掛之向々江申渡置候
旨助八より申越候、

九月廿五日

一來卯春三島詰御役々交代前ニ付伺書一通、并御趣法御
用人より前条ニ付名前取調へ申出之書付壹通、

一篠原伊右衛門来春交代肝付甚左衛門伺一通、

右豊後殿より被差出相請取候、

一金百両ツ、 高橋要人

町田式部

右は御軍役方別て心掛候得共、何分困窮ニ付届兼候筋

相見得候間、何卒右之通御取替被仰付度旨、駿河殿よ

り豊後殿へ自書を以被申越候付、申上呉候様口達ニて、

致承知候、

一得淨院より御内用を以申越候趣は、此内御進献御用之

筈、

右府様御手許ニて御取仕立相成候処至極相成、去ル七

日

右府様御伝を以御進献被遊候処、別て御歡至極之御都

合ニ被為在候由、就ては

右府様より以御直書被仰進答候得共、彼是御取込被為
入候付、今度は 御直書不被進候間、得淨院より御側

迄宜申上越候様被仰付候、宜申上呉候との事ニ付、直
ニ達

御聴候、

一得淨院事取統方難澁ニ付、原田才輔より岩正次郎兵衛

上京之節申聞候趣有之、岩正帰府之上承候ニ付直ニ入

御内聴、百両可被下との御事ニ付、田尻次兵衛へ御内

用ニ候間、百両原田才輔江引渡候様申越候処、直ニ右

通取計得淨院江引渡相濟、難有頂戴仕候ニ付御礼申上

越候ニ付、是亦入

御聴申候事、

一筈并御小簞笥、去ル七日無御滞御進献被為濟候由、就

ては不日ニ女房奉書御渡しニ可相成候間、通坂之御役

人へ上京被仰付、才領被仰付筋ニも可有之哉、京都御

留守居より豊後殿江伺之書面壹通、右ニ付豊後殿より

伺書壹通、御覽相濟被相下候付、御同人江致御返却候

事、

一得淨院より差越候文式通も差上候処、直ニ御下ケニ相

成候、

九月廿六日

一魯西亞船一条ニ付、菱刈七左衛門より豊後殿江申上越候書、并出張人数名前、井辻仁兵衛より之手紙壹通、相良彌兵衛へ相下ケ候、

一琉球より為差登候異国船之鉄網等之絵図十一枚、先達て御沙汰有之、此節相届候由にて相良彌兵衛より差出候ニ付、昨日奥へ差上置候処、御覽被為濟今日御下ケニ相成候、

右 御覽相濟候ニ付、九月廿九日相良彌兵衛へ相下ル、

九月廿九日

一長崎表にてイキリス人と応接有之候趣、并右へ被遣物等留一冊、今日權之助を以御家老座江相下ケ候、

一大木冲益事 此御方様江対シ坪井芳洲と致改名候、

一右同人事奥医師之場にて御番相勤候様、尤六人賄料、

御役料之儀は、定府之医師同様被下候旨被仰付候 仰出、豊後殿江相渡置候事、

九月廿八日

一坂本權之丞嫡子 表御小姓御役被仰付候 仰出、今日豊後殿へ相渡ス、

一大坂江魯西亞船渡来ニ付人数被差出候様被仰渡、則より市岡江代り合にて致出張候由ニ付ては、大坂表少人数にては定式御用差支ニも可及候ニ付、爰元守衛人数〔中脱カ〕之より大坂へ可被遣哉之旨、豊後殿より書面を以被相伺候ニ付、昨日直ニ 御前江罷出候節奉伺候処、半手位差遣候て宜、代り之節は直ニ御国元之様罷下り、代りは御国元より取寄候方宜との 御沙汰被為在候ニ付

其趣を豊後殿へ相達、書面も御同人江相渡候事、

一來春三嶋并沖永良部島代官初交代名前を以、駿河殿より豊後殿江被申越候間合被差出候付、御直ニ入 御覽候処、伺之通被仰付書付御同人江相渡候、

一篠原伊右衛門来春交代前ニ付、肝付甚左衛門交代ニ吟味にて、駿河殿より問合壹通、

一金貳百兩 大乘院拝借願ニ付被相伺候書付壹通、

一金百兩ツ、

町田式部

高橋要人

右兩人炮術別て致出精候得共、何分困窮ニ付思通出来

兼候由ニ付、右之通被仰付候ては何様可有御座哉、駿河殿より豊後殿江自分状を以被申越候付申上候処、宜との 御沙汰被為在候、

一 御国元にて大砲杯御製造方ニ付、御本手払底いたし候ニ付壹万両御下し金被仰付度、福崎其外より豊後殿江申上越候書面壹通入 御覽候処、問合通被仰付候との 御沙汰被為在候、

一 駿河殿より豊後殿江、大黃其外此内三ツにして、壹ツ分位長崎へ相廻し候様被仰付置候得共、最早沢山相屯居、其上虫付等ニ相成候ては夫丈直組も下り可申答ニ付、例年通御廻しニ相成御商法御座候ては、何様可有御座哉と御問合ニ付、御直ニ申上候処、最早例年通取計可然との 御沙汰被為在候、右之通都て 御直ニ申上、何も伺通被仰付候ニ付、書面旁豊後殿へ相渡ス、

九月廿九日

一 原田才輔より、先便 御進献御用にて

一 近衛様迄御差登せニ相成候御差小刀二刃相届候ニ付、早速

一 近衛様江御披露申上候由之処、正良の方を

御進献ニ被遊、又正平の方は

右府様御短刀ニ御差御用ニ可被遊との

御沙汰にて、宜申上越候様被仰付候由、且又御進献之

御筆も御取仕立、御成就ニ付

御進献相成候処、至極御満足ニ思召御都合御宜との趣

申越候ニ付、今日式日便より相応ニ返答申遣候事、

一 得淨院へ御金百両引渡候処、当人御礼申出候由才輔申

越候付、是又返答相応ニ仕出候事、

一 得淨院より金百両頂戴被仰付候御礼申上越候ニ付、達

御聽返答相応ニ仕出候事、

一 得淨院より、今度

右府様より御直書被進思召被為在候処、無御抛御取込

之義被為在候ニ付、其趣宜申上越候様被仰付候旨申越

候ニ付、返答相応ニ仕出ス、

一 御国許炮術調練方之義ニ付 御沙汰之趣有之、島津登

殿へ向御問合申越候、

但豊後殿へも掛御目置候、

一 染川喜三左衛門へ、荒尾土佐守殿用人山内徳右衛門よ

り早川五郎兵衛迄申越候趣、長崎表ニテ差出され候御

書面同役へ被差出候ハ、御都合能出来兼可申義可有

御座候間、同人出前を御聞繕被成、出前之節御書付共

御差出ニ相成申候ハ、折角御都合能取計可申との旨
申越候由ニ付、早川より承候付今日便より申越候、

一牛島林左衛門事、御馬式疋才領被仰付今日出立ニ付、
菱刈七左衛門へ前条ニ付御供立同様御賄料相渡候様申
遣候事、

十月朔日

一大阪天保山沖江魯西亜船壹艘渡来いたし候ニ付、諸家
様御蔵屋敷詰人数、不依多少固被差出候様被仰渡候由、
代り合天保山江致出張候由申来候ニ付、爰元江罷在候
守衛人数之内より、今日松本十兵衛初其外小頭四人・
諸郷四十三人并足輕等被差立候、

一御不例中ニ付、今日御登城不被遊候、

十月四日

一今日

覺法院様御石燈御点眼被為在候ニ付、朝六半時揃ニて
御家老衆初御側役・御広敷御用人等詰有之、

一今日玄猪ニ候得共

盛光様御正忌日ニ付被召召候事、

十月四日

一今日暮時分田尻次兵衛より以町便御用封相届候、致開
封候処、大坂沖異船渡来ニて京都表余程相騒き候由、
右ニ付

近衛様より諸大夫を以、御違変之節は御固メ御差出被
進候様御頼被進、就ては大坂之通、何方ニても御人数
被差出候様被仰渡義も有之候節は、双方之出張少人数
ニては中々行届兼可申候ニ付、其節は申上越候様可仕
候間、前広此段申上越候との趣、田尻より拙者迄申来
候、

一右府様

太守様江御直書被進候付、田尻次兵衛方へ相廻し候間、
相届候上は差上候様可仕旨被仰付候段、得淨院より申
越候付、則伊東正兵衛を以御小納戸江差出置候処、暮
過重久玄碩御使ニて被參、

近衛様より被進候御書拝見仕候様ニとの
御沙汰ニて、御下ヶ被下拜見仕候処、矢張異船違変之
節御固メ人数御差出被進候様、御頼被進との御書面ニ

候ニ付承知仕候付、御書は明日も御返申上、尤宜取計候様、左候て人数之儀は大阪へ被遣候内より、小頭相添十人計も遣候ハ、可然との

御沙汰も被為在候由、玄碩より承知仕候、豊後江も相談仕、何分明日も可申上旨、右同人を以御受御礼申上候、左候て相良彌兵衛を相招、右

御沙汰之趣申聞、

近衛様御書并田尻問合も同人江相渡、豊後殿へ差出候分御吟味御座候様申置候、

十月五日

一今日は

龜姫君様百五拾回御忌於大圓寺御靈屋御法事ニ付、朝五ツ時前より差越三部前相帰候ニ付、則致出殿右昨日之京都へ御人数被差出候一条、豊後殿より何とか被申出候哉と同席へ承候処、三原善兵衛・池水荒次郎初、郷土取交都合十人程可被遣との伺有之候付、奥へ差上入 御覽候処、被相下候段承候付、猶又豊後殿へ掛御目候ニ付、右之通被仰聞候、右ニ付急飛脚被差立候方可然哉ニ、豊後殿使にて相良彌兵衛より承候ニ付、至

極可宜旨致返答置候処、小野島より御小納戸を以、京都より之飛脚何可差返哉と被尋候由ニ付、飛脚にては無之町便にて御座候と相答置、尤御用御座候ハ、おのつから飛脚被差立答候間、今明日之間日取極御しらせ給候様、御小納戸を以申入候処、明朝文差出可申との事ニ付、能勢を以軍役方江、飛脚は明日被差立度との趣申遣候、

十月六日

一今日急飛脚被差立候付田尻次兵衛江、京都江人数被遣候義大頭迄申遣候、猶委細は御家老衆より被仰遣との趣共申越候、

一得淨院へ

右府様より被進候御直書相届候付、則奥へ差通差上候趣、尤御返書之儀は無御抛御取込之事被為在候ニ付、今度は

太守様より御返書不被進候間、宜申上候旨被仰付候段返答いたし候、

追て書ニ、当分は

上様御事、未御不例中にて表江も不被為入候得共、

最早御快被為入、少しも御案申上候義も不被為在候
ニ付、極内御手前迄申遣候趣も申越候、

十月九日

一 大坂御留守居より、今度渡来之魯西亞船致出帆影不見
得候旨、并右一条ニ付為守衛天保山へ出張いたし候人
数御届ニ可被為及候間、猶又相違之儀無之哉と
公御役方より御尋有之候ニ付、相違無之段及御答候旨
申越候、

一 豊後殿より我々三人江被仰聞候趣は、表御膳所其外召
上御用之鏗節并白砂糖、又は味淋酒、外方へ払ニ出し
候由相糺候処相違無之、其外奉書杯も相糺候者も為有
之由糺候処、底紙にて戴き候と申事之由、御厩にても
不宜致方有之候由、右は是迄之習俗ニ可有之筈にて、
表立之御取扱は被宜間敷候得共、已来之処御取締無之
ては不相濟筈、左候ハ、一寸達

御聴候上、夫々取締向可然との事、御蔵払出し候帳留
并御裁許掛より之申出一紙被相添拙者へ被相渡候、追
て御全快被遊候上、達 御内聴候様可仕旨申談候、

一 今日八ツ後御差掛伊達様・有馬様表より被成御出、直

ニ中奥へ御通御対顔、畢て四ツ時奥御玄喚より御立、

十月十日

一 相良勇右衛門より封書差上具候様ニとの趣にて差出候
ニ付、奥江差上候処、無程重久玄碩ヲ以見置候様ニと
の
御沙汰被為在候由にて、被相下候ニ付見可申、左候て
明日も右書面は御返上可仕旨、玄碩へ申述置候、

十月九日〔十一日カ〕

一 八丈島 壹反

一金 千疋

右は山田直右衛門致出府、存寄之義共書付を以度々申
上候ニ付、為御挨拶被下候、

十月十二日

一 御不例之処今日にて百日ニ被為成候ニ付、大目付様江
御届相成候事、

十月十三日

一大坂へ渡来之魯西亞船、先達て当所沖致出帆之義は粗申来居候処、其後紀州沖へ碇泊にて、無程阿波・土佐之沖を致通船候由、紀州迄被遣置候組与力承候て、帰坂之上申出有之候ニ付、目印山へ為固被致出張候諸家様之御人数、引取有之候様被仰渡候付、此御方様御人数も引取候旨、菱刈七左衛門より申越候、

一金三百兩

右は伊東宗益殿より

御前江被申上越候由にて、御内用ニ付御金右之通御渡被下候様、例之金次郎、井上逸作処へ参申聞候由承候ニ付、御内用上りにて取揚井上氏へ相渡候、

十月廿三日

一金百兩

右は坪井芳洲、先達て奥医師同様御番等相勤候様被仰付候ニ付、先年戸塚靜海被召拘候節は式百兩被下候得共、夫ニは不及間敷、右通被下可然哉致吟味候様御沙汰被為在候由、山田壯右衛門御取次を以承知仕候付、丁度御沙汰通り可宜同席中致吟味、右之通御用部屋にて引渡候処、御請御礼申出候、

一重野厚之丞事、今般一代御小姓組被召出、訓導師被仰付候ニ付ては可致出立筈候得共、礼記類典校合方有之候ニ付御用有之、出立被差留候 仰出入 御覽、左候て伯耆殿へ相渡候事、

一澁谷斧橋刃下水普請之節、御組合御高割之由ニ付、精々御減少御割合相成候様御留守居方にて手を付候処、御願書ニ御付札を以御差図有之候由、御家老座書役岩山八郎太より相請取候、尤右御減少之方御吟味有御座度との御内意、余程御都合能相濟候ニ付ては、其筋々江御仕向無之候ては難相濟との事にて、是又豊後殿より以書面被相伺候、無御滞

御覽相濟候ニ付、右御書付岩山へ相渡、伺通被 仰付候旨相達置候事、

一竹束出来方、相良勇右衛門江被仰付置候処、昨日迄にて相濟、澁谷へ御格護いたし置候旨、同人より届承候ニ付、以書付達

御聽候事、

一今夜九ツ前比田尻次兵衛より五日仕出にて、町便を以御用封相届、外ニ豊後殿并田中仁右衛門・安田助左衛門へ、三原善兵衛より之御用封入付差越候付、銘々江

為持遣候、

十月廿四日

一 田尻次兵衛より豊後殿江間合、今朝相良彌兵衛を以被遣候ニ付相請取、今朝入

御覽候、右は大坂へ異国船渡来ニ付、

近衛様御方江為御固三原善兵衛・池水荒次郎、外諸郷之者八人上京いたし候処、右兩人

近衛様へ御呼出しにて御料理・御祝酒、其外御反物并御目録頂戴被仰付、善兵衛義は御目見合被仰付、御手熨斗迄も被下候由申来候、然処異船出帆いたし候付、

諸家様方御固も引払被仰付候由、就ては長々守衛人数致滞在候ては、上江被為對御斟酌思召候ニ付、御差図

は被遊兼候得共、御内沙汰之義も被為在候ニ付、伏見御屋敷迄為引取、何分御差図を御待申上候との、御留守居より伺にて候、

一 今日澁谷御屋敷ニおひて、百五十封度御製造被仰付候事、

一金百両

右昨日依御沙汰坪井芳洲へ頂戴為致候処、御請御礼申

出候ニ付、書付を以御首尾申上候事、

一 暮時分御国許式日到着之事、

十月廿五日

一金五百疋

實生新之丞へ

一 右同三百疋

同 金五郎江

右は隠居家督ニ付被下候、

一金貳百疋

山崎 拾

一同貳百疋

山内壯右衛門より

右は門弟ニ付、先年より御物御構にて被下来候由申出候付、右之父子へ祝詞遣候付御構被下候、右金子

は山田壯右衛門へ相渡、

一金貳百疋

右は何ノ俊齊マヤより戸塚靜海御取次を以医書進上仕候

ニ付、為御挨拶被下候旨、井上庄太郎より申出候ニ付、金子は同人へ相渡ス、

一 土州様御家来、反射炉稽古方として御国許被差下等候処、九月六日致着候段福崎助八より間合相達候、左之人数にて候、

田所左右次

上下七人

池田 歡藏

上下六人

鉄炮師

伊東 定助

上下式人

鑄物師

竹内藤右衛門

上下式人

使番

友吉

右之旅宿は瀬戸山政右衛門支配之座敷江一緒ニ被召置

会釈向は町奉行御使番取扱ニ候、

一越通船三艘致出来候ニ付、十月中旬比出帆之賦、友野

市助・福崎助八より申越候、

一諸郷米出来高取納極日限之事、且去年之出来高より壹

万石余引入候段、右兩人より問合相達候、

一当年新酒造入方ニ付、去年通惣石六千五百石、内四千

石御城下、式千五百石諸郷私領へ造入御免被仰付、且

亦御府内焼耐屋八拾五軒、壹軒ニ付六拾石ツ、米高五

千百石、諸郷私領焼耐屋百七拾八軒、壹軒ニ付五拾石

ツ、米高八千九百石、惣米高壹万四千石造入御免、左

候て十二月限煎仕舞候様被仰付候旨、右兩人より問合

相達候、

一福崎助八江諸郷へ御救之義被仰付置候ニ付、向々江達

置候得共、数多之事故急埒不致候ニ付、追て申上越候

様可仕旨問合相達候、

一園田郷右衛門・江夏十郎へ、植木ものなど御用として

諸郷江廻勤可被仰付候付、御家老衆へ申出宜被取計旨、

名越彦太夫江先便申越置候処、問合通取計候旨返答相

達候、

右問合之返答十月廿九日式日より仕出し候事、

一大阪江被遣候守衛人数、異船出帆後致着候、何様可被

仰付哉と菱刈七左衛門より豊後殿へ伺越候書面、御当

人より被差出候ニ付、一昨廿七日御直ニ奉伺候処、御

国許へ罷下候様、左候て亦半手御国元より御当地江出

府可致旨被 仰出候ニ付、豊後殿へ御達し申置候処、

今便より御問合可相成様子ニ候、

一田中源五左衛門事、佐土原改革ニ付彼表へ御貸し被仰

下候様、淡路守殿より以直書被成御願候由にて、駿

河殿より豊後殿江御問合相成、御直ニ申上候処、伺之
通被仰付候付、豊後殿へ御達申置候、

一吉村源七郎、来正月十一日御役替被仰付候 仰出、右
御同人江相渡、

一左近允四郎左衛門御役被仰出候 仰出、并御裁許掛同

見習被仰付候 仰出、且黒川作太郎御鳥預御庭方兼務

被仰付候 御沙汰書、右御同人江相渡ス、

一諏訪數馬、川上式部上国迄之間、御軍役方惣頭取并御

近習通被仰付候、

仰出、右御同人江相渡ス、

十月晦日

一命令私記 一部

一機令大成 一部

一蝦夷之図 二面

一新論 一部

一養生訓 一部

右山田直右衛門より進上仕度差出候ニ付、井上庄太郎
を以差上候処、御貫被遊候、左候て外ニ天下之秘書段
々有之候間、御用ニ相成候ハ、差上可申との事ニて、

外題書差出候付、井上を以入 御覽候処、一冊ツ、ニ
ても 御覽被遊候義調候哉尋越候様、同人より承候付

今日掛合候処、明日参委曲可申上候との返答申遣候、

一明朝日 御疝積〔腫〕と申御病名ニて御登 城御断、今夕西

筑右衛門を以御届ニ相成候事、

十月廿九日

一金百兩

右は井上逸作御取替として当人江相渡ス、

十一月四日

一金五千疋

右は山田直右衛門より秘書五部致進上候為御挨拶被下
之候、

一今日朝四ツ過大地震有之候、

十一月五日

本文入 御覽候、問合通被仰付候ニ付、同六日豊後殿へ相渡
ス、
一琉国へ為守衛被遣候御家老座書役、平日之出勤羽織袴

ニて候処、見聞役杯も肩衣着用いたし候ニ付、些差支候義も有之候間、屹と立候節は肩衣致着用候ては何様可有之哉之旨、駿河殿より豊後殿江之御問合有之候付申上呉候様承、御問合相請取置候、

本文入 御覽伺通相濟候付、書付豊後殿へ相渡ス、

一去夏為守衛方被差登せ候三拾人之内、今八人残居候ニ付、跡は不差支事候間、被差下候て何様可有御座哉之伺書、豊後殿より相請取候、

本文玄碩より申上候由承候ニ付、別段不奉伺候、

一土州様御屋敷御賞被成候序ニ、大久保家屋敷も御賞受有之候ハ、可宜との豊後殿御考ニて、御問合有之候処、随分御譲渡可被成との由、乍然引料旁も有之候事故、五千兩位と申事之由、乍去替地御差出被下候ハ、亦夫丈之減しも可有之との由彼方より被申事之由候間、
達

御内聴呉候様承候事、

十一月六日

一筑前大島江種子島船とて、及破船三人乗ニて助船有之人は無難之由、左候て内分御糺ニ相成候処、大黃杯積

荷有之候由、荷物も都て上り由、〔候脱カ〕御内々美濃守様より

以御直書被仰進候由ニて、右御書私拝見仕、手を付ならハ付との 御沙汰被為在候由、山田壯右衛門御取次を以承知仕候ニ付、右ニ付ては何れ御手厚御取締不被仰付ては、美濃守様被為対相濟申間敷奉存候付、則豊後江も申間相談仕候様同人を以申上置、左候て豊後殿江口合、何れ大坂より見聞役ニても不被遣候ては相濟申間敷旨御談申置候処、今朝大坂御留守居江之間合被差出候付、入 御覽、直ニ御同人江相渡ス、

一大中寺、先福昌寺住職之砌より段々拝借金有之候処、当寺ニては納り金も無之、別て困窮罷在候付、被下切之願書被差出、入 御覽、願通可被仰付旨御朱書入を以右書面豊後殿江相渡ス、

一今日奥向之面々誓詞有之、井上相詰候、

一今日山田壯右衛門より御内用御用ニて、大坂并御国元迄仕立町便仕出ス、

十一月八日

一此節地震ニ付ては御国より参候人、又御当地より被差下候人も可有之候付、万一十方ニ暮候者も有之も難計

思召候ニ付、用心金を為持、横目ニても間合旁ニ付差越

候ては如何可有之哉と、御沙汰被為在候由、山田壯右衛門御取次を以承知仕候付、豊後殿へ則御談申上置候

処、成尾清次可被遣賦之由、迫田甚藏參届承候、

一地震ニ付富士山も崩れ候哉ニ入御聽候由ニ付、別段御

草り取などニても早々差出し見度旨、山田壯右衛門よ

り承候ニ付、可宜候間早々可致旨致返答、就ては八木

平太郎外ニ御小人老人遣候旨申渡候、尤御切手之義も

伊東正兵衛を以御家老座江為申出候、

一筒井肥前守殿下田へ御出張有之候処、津波ニて漸ク被

立退候由相聞得、右御草り取便を以、御召物七数、御

野袴・金子百両極内御小納戸奉札を以被遣候、

一〔村田カ〕元甫事も下田へ差越居、同断之由ニ付御召物五ツ

・金五拾兩被下候、

一金拾五兩

右御草り取并御小人江為持遣候、追て決算之賦ニ候、

一昨日美濃守様より種子船〔豊後カ〕破船一条ニ付御書被進、又は

吉永源八郎より右船頭口書并船頭より申出之書付御廻

し被成候由ニて拝見被仰付候、豊後殿江も懸御目、今

日山田壯右衛門を以御返上仕候、

十一月十五日

一大坂ニても去ル四日大地震ニて、其後再度大地震いたし、少々、は間々震候由、就ては御米上荷船五艘へ

積置候処不相知候、段々死人怪我も数多有之候段以町

便申越候、早速最初震候節町便を以申越候様ニ、今便

より申越候得共、已前之のは今日迄も不相届候、御覽

相濟候ニ付、間合伊東正兵衛へ相渡置候、

十一月十六日

一伊地知小十郎より堅封物一通拙者へ、

右去月廿五日同人より差出候ニ付、直ニ当日仕立町飛

脚を以仕出候間到着次第可請取旨、福岡助八より添書

有之、今朝六ツ少し過相届候、

但本文封書は此内便より、重富・加治木・今和泉・

樺山家等之統柄極内取調へ差越候様申越候ニ付、

右之訳委敷申越候、

右ニ付御目通奉願候処、直ニ罷出候様

御沙汰ニ付、罷通 御目見仕、右之封書并小十郎添書

入 御覽候処、宜との

御沙汰ニて御留置被遊候、

右御目見仕候御序ニ、隈元貞輪跡代り新村謙齊〔新カ〕被仰付

度、左候て謙齊代りは、伊佐敷道與・谷山晚翠兩人名
前入 御覽候処、何れニても宜との 御沙汰ニ候得共、

伊佐敷之方宜との御事ニて、谷山は亦代之節宜御座候
と申上置候、

一 知識幽積奥医師へ被仰付度、東養も長々病氣故折角宗
澹より申上候由

御沙汰ニ付、思召ニ御座候ハ、年功等詛ニも及不申候
ニ付、此涯被仰付候方宜段申上候処、左候ハ、其通取
計候様ニとの御事ニ御座候ニ付、則仰出豊後殿へ相渡
ス、

一 御鷹匠与力岩越岩次郎事、未年功は無之候得共、此内
より方々より内意承居申候得共、年功無御座候ニ付引
張置申候得共、勤功御座候者は御用さへ立申候ハ、
被仰付候て可然哉ニ奉存候処、随分御用立候付、来正
月被仰付候て宜との 御沙汰承知仕候、

一 加勢や利七と申者、御出入ニて錫申請等一条、極内聞
合被仰付候由ニて、松永庄右衛門聞合書一通外ニ意通
御渡被下、御趣法方は捨置、早川五郎兵衛へ内々聞合
方申渡候様 御沙汰ニ付、右書付式通共相渡、聞合方

之義も相達置候、

一 東郷左太夫より、来年御流義御弓初之節より烏帽子并
素袍着被仰付度、先度左太夫より拙者へ申越候付申上
候処、其節は御序もあろふとの 御沙汰ニ付、夫形ニ

罷在候処、最早年末ニも相成候ニ付、今日猶又申上候
処、島津烏帽子之義は得と御考被遊候処、未少し間違

有之哉ニ思召候間、烏帽子一差下し、木脇〔木脇〕東圓へ今一
応致吟味、右烏帽子仕替差登せ候様可申越旨被仰付候、
就ては迎も当年之義は間ニ不逢との 御沙汰奉窺候、

一 篤姫様御事、全

太守様御実子之儀ニて、実之処不相知候付、夫ニても
不宜候間、

公義向江は申事ニも無之候得共、内実之処内々何ぞニ
記置候様 御沙汰被為在候付、江田五郎左衛門江相達
置候事、

一 新村謙齊并伊佐敷道與・岩崎岩次郎〔岩崎〕之仰出、十一月十
七日豊後殿へ相渡ス、

十一月廿二日

一金式百兩

右は西村銅矢御国許江鋼吹旁として御雇にて被差下候
処致出府、然処重久玄碩へ内々申出趣有之候得共、願
通ニは御取揚無之、右之通致骨折候ニ付、御内用計を
以頂戴被仰付、玄碩より引渡候、

大野甫立実弟

三拾壹貳歳

大澤宗隆

右は島山へ相付御拘^{〔抱〕}被下度願之趣有之、島山より

宰相様江申上候処、表之事何共難被遊候付、芝江申上
候様ニとの御事にて、島山より

太守様江申上候処、高輪江申上候様

御沙汰被遊、又候

宰相様江申上候由之処、左候ハ、御拘^{〔抱〕}へ被仰付候ハ、
先

宰相様掛りにて、五人賄料奥医師御広敷医師勤被仰付
度との事、

一成田休庵御広敷医師願、

宰相様江奉訴候由之処、表へ申候様

御沙汰被遊候由、

一村井東養粹奥医師被仰付 思召之由、此儀は只私承置

候様ニとの事、

一宰相様御下向被遊候節は、澁谷龍貞・鮫島雲嘯義は御
国之者故被差下 思召之由、此義も私相含置候様ニと
の事、

右之通十一月廿二日拙宅江永井休之丞差越、承知仕候
事、

十一月廿八日

一大澤宗隆事御拘^{〔抱〕}へ願之儀、

太守様江申上、左候て

宰相様江島山申上候処、先日永江休之丞より承知仕候
趣、尚又

太守様江申上候処、御許容被遊候、
一成田休庵事も申上候処、先当分通りいたし置候様ニと
の 御沙汰ニ候、

一伊東正兵衛事、御右筆格被仰付候より来年迄四ヶ年相

成候ニ付、先例通長崎御附人格勤方は迄之通被仰付候
哉相伺候処、伺通被仰付候、

一新納八郎太事、御勘定方小頭被仰付てより来正月迄四
ヶ年相成申候付、御右筆格勤方は迄之通可被仰付哉奉

伺候処、同通被仰付候、

一 御広敷御用人、弥入江市郎左衛門江来正月可被仰付哉奉伺候処、伺通被仰付候、

一 早川務義、御小納戸被仰付てより来正月迄にて四ヶ年ニ相成申候付、十人賄料可被仰付哉奉伺候処、伺通被仰付候、

一 藤田喜次郎事、来正月迄にて十九年ニ相成、尤三原金左衛門義は廿年目御役被仰付、又伊集院八右衛門義は十七八年之間ニ同断被仰付候付、其中濟ニ御座候付、最早来正月被仰付候て宜は不被為在候哉奉伺候処、伺通被仰付候、

一 入来院平馬一条ニ付、筑後殿より豊後殿・伯耆殿江被遣御問合、并大目付頼娃織部殿より之添書、亦御目付、御裁許掛其外締方横目等之間合書、尤右ニ付豊後殿より之添書、昨日伯耆殿より被差出候ニ付入 御覽候処、伺通被仰付候間、御朱を入伯耆殿江相渡ス、一 島津式部殿より改革ニ付拝借被仕度願書并調へ帳面等此内被差出候得共、当時柄故御断之筋、御趣法御用人調へ相付入 御覽候、尤右之通此節は御断之筋可宜哉ニ申上候処、伺通被仰付候、乍然帳面并書付杯は差上

置候、

一 砂糖下落致し候ニ付ては御本手ニ引入申候付、往々之処別て豊後心配ニ考申候付、鳥渡彼是ニ付御趣法御用人大坂へ被差越候ては、いか、御座候哉と被申候趣申上候処、随分夫にて宜との御事御座候、尤御留守居も交代有之方宜との 御沙汰も被為在候付、退出掛豊後殿江罷越、 御沙汰之趣御達申置候、

一 菊池矢一郎、困窮ニ付当暮之处凌兼申候由ニ付、藤助より壯右衛門ヲ以願申出候間、廿両程御取替被仰付候ハ、何様御座候哉申談仕候旨申上候処、伺通被仰付候、

一 御不例ニ付普門院より御祈禱申上候由にて、御守札進上仕候ニ付、為御返金子千疋も可被下哉申上候処、伺通被仰付候、

一 中山次左衛門事出立被仰付置候得共、未地震後通行も出来兼可申候由ニ付、暫出立可被召留哉申上候処、驚頭も病氣付暫差留候様被仰付候、御用有之可被召留との 仰出、伯耆殿江相渡置候、

十二月二日

一入江市郎左衛門・早川務・伊東正兵衛・藤田喜次郎・坪井芳洲 仰出、伯耆殿へ相渡、

一金子貳拾兩

右は藤助より壯右衛門を以、菊池矢一郎事当節季極々困窮ニ付、御内々御取替被仰付被下度内意承候ニ付達御内聽、今日山田壯右衛門へ引渡候、

一今日夕刻菱刈七左衛門より町便を以、大坂表地震并津波ニテ大荒いたし候次第、且死人潰家等取調へ之一張^帳相達候ニ付、当番御小納戸へ差出入 御覽候、

一十一月廿九日式日被差立候、

一右同日夕刻急飛脚到着ニテ、山川沖へ亞墨利加船壹艘渡来、卸碇致滞船候段申来候、

一右同日御国元式日被召置^置、去月朔日被差立夕刻到着候事、右便より御国許ニテは五日大地震いたし候得共輕目之由、乍去日州辺余程嚴敷為有之由ニテ、都ノ城初其潰家并倒家等有之、死人怪我人は無之旨申来候、且亦菱刈与御藏二戸前焼失ニテ、御米杯も三千石余及焼失候由申来候、

一諸郷島作は旧年より倍ニ出来増ニテ候由、福崎助八より申越候、

一山川へ亞墨利加船渡来之段申来候ニ付、十二月朔日夕御届相成候、御用番松平伊賀守様、外ニ阿部伊勢守様ニは兼て御内用御頼ニ付、御届同案を以御勝手より指上被申候由、御留守居より承候、

十二月四日

一常之通致出勤、今日段々何事有之候ニ付御目通奉願候処、山田壯右衛門を以罷通候様被仰付候付、早速中興江御目見仕候て、左之通奉伺候、

一島津靱負并伊集院亘・土師孫右衛門・川西加右衛門・川口貢御役替、島津健・肝付左門組頭番繰替等之儀無滞相濟候、

一倉山御役入之義、未早く候ニ付、来年御下国之上可被仰出方宜との 御沙汰被為在候、

一長崎武八郎年寄之伺、是も前条同断、

一愛甲清之丞御役替伺ニ付ては、我々致吟味候存寄之義申上候処、御許容被遊候、

一普門院御看経所山伏願義申上候処、飯隈派は先年より不被仰付、相良甚太夫申ニは、昔御敵対申上候訳合ニテ、御看経所之儀は不被仰付候と為申事有之候との

御沙汰承知候、

一御養子之義も極内相伺候、近日南部様・阿部様江、彼是之義共御尋被成候御積と奉伺候、

一玉置平兵衛・藤田喜次郎事、来年御下国御供可被仰付候哉と奉伺候処、其通と 御沙汰被為在候、

一昨夜四ツ時大寒入ニ付、今日 御機嫌伺有之候、

一永江休之丞江差越候処、未退出無之候ニ付、御殿江罷

出右同人江逢、寒中御機嫌伺申上候、左候て先達て致

承知候大澤宗隆御拘〔抱〕之義申上置候ニ付、猶又何分之義

為知給候様申置、勿論代々被召出五人賦にて奥医師ニ

て御広敷医師勤候哉と申候処、先御広敷医師之思召之

旨承知仕候、

一成田休庵御広敷医師之義申上候処、先今形にて召置との 御沙汰被為在候、乍去

宰相様猶又御沙汰被遊候ハ、為知給候様申候処、高

輪は人数も多き事ニ付芝江申せとの御事故、強ての御

事ニは不被為在候間、前条通にて宜との休之丞返答ニ

候、

十二月五日

一御国元より仕立町便にて今曉、友野市助・福崎助八等より去月十九日付を以、今度山川江致渡来候魯西亞船、去月十八日退帆いたし候由申来候、

十二月五日

一今日惣仕出御廻状有之候得共、御不例中ニ付、御疝積〔積〕

氣と申御病名にて御登城御断之御届、今朝御留守居を

以被仰上候、

一今日より年号安政と被仰渡候由、

十二月六日

一年号安政と被仰出候旨被仰候由にて、有馬中務大輔様

より以御使者御順達有之候由、右年号御書并藤堂様よ

り御順達之御書、御家老書役より差出候ニ付入 御覽

候事、

一相良勇右衛門より先達て車船之絵図差出候義ニ付、今

日猶又右ニ付て之仕様模様書認、式通差出候付請取置

候、

一年号改元ニ付今日急飛脚被差立候、

一郷藏此節度々出火有之候ニ付、何分土藏にて無之候て

不相濟候ニ付、御国許江申越せとの御沙汰承知仕候ニ付、一年ニ一ツ式ツ位ツ、ニても繰合御建方ニ相成候様、友野市助其外江申越候事、

十二月九日

一 今日奥江罷通御目見仕、左之通回事等申上候、
一 当年御金繰之義、大坂表別て不繰合御座候由にて、豊後殿へ菱刈七左衛門より申上越候間合入 御覽候、尤御国許ニても諸弘等致払底申候ニ付二万両程、并当年給地高御買上米代も五千両余ニ及申候由ニ付、二万五千両大坂より御差下し御座候様、御趣法御用人より申越候得共、全御手当金も無之候付、新御借入ニても可被仰付哉、七左衛門より申越候由、就ては爰元にて錫引当ニいたし候ハ、随分壹万両余は差出可申者も可有御座由候得共、右ハ壹割利足にて限月も早く、其上札銀杯込余計出方ニも及申候由、夫よりも大坂御銀主共江出銀被仰付候ハ、何様可被為在哉申上候処、其方宜候ニ付左之通申越せとの趣は、今度
公義より大砲船式艘製造方被仰付候付、おのつから代金御下ケニ可相成候、其節御返し可被成候間、出銀い

たし候様申越候ハ、宜との 御沙汰ニ付、其趣豊後殿へ御達申置候、

一 稻富一条ニ付豊後殿より承趣有之申上候処、詰衆ならハ誰か聞ても当然之事ニ付、今一往右之趣可申上可然との 御沙汰ニ付、豊後殿へ御達し申置候、

一 大澤宗隆事此節御拘（抱）にて、

一 宰相様御方掛御広敷医師并代々御小姓組へ被召出、五人賄料にて被仰付度

御沙汰之趣猶又永江休之丞より承候ニ付申上候て、仰出伯耆殿へ相渡ス、

一 松平市正様御近親御願之義、東條和山を以被仰上候由和山より承候ニ付、御留守居方相糺候処、伊東修理大夫様御近親被仰合候節之先例有之候付、右を書被入御覽、和山江相渡候事、

一 奥田伯翁殿より、先年澁谷御屋敷御隣ニ段々御旗本屋敷有之御賞請ニ相成、其返屋敷ニ奥田殿を被差出、奥田殿江は高輪御屋敷之内割坪にて被差出置候、就ては当時にては何も右等之義も無御座候得共、子孫ニ相成、万一御難題ケ間敷義杯申上候ては恐入申候事ニ付、似合屋敷を相求、夫を御返しと心得候ハ、何も右様之

懸念も無御座候ニ付、御金拝借被仰付被下度、尤成願筋有之候ニ付、此節式百両被遣切被仰出候ニ付、御金山崎拾を以引渡候処、証文被差出候付入

御覽、左候て此証書は御家老座へ引合置、夫より御留守居方へ御格護仕置候ハ、何様御座候哉申上候処、其通にて宜との

御沙汰ニ付、右両御座へ伊東正兵衛を以、諸首尾為致候、

一竹下覺之丞転役勤方当分通、

一染川六郎右衛門同放切、尤御着城迄は是迄之通、

右申上候処、御許容被為在候付、

仰出伯耆殿へ相渡、

一富田覺太郎御広敷番之頭へ転役之伺相済候付、仰出

右御同人江相渡、

一島津健転役并肝付左門組替之、仰出、

一川西加右衛門・松村乾・能勢甚七・愛甲清之丞

仰出、

一伊集院亘・島津勲負転役之、仰出、

右之通問合伺相添伯耆殿へ相渡ス、

一半田嘉藤次より、花崎源吾事当暮別ニ御長屋立切住居

いたし候ニ付、彼是物入も有之、困窮ニ付金子百両拝借之願有之候間、半方被相減御取替被仰付候ハ、何様御座候哉と吟味之趣申上候処、其通可被仰付旨御沙汰承知仕候、

一相良勇右衛門より、先達て被仰付候竹策致造立候趣一紙、亦此内申上候車船絵図面ニ付入

御覽候処、致格護置候ハ、後々之為ニも可相成哉との御沙汰ニ御座候、

十二月十日

一夕刻向井新兵衛江、菱刈七左衛門より差越候大坂出火之焼跡付絵図面相達候ニ付、則当番御小納戸江入御覽候様ニとの趣を以差出候、

十二月十一日

一稻富數馬勤向之義ニ付達、御聴候趣、今朝豊後殿へ差越御口合申置候事、

一島津式部殿より御留守居へ相付被申上候改革ニ付、金子拝借之願有之候て取調之帳面又は書付等、先達て伯耆殿より被差出置候ニ付申上候処、願筋之義御断にて、

当難相凌有之候様ニとの趣を以、金子貳百両可被遣との御沙汰ニ付、豊後殿へも口合置、右帳面等伯耆殿江相渡、御沙汰之趣御達申置候事、

一 昨十日町便を以浪花御留守居へ、御国許へ差下候御金、御銀主共江出銀被仰付候様、豊後殿より被申越候ニ付、右之趣旁之義共御国許御趣法御用人中へ被申越候問合書面迫田甚藏より右通御問合相成、可宜哉見置候様、又入御内聴候義は考次第と承候ニ付、山口氏申談、随分此問合御座候て可宜存申候得共、書面は入御覽候ニは及間敷申談候ニ付、其趣を以右書面甚藏へ相渡候、

一 帖佐にて吹立候鉄磯へ御格護、最早相応ニ有之候ニ付鍋屋杯江申請可被仰付候間、今日便より三原藤五郎其外江可申越旨承候、

一 土佐様御船奉行其筋之方、遂^{マ、蒸カ}氣船雛形拜見被仰被^{〔符カ〕}下度申込有之候由、早川五郎兵衛より承候ニ付、直ニ井上庄太郎を以申上、可然致返答候、

一 琉大炮船成就ニ付近々出帆付御願書、今日五郎兵衛より差出候付、是又庄太郎より入御覽候処、跡之方江浦触之義も認候方宜との御沙汰被為在候由、同人よ

り申出候、

十二月十五日

一 松平市正様御嫡子様より東條和山を以御懇意被仰合度御願有之、尤

宰相様江も御同様御願と申事ニ付、和山より申上候由之処、高輪江御同申上候様玄碩より承候ニ付、右之趣永江休之丞江問合候、直ニ

宰相様江申上候由之処、何も思召寄不被為在候間、被応其意可御宜との御沙汰被為在候由、同人より申越候、

一 内裏炎上ニ付、先達て

近衛様以御伝御側簞笥并筥

御進献被遊候処、今日得能佐平次出府才領にて相届候ニ付、則入

御覽候処直ニ被相下候、

一 今日来卯年就御下国御供被仰付候面々、御請判形被仰付候、

一 御召馬乗以下は今日御供被仰付、山口直記より口達にて申渡候、拙者ニも致列席候、

一 御進献相成候筈作人其外相糺巨細申越候様、玄碩を以承知仕候ニ付、田尻次兵衛へ遣候間合、直ニ伊東正兵衛へ為認候、尤町便を以仕出し候様是又申聞置候、

十二月廿一日

一金貳千兩

但利百兩ニ付百疋ツ、

右は鍋島内匠殿より大地震ニ付在邑大荒にて土民致困窮、当表在金を以配当いたされ候得共中々難被行届、依て五千兩御取替之願、古養真取次直書を以度々歎願被致候趣有之、無御抛右通御取替被遣候との 御沙汰ニ付、石蔵之内より逸作・新兵衛立会差出、今日彼御方より家来請取參、持夫は此御方より為持被下候様、重久玄碩迄被頼越候、其通にて安藤平八より引渡候、尤来卯年十二月迄と申事にて、向井新兵衛・安藤平八宛いたし一札參候事、

十二月十七日

一 今日四ツ過町便を以得淨院より文箱相届候、致開封候処、急成御用向ニ付差上呉候様ニとの添書にて、張紙

文箱壹通有之候ニ付、則大奥江差上候処、直ニ右之御内用書相考候様 御沙汰被為在候由にて、井上庄太郎より私江相渡候、右之趣は

御宸翰御拜領可被遊候ニ付、長々

近衛様御方江御預置被遊候も御懸念ニ思召候ニ付、彼御方様より御仕出ニ可相成哉、又は爰許より御受取方ニ可差遣哉、何分不目立様ニとの事ニ候、外ニ壹通、拙者江も壹通參候、外ニ永江休之丞・山田壯右衛門江も文相見得候ニ付、夫々江届方為致候、

一 原田才輔より壹通相届候処、

御進献ニ相成候 御短刀御拵書申越候、御成就之上尚又委敷可申上越との事ニ候、

一 右ニ付

宸翰御受取方ニ差越候人柄は、御納戸奉行・御小納戸頭取之間被遣可宜哉と、豊後殿初同席中申談置候付、猶又可奉伺事、右得淨院・才輔より差越候状文は去ル十一日付にて候、

御進献御短刀拵左之通、

一 御納焼金
惣浪高彫

御目貫赤銅色絵

二 疋兔

御小柄赤銅地七子裏金浪毛彫

三疋兔

作人後藤一乘弟子

和田大進

政龍

一金百兩

〔寄興娘、寄島頼永尖△〕
晴雲院様被進

十二月十八日

一同貳拾兩

すまへ

御目釘金菊之形

作人孝壽

御鯉口赤銅七子蜻蛉二疋

同人

御縁右同三疋

同人

御栗形同蜻蛉三疋

同人

御折金同二疋

同人

但蜻蛉金

御鑑焼金

御頭菊高蒔絵

但花銀葉金粉金具交

葛金粉金具交

御鞘先金鏝粉

蒔絵

橘屋友七

但御出入之者

一同貳拾兩

一同拾五兩

一同五拾兩

年中三百兩之残り

一金五拾兩

御前様

一同百兩

御同人様御慰料

右之通小野島へ相渡ス、

一銀貳百五拾五貫貳百五拾六匁三分四り

右は大坂古御借銀内元入御割渡、当寅年分として此節

御渡しニ相成候由、

一金百兩

湯川安道殿

一同百兩

伊東宗益殿

一同五拾兩

山崎宗庵殿

右之通御内用向ニ付被下として、重久玄碩を以御手許

江差上候事、

十二月七日〔廿脫カ〕

一奥田伯翁殿屋敷を、澁谷御屋敷御取入之節御貰にて返坪ニ被差出置、其替りニは高輪御屋敷之内を切坪にて御差出ニ相成居候処、後年ニ相成子孫之者より御難題を奉掛上候義共万一も御座候てハ、誠ニ奉恐入次第ニ付、似合之屋敷を求置、夫を御返屋敷ニ被下候証拠ニ仕置候ハ、後之心配も無御座、然処困窮之者之儀ニ御座候間、何卒金貳百兩御取替被下候ハ、年々上納被致度被申事にて、山崎拾より入 御聴候由承知仕候、就ては被下切ニいたし、已後上納ニは不及との御沙汰にて、其趣山崎拾江相達、金子引渡させ候処、家督奥田重次郎殿拙宅迄御礼ニ被參候、

十二月廿八日

一金五拾兩

右は杉浦金次郎へ被下候ニ付差上候様

御直ニ承知仕候付、重久玄碩を以 御手許江差上候、一今日高輪へ罷出、永江休之丞殿会、来年 御下国ニ付、又次郎殿を御仮御養子ニ被遊、左候て近年中御当人様御參府之上、暲姫様江御智養子ニ被遊度、左候て若近

年中御男子様御出生も被為在候ハ、御順養子ニ被遊度 思召候ニ付、

宰相様御内慮御同被遊度、尤思召寄も不被為在候ハ、御国許御一門方并御三役中江も被仰遣、何分御受申上候上、御近親阿部伊勢守様兼て御用御頼之儀ニ付、是又入御内慮御同被遊候思召被為在候段申述候処、今日是最早奥江被為入候ニ付、明日申上可然哉と休之丞申事故、夫にて随分可御宜と申置候事、

十二月廿九日

一今日八ツ後永江休之丞拙者木屋江參候て、昨日被仰進候 御仮養子之義申上候処、

宰相様御沙汰ニは、又次郎殿ニは少し目も不宜候ニ付、宮之城之方は氣も聴候ニ付、宮城可宜と 御沙汰之由承知仕候ニ付、則致出殿御目見相願罷出前文通申上候処、御目不宜、余り 御心付も不被為在、何篇内場ニいたし旁宜候ニ付、今一往申上候様ニとの御事ニ付、永江事豊後殿江差越居候故、彼方江差越直ニ右之趣猶又申述置候、

十二月卅日

一八ツ後致退出在宿いたし候処、豊後殿より御用之義有之、一刻参呉候様被申越候ニ付致参上候処、今日高輪江罷出候処、御養子之義休之丞より宰相様江為申上由之処、来年之処は先御仮養子にて可宜、跡之処は亦御吟味も有之との御沙汰被為在候由承知仕候ニ付、直ニ致出殿、御目見合奉願罷出候て、右御再答申上候処、左候ハ、夫ニて宜御不承知ニ被為入との御沙汰被為在候ニ付、相下ル、

安政二乙卯

正月二日

一今日高輪御殿江罷出、年頭御祝義被仰進候御使、得能彦左衛門江取会御口上申述ル、左候て永江休之丞江取会、御仮養子之御一条ニ付被仰進候御沙汰ニ可被応旨申上候、
一御不例中ニ付今日御登城不被遊候旨、昨夕以御使者御届有之、

正月三日

一今日年頭飛脚被差立候、
一田原直助事御軍賦役江御代替、諸掛是迄之通被仰付との御沙汰ニ付、仰出入御覽、豊後殿御詰合無之候ニ付、伯耆殿へ相渡、
一重久玄碩事年功勤功有之候ニ付、品能被仰付被下度良阿彌・雪庵より申出候ニ付奉伺候処、御同朋宜との御沙汰ニ付、仰出入御覽、伯耆殿へ相渡、
一得淨院より此内封書を以

御宸翰御戴き之御模様ニ付、彼地より御仕立ニ可相成哉、又爰許より御人可被差出哉之旨申上越候ニ付、右御請取方として有馬次郎右衛門を被差出候間、上京之上御都合等宜取計候様被仰付候付、返答旁申遣候、
一右之一条田尻次兵衛江も御内用を以申越候、

正月六日

一今日御目見仕候伊集院尚五郎、長崎御附人御役替御内伺、
一宰相様御方掛濱田林兵衛、御包丁人頭御包丁人勤之御

内伺、

右申上候処伺通被仰付候、

一 去ル二日御鷹方山田半之丞・淺井銀太郎・岩崎岩次郎
・村越半七御鷹据初ニテ鮫洲辺茶屋へ立寄、帰掛品川
鈴岡江差越、権柄強いたし候処より事起、品川齋之者
多人数ニテ引摺候旁ニ付、穩密之御取計被成下、此涯
暫病氣分引込セ置可申、尤半之丞事頭取之者故養子い
たし候上、当務御断申上させ候様仕度、山田壯右衛門
考之義も申上候処 御許容被遊、右ニ付山田養子之義
は村越半三郎可然、乍去本有馬御拘人ニテ、当分は御
拘御断申上候得共一先御答被遊、其上御取扱可被遊と
の御事、其内御鷹方差支も可有之候ニ付、加勢ニ召呼
候様ニとの 御沙汰被為在候、御鷹方差支ニ付、未幼
年ニは御座候得共大野丹治悴見習罷出候様被仰付度、
左候ハ、右様之者江は御用部屋より少々被下方も御座
候旨申上候処、申上候通被仰付との御事御座候、
一 村越半三郎加勢ニ召呼候儀は、大野丹治より申遣候様
相達候、尤右四人之者暫病氣分ニテ引入候様可申論旨
丹治江申聞置候、

一 御当地砂糖問屋共より、唐菓種問屋ニテ取扱候砂糖を

も一手ニ被仰付候様訴訟いたし候ニ付、亦唐菓種問屋
より申分いたし候願書、大坂御留守居より写し差廻し
候一条ニ付、是迄之通不被召置候ては別て御差支ニ相
成候事ニ付、半田嘉藤次を井戸殿江差遣、当分井戸殿
留守居ニ候得共、竹村猪左衛門江成共御使之筋を以当
分通被召置候様頼可申、亦重久玄碩を美の部閑山殿江
差遣、閑山殿より松平河内守様江御頼給候様、池田播
磨守殿方岡山様之御留守居へ、此御方御留守居より頼
談いたし候様被仰付候間、嘉藤次并玄碩へ相達候、
一 伊集院直五郎長崎御附人江御役替御内伺、
一 宰相様御方掛濱田林兵衛御包丁人頭之伺、
右豊後殿より被差出候ニ付申上候通、^{〔処カ〕}伺通被仰付候、

正月七日

一 伊集院直五郎御役替之

仰出意通、但伺書添

一 濱田林兵衛御包丁人頭御包丁人勤之伺、但朱入、

右豊後殿御出殿無之候ニ付、伯耆殿江相渡、

正月八日

一金五拾兩

右は有馬次郎右衛門事御内用ニ付上京被仰付候ニ付、御内々為仕廻料被下之、

但川上郷兵衛去夏上京 近衛家へ御使被仰付候節、

右之通被下候先例也、

一得淨院より町便を以御用封相届候、致開封候処、瑜伽定院様御病氣之由にて、

右府様ニも嵯峨江被為入候由申来候、

一原田才輔より一封到来之処、此内 御進献被遊候御短刀御拵之絵図面出来之由にて相届候、瑜伽定院様御病氣御中症、余程御六ヶ敷段申越候、

右式通共則御小納戸江差出、入 御覽候、

右文箱之内一緒ニ 得淨院より永江休之丞へ一通、小野島江巻通入付有之候ニ付、夫々江届方相濟候、

一半田嘉藤次入来にて、砂糖屋共訴訟一条ニ付南与力へ笹吉を以問合させ候首尾承候ニ付、首尾書を以被申上候様相答置候、与力中村次郎八申候は、同役東條八太夫方江吟味相下り居候ニ付、当人よりも可申越候間、何ぞ御反物ニても明早朝御仕向有之方宜との趣申聞候段、半田より承候ニ付、能勢權之助相招、首尾書為持

御小納戸江取会、達 御聴、左候て御品嘉藤次方へ拙者より承候趣を以相廻し給候様申聞候、無程權之助參、御反物は丹後島式反ツ、御肴代五百疋ツ、半田江御小納戸方より廻し方相濟候旨承届候、

右之通中村次郎八・東條八太夫江被下候、

明日有馬次郎右衛門上京被仰付出立ニ付、明日之日付を以左之通仕出ス、

一得淨院江先便より申越候通、今日有馬次郎右衛門出立いたし候ニ付、京着之上はおのつから田尻次兵衛より御届可申越候間、

近衛様江被進物等之儀、宣次兵衛へ申談取計候様被仰付候旨申越候、尤

瑜伽様江何ぞ御品御見廻に可被進候間、田尻次兵衛方にて吟味いたし、可然取計候様被仰付候段心得迄申遣候、

一原田才輔へ 御短刀御拵御絵図面之義、并

瑜伽定院様御病氣ニ付、御見舞品田尻次兵衛方へ致吟味、被進物取計候様被仰付越候趣申遣候、今日取込居大頭迄可及返答との趣申越、猶巨細は重便可申越と申遣候、

一田尻次兵衛江も右同様之間合有馬仁左衛門江為認、次

郎右衛門便より仕出し候、

一御国産紅花京地にて御売捌直段、

壹箱ニ付

代銀三貫目ツ、

右寅年春以来平均直段

右ニ付願出候通引受売捌方被仰付候ハ、左之通と申

出候由、

只今ニても代銀三貫五百目

右内外ニは売立可申候、

差引一箱ニ付凡五百目ツ、御益ニ相成申候

由、

一御国許より一ケ年分御仕登せ高凡千箱と見積り、一ケ

年分、

五百貫目之御益筋ニ相成と申事ニ

候、

但内輪ニ見賦一ケ年五千両之御益は丈夫と申

事ニ候、

右之一条申立候は左之通、

井伊掃部頭様領江州神崎郡來流村

嘉永七年寅七月

竹中利右衛門

京三條通室町上ル

総屋久三郎

出店

支配人

治兵衛

正月十七日

一年内

近衛様御取伝を以

御進献被遊候御笙作人并年鑑、且取仕立等之所迄も委

曲取調、早便可被申越旨申越置候処、今日田尻次兵衛

より七日限仕立町便返答相達、右ニ付

近衛様御方江尋問有之候処、別紙式通相達候由にて相

届候、

一先達て

禁中江御献上ニ相成候鈴虫の御笙一管、右

御献上以前某人古老之輩被召、鑑定被仰付候処、至極

之古物にて希代之名器之由、作者は頼尊時代よりも竹

色古く相見得候得共、頼尊作にて可有之哉之由、頼尊

信貴山之住僧にて笙作之名人ニ候、文治二年生にて、

自仁治至文永筭多く作り候由ニ候、日本六十余州靈地

靈山江、一ヶ国ニ一管ツ、自作之筭相納候人ニて、則

右御筭候、播州刀太山什物之由ニ候得共、恐らくは右

之六十余管之内ニても可有之哉ニ申居候、先年〔後桃圓天
聖護院
皇太子〕聖護院

盈仁法親王江被召、御秘藏之御品ニて御座候、銘も盈

仁親王之御染筆相違無之旨申上候、何等之訳ニて鈴虫

と申御銘被附候哉、其子細難相分候、聖門より何方江

欵被下ニ相成、其後払物ニ相成候儀ニても可有之候哉

ニ被存候得共、是又委敷相分り兼候、右等之次第聖門

江御尋問相成候ハ、早速相分り可申哉ニ候得共、左

候ては万一拝領之仁より売払候義ニ候ハ、当人迷惑

ニ相成候筋ニては氣毒ニ付、表向取調も難及次第候間、

無急度密ニ及問合、相分り次第追て可申入、且又今度

御献上ニ相成候節之御仕立方、別紙ニ申入候、

一御筭御本袋

裏 紫綾地

縫伏セ紫淡〔袋カ〕綾同上

紅地大和錦

入麝香

右筭縁縫伏セ石清水

八幡宮神宝御筭袋之写

光格天皇御在世中右之写被 仰付候処、細工人無御断

申上ト云云、今度右細工人御吟味之上

應圓滿院〔近衛基熙〕基熙公御好之御筭袋筭縁石清水神宝同様ニ付

右御形を以写被 仰付、

御略袋 蜀紅形大和錦

裏 紫綾地

紐 紅

枕 蜀紅大和錦 入麝香

御外箱飯

島桐 唐戸面

金物 銀尾長鳥丸

紐 紫淡駿河打

以上

右式行正月十八日御手許江被留置候、

正月十四日

一金五拾兩

右は阿蘭陀通事森山榮之助より御取替之願、井上庄太郎迄申出、右通入 御聴候ニ付、右之通庄太郎へ引渡候、

正月十八日

一仙臺房

但御小納戸方より

一御肴料貳千疋

右は石河土佐守殿上京出立ニ付、御内々被遣候、

但御留守居首尾之由、重久玄碩より承候、

正月十九日

一今日 御目通仕、左之通申上候、

一大坂裏御門通御長屋大地震ニ大損し候ニ付、御建替無

之ては不相濟段は先度奉伺、其筋ニ被仰付置候処、亦

々絵図面差登せ、住居替之義御留守居より願越候由、

豊後殿より被差出候ニ付申上候処、伺通被仰付候間、

絵図面御同人江相渡、右通御達申候、

一島田御本陣置鹽藤四郎事、地震ニ家大痛ニ相成、御

通行之砌御宿も難被遊候付、金三百五拾兩御取替被仰

付被下度、左候ハ、年々頂戴被仰付候内より、金三拾五兩ツ、上納仕度願有之、五拾兩は減し申候て可宜哉ニ申上候処、其通被仰付候付、其通御同人江御達申候て、願書も御渡し申候事、

一野元一郎持登候年内山川江渡来之異人より差出候書付二包、并横山安之進貫候書籍二折ツ、是は芳洲江御見せ被遊不苦文会ニ候ハ、御届ニも不及との

御沙汰にて御留メ被遊候、

一御取究置被遊候御軍令留帳一冊、外ニ異船渡来ニ付て

之伺等之書面言通、是亦致吟味申上候様被仰付候付、

右書面豊後殿へ相渡、右之趣も御達申候、

一市來正右衛門異人より貫候眼鏡、是は当人江被下宜との

御沙汰ニ付、豊後殿へ相渡、右之趣御達し申候

事、

一藤堂様御拘之石井密太郎、此御方様江御拘被下候ハ、

難有との由ニ付、何様御座候哉と豊後殿より承候ニ付

申上候処、掛合等いたし候ハ、不宜候間、御暇申出相

濟候ハ、暫大坂へ差越居、左候て此御方様江 御存

し不被遊様、豊後殿方にて宜との 御沙汰被為在候付、

其通御同人江御達申置候、

正月廿日

一 蒸氣船方弘方御金払底ニ付御下金有之候様、井上庄太郎より被申出候ニ付、御内用方ニ取揚候て、金貳百兩掛之竹下覺之丞へ相渡候、

本文御覽相濟、以書役差返候、

一 山川へ異船渡来ニ付、御軍役方より致出張候面々、致骨折候ニ付御褒詞之窺沓通、

本文不入御覽、以書役差返候、

一 大地震ニ付、御因計^{計之}御三役衆より御機嫌伺等ニ付て之書面沓通、伯耆殿より被差出相請取置候、

一金百拾兩

右は被進御用ニて御取入相成、右通重久玄碩江渡ス、

一 益滿新之丞転役之伺書付一通、

一 右之妻離別一条ニ付御目付聞合書沓通、

一 江夏壯七郎逼塞一件之書付沓通、

右豊後殿より相請取候ニ付、以御序入

御覽可申事、

右式ヶ条入 御覽候処、新之丞義は伺通被仰付候ニ付、

仰出并伺書豊後殿御詰合無之候ニ付、伯耆殿江相渡置候、

一 江夏之儀は段々 思召寄之儀被為在候ニ付、承知仕候趣豊後殿并野元一郎江も委曲相達置候、

一 今度山川江異船渡来之節、段々混雜之儀も為有之由ニ付、以来は得と致吟味置候様ニとの御沙汰ニ付、野元一郎江帰着之上夫々江申出、混雜無之様可被取計旨相達置候、

正月廿六日

一 筑後殿・登殿連名ニて豊後殿江永吉一条之御問合沓通又登殿より右同断ニ付豊後殿江之御問合沓通、豊後殿より被差出、御内々 上様之御口氣を伺呉候様ニとの事ニ付、入 御覽候処、先年北郷作左衛門并京田右近一件之時も

上より出候ニ付、此節は夫より猶重く候間、隠居之方は里の方へ引取私領江遣し慎罷在候方、又七郎方は御役御免ニて私領江遣し慎罷在候方相応と 思召、其上は親類中より座内ニ入る共、乍然 高輪江不申上候ては不宜との

御沙汰被為在候、若亦 高輪様江申上宜取計候様 御沙汰も被為在候ハ、

御前之御沙汰通取計御座候様可仕旨申上置候、何れ養子究候上ならてハ不相濟筈、就ては島津權五郎二男家之事故、当前之事と御内話奉伺候、

一 大坂砂糖不景氣一条ニ付、豊後殿より御留守居初へ御同人より御達之書面壹通、并紅花一条ニ付大坂御留守居へ御達し之書面壹通入 御覽候処、砂糖一条之義は何分六ヶ敷事候得共、折角豊後申事故御任せ置被遊候との 御内話奉伺候、往々は御当地杯江砂糖ヤ株を御国之町人共へ為貴、於御国許町人共江入札払被仰付、大坂にて当人共より致上納候ハ、御物之御構も無之却て可宜義との 御内話被遊候、

一 御作事下目付大脇孫右衛門事、御徒目付河村與十郎病氣故罷下り候ニ付、右大脇を奉伺候処、是は宜者との御沙汰も被遊伺通被仰付候付、

御沙汰書伯耆殿江直記より相渡候、

一 疏大砲船御当地江被相廻候ニ付御願書被差出置候処、昨廿五日御付紙を以御願濟ニ相成候ニ付、仕立町便を以御国許へ申越候様可被仰付候哉奉伺候処、早速申越候様被仰付候付、田中仁右衛門へ相達候、

一 右大船之名未無之候間、名無之候ては不相濟と 御沙

汰被為在候付、則調へさせ可申旨申上置候て、田中仁右衛門へ相達候処、段々名書付同人より差出候ニ付入御覽候処、右之内昇平丸と有之候方宜との 御沙汰ニ付、其通仁右衛門へ相達候、

一 来月ニ相成候ハ、御歩行御暇之御願書御差出ニ相成宜との 御沙汰ニ付、早川五郎兵衛へ相達候処、最早取調置候との事承候、

一 今夕御国許之年頭中急到着にて、御左右啓暮時分相届候ニ付、則当番御小納戸江差出候、

一 大砲船爰元江御廻し方之儀御願濟ニ付、今日仕立町便を以御軍役方より御国許へ御問越ニ相成候、

一 御勘定所書役助

鎌田郷左衛門

右親孝養ニ付御褒美被仰付候由御間合有之、右書付御留置被遊候由にて、今日

御目通仕候処、右之御内話共被為在、年輩ニ依り御庭方ニても被仰付 思召ニ付、年齢尋越候様被仰付候ニ付、今日町便序より名越彦太夫江問合いたし候事、

一金百両

右は近々之内

晴雲院様赤羽江被為入候ニ付通し呉候様承候ニ付、小

野島江相渡候、

〔寄屋娘、阿部正篤夫人〕

一聰徳院様御年奇歌園事、御同人様御出府之砌より御世

話申上候ニ付、不依多少候得共 思召之処ニて年々御

金被成下度 御同人様より御願ニ付、御書付相認入

御覽呉候様との趣、小野島より別紙之通入 御覽、小

野島へ引渡候、

一金拾五りやう

右は

一聰徳院様御出府之砌より御附ニて数十年御世話申上、

別て骨折相勤候ニ付、容易ならざる儀ニは候得共、別

段之 思召を以年々目出度遣され候間、猶又御世話申

上候様 御沙汰ニ候、以上、

たて山

正月

武兵衛

歌園さま

正月廿九日

一島津又七郎事、被聞召通趣有之、詰衆被成御免隠居被

仰付、私領江深く慎罷在候様被仰付候、

一島津主殿妻事被聞召通趣有之、夫死後なからも致離

別、今和泉私領へ深慎罷在候様被仰付候、

一登嫡子島津權五郎事、島津又七郎事被聞召通趣有之、

詰衆被成御免隠居被仰付候、右ニ付本家之事故家督相

統被仰付候間、家内召連引越候様被仰付候、

右之通今日 御目見奉願入

御覽、乍恐御加筆被成下候様奉願候処、思召寄之処御

直し被下候ニ付、右之趣一紙を以

仰出豊後殿へ相渡ス、

一平川四七御勘定方小頭御役勤方は迄之通被仰付度、石

見殿より豊後殿へ御問合有之、伺通之 仰出右御同人

へ相渡候、

一平田清右衛門御作事奉行江御役替勤方は迄之通被仰付

度、筑後殿より豊後殿江御問合ニ付伺之通 仰出、右

御同人江相渡候、

〔表紙〕

豎山利武公用控十四冊之内
 四
(自安政二年二月朔日至五月廿六日)

〔扉〕

公用扣
安政二年卯二月朔日ヨリ
五月廿六日迄
 四

一 嶋津兵庫殿二弟村橋敷馬御鍵奉行御役被仰付候、仰
 出右御同人江相渡ス、

御本文通ニ候処、翌二日夜御付紙にて御願濟ニ相成候事、
 二月朔日

御步行御暇御願之御願書、御差出ニ相成候筈ニ申上置
 候、

二月三日

一 山川江異船渡有之、〔米脱カ〕其節混雜いたし、若年之面々別て
 懸念ニ有之候ニ付、以来之取締向

公辺江被仰上置候ハ、少しは自然之義致到来候節、
 其為ニは可相成哉との事にて、御国許より豊後殿初へ
 御問合有之、入 御覽候処、願立ニ相成候共迎も御差
 図は有之間敷

思召、乍然御差出ニ相成、何ぞ悪は無之との御沙汰ニ
 て、其趣先達て豊後殿江御達申置候、右ニ付ては御国
 許江以来異船渡来之節取締向は、申論方申遣候様ニと
 の 御沙汰も被為在、今日 御目見奉願、右之通御国
 許江被遣候書面入 御覽、左候て乍恐御加筆被成下候
 様、豊後より奉願上具候様申上候段も申上、 御手許
 江差上置候、

一 去ル朔日豊後初、御隣御貫請之御屋敷見分仕申候、就
 ては已来御見分被遊、彼是之 御差図可被遊下奉存上
 候得共、屏之義は余程相痛居申候付、本之通新敷仕替、
 御門は其儘ニ召置候て、溝涯迄屏仕廻し置申候ハ、何
 様可有御座哉奉候候、其通被仰付候ニ付豊後殿江御
 達申置候、

一 去月廿一日、足輕共夜五半時頃三田通にて、内藤山城

守様御行列ニ致籠相、終ニは互ニ切結候得共、其場難
なく立退候一件之書付被差出請取置候ニ付、是亦入

御覽候処、凡之儀は御承知被為入候、右書面御同人江
相返ス、

二月五日

一 今日上使本多主税殿にて

御鷹之鶴被遊御拜領候、御病氣故秋月佐渡守様江御
引受并御礼御廻勤迄も被遊候、七ツ時過無御滞被為濟
候、

一金千疋ツ、二包

右は御内用方被遣ニ付、山田壯右衛門江相渡ス、

一 入江駒之丞事、阿部伊勢守様御家中江炮術入門被仰付
候ニ付、金子五百疋

御物より被成下候ニ付、山田壯右衛門江相渡ス、

一金百疋ツ、

但益暮

右同断附届として御出被下候間、当人より申出候節々
可相渡事、

一金七兩

右は御草り取丸野源八事、御手綱御用として御国許江
被遣候ニ付、右通御内々御取替被仰付候付、中山次左
衛門江引渡候、

一 越通船より参居候船頭并水主今日致出立賦候、然処骨
折いたし候ニ付、船頭江は金三百疋ツ、水主江は青
銅百五拾疋ツ、被成、〔下候様之〕田中仁右衛門より申出ニ付入
御覽可被下旨仁右衛門へ相達候、

二月七日

一 今日 御目見仕左之通入 御覽、亦是

一 山本仲右衛門事最早御用も相濟申候ニ付、来ル十日出
立可被仰付哉之伺々通、

一金四拾兩

右同人爰元迄被召呼、帰坂掛京都御用も被仰付候ニ付、
右之通可被下哉之伺々通、

一 御軍賦役兩人程并御軍役方御家老座書役式人、

但書役之義は、先年異国方御引取之砌御家老座書役

江被召入置候ニ付、別段代り不被仰付、当分御家
老座之内より被差分候ハ、随分御用差支不申と

の事、

右之兩御役非常之節差支申候付、重被仰付度伺迄通、
一 近年諸人御取替之願余り手広相成、御金繰ニも差支申候ニ付、屹と不相成との義ニは候得共、不勘弁御取替之願申出間敷との伺迄通、

右之通何れも伺通被仰付候ニ付、豊後殿へ御達申候て、書面は翌八日野元一郎江相渡候、

一 山田壯右衛門より松永庄右衛門義ニ付、御沙汰之趣承申候、就ては御沙汰通被仰付候へ、御宜奉存候旨申上置候事、尤豊後殿江も申出置候、

一 御庭方足輕式地震後出府仕候処、道中筋何篇六ヶ敷、困窮仕漸く出府仕候ニ付、表より相中へ金三兩被下候由御座候得共、今壹兩貳部ツ、は無御座ては難渋可仕旨拾より承申候、右通可被下哉と奉伺候処伺通被仰付候、

一 丹次悴大野吉太郎事御鷹匠方見習ひ候様、丹次江申渡候、

一 山田半之丞養子可被仰付賦にて、村越半三郎被召呼置候ニ付、当分之内は三人賦位之被下方可被仰付哉奉伺、其通可宜との御沙汰被為在候、

一 御仮養子之義、何れニても早く御取究被仰進候様可申上旨 御沙汰承知仕候ニ付、則豊後江相達候様可仕旨申上置、直御同人江御達申置候事、

一 福岡様御家来吉永源八郎事 霧島へ御代參被仰付、右序ニ湯治いたし候賦之由、就ては御国許豊後江可申遣儀も可有之候間、其節は御存被為在候旨申置候様ニとの御沙汰承知仕候、

一 聰徳院様江辰ノ口より被仰遣候

宰相様御湯治御暇之義ニ付て之御直書、山田壯右衛門より拝見為致候様 御沙汰被為在候由にて拝見仕候、

二月十一日

一 田尻次兵衛より仕立町便を以得淨院より之御用封相届候、致開封候処、永江休之丞へ得淨院より紙張文箱迄、右同人より山田壯右衛門へ一封、原田才輔より拙者江一封相達候付、永江休之丞江は則為届候、

一 有馬次郎右衛門事

陽明家御都合向相濟、去ル五日京都致出立候旨才輔より申越候

二月十八日

一 今日昼時頃有馬次郎右衛門帰府にて、

近衛様より御廻し被遊候御品差出、尤右御同人様より被進之御書も有之候ニ付、則御小納戸を以御品并御書差上置、左候て御目見奉願候処、則罷通候様被仰付候付、罷通 御目見仕旁之義共申上、左候て得淨院より拙者江遣候細文も入 御覽候、早速御品三重箱にて御開封被遊候処、近衛様より之御添書も有之、本御品共拝見被仰付候、右ニ付ては

右府様極々御世話被遊候旨得淨院より申越候、就ては何ぞ被進物可被遊思召候得共、爰元にては是そと申御考も不被為在候付、得淨院へ申越被進品考之程申上候様、尤金子之方可然哉、其儀ニ候ハ、何程位と申事も無服藏申上候様、今日則仕立町便を以申越候様被仰付候間、早速右 御沙汰之趣以御内用得淨院へ申越候、一 瑜伽定院様御不例ニ付、

御両殿様より御見舞として被進物可被遊候間、京都にて申談取計候様田尻次兵衛へ先度申越置候、右ニ付ては御肴料奥計にて可被進方可然と最初は吟味之由候処表向被進候方宜との事ニ付、其通取計有之候由、得淨

院并田尻よりも申来候、

一 有馬次郎右衛門事は御内用有之出京被仰付候ニ付、

近衛様江之御口上は時 御見舞被仰進候筋を以致參 殿候処、此節之御一条は諸大夫御用人杯も不存事故、御品は得淨院より被相渡候由、尤 中納言様御名代にて御目見被仰付候、 右府様ニも御目見被仰付、御直ニ御口上申上候処、御直答被遊候由、御菓子被下候由、右通御使被進候付、

羽二重 三疋

御肴代 二千疋

右府様へ被進候段次郎右衛門申出候、 一 堀與左衛門御軍賦役江之伺有之候付、伺通被仰付候、今壹人被仰付賦にて、段々人数書付大夫より伺有之申上候処、兎角大炮杯ニ不弁者は何分不宜、就ては伴鐵太郎事大砲之義ニ付ては余程出精いたし候者ニ付、御軍賦役被仰付いか、可有之哉、乍去余事之義難出来哉、夫込なく共最早年齢ニも相成候ニ付、何ぞ御役替可宜との 御沙汰被為在候ニ付、豊後江も申聞候様可仕旨申上置候、

一
繪師

竹内雅春

右は勝川殿より至極致出精其上重宝ニ相成られ候由ニ
て、品能被仰付被下度被願候由玄碩より承、最早六年
ニ相成候ニ付、先例通之年功ニ相成居候旨申上候処、
同通宜との 御沙汰承知仕候、

一 迫水孫次郎事当年蔵方前御座候処、右之代りニ御金六
十兩被下候先例も御座候ニ付、其通可被仰付哉奉伺候
処、先例ニも候ハ、宜との 御沙汰被為在候、

一 今日豊後殿

宰相様より麻布江被進候御返書、持參可被罷出候義申

上置呉候様承候ニ付申上候、

一 去年之沖永良部島砂糖代等何程残居候哉、相調へ申越
候様可申越旨被仰付候付、前条御趣法御用人江問合候
様伊東正兵衛へ相達置候、

二月廿日

一 加州様御嫡松平筑前守様より、無御拠御用ニ付御出勤
前被成御出度、実は被仰進候由候得共、右通にては彼
御屋敷御都合不宜候ニ付、此御方様より被仰進候様被

成度との由、右ニ付此御方様より御留守居奉札ヲ以、
被御留守居江右之趣にて、来ル廿三日、四日、五日之
内被成御出候様いたし度、左候て幾日何時頃、又御服
は何にて被成候哉、右等之義懸合候様玄碩を以承知仕
候ニ付、則早川五郎兵衛へ申渡候、直ニ問合為致為見
候事、

一 来ル廿八日共は御登 城被遊候と恐察仕、来ル廿五日
御用番様御対客日ニ被為入、御機嫌伺并御病後之御礼
御直御名を以、御書面御差出ニ相成申義被為在候間、
何様可被遊哉玄碩を以申上候処、其通可被遊との御事
之由奉伺候、乍然牧野様御用番ニ付、来ル廿六日、廿
七日之間御見舞被遊候ては何様可被為在哉、養眞へ御
伺可申上旨極内玄碩より洩シ呉候ニ付、左候ハ、何れ
右之御返事相分候上御治定相成候て可然と五郎兵衛申
談置候、

一 右御病後之御礼被仰上候書面認方、吉井源七郎江申渡
置候、

一 今日御取添御屋敷御見分ニ可被為入候ニ付、私ニも罷
出候様玄碩を以被仰付候ニ付、例刻より一寸致退出、
食事共相済直ニ罷出居候処、七ツ時過御庭口より御厩

上之御中門御出御廻り被遊候、御取添之方ニ向井・田中も罷出居候、左候て御出口之通御帰殿被遊候、

一西吉之進事角入御免被仰付度、御小納戸を以願申出候ニ付、奉伺願通可被仰付旨、山田壯右衛門江相達候、

右ニ付御家老衆江は羽書を以申出候、
一御坊主^{〔空白〕} 平御出入

代り有之候ニ付、右被仰付度伺 御内慮具候様承候ニ付、達 御聴窺相濟候、

一今日御普請奉行御式台より御入来にて、境行留地面御引渡相濟候、右は御勝手之間にて向井新兵衛改服にて罷出承知仕候由、

二月廿二日

一木脇東淵江島津折烏帽子菅ツ差下候、右は未委敷不行届哉ニ 思召候ニ付、存寄之処は右へ相記し、外ニ難形可差登せ被仰付申遣置候処、今日差下し候、手本外ニ難形二箱ニ入付相届候ニ付、早川務を以入 御覽候処、私へ遣候書状内ニ古像写し可差登せ旨有之候得共、 御沙汰被為在候由、就ては福崎助七より差越候問合も、間違にて大坂江取落置候由申出候ニ付、

決て右之内ニ有之候半と存候間、其趣申上具候様頼置候、

二月廿四日

一 半田嘉藤次より、御判物御戴ニ付ては、御病中故松平市正様御嫡但馬守様へ御名代御頼置被遊候処、御出勤も来ル廿六日より被遊候事ニ付、御直ニ御勤可被遊哉、何分之義明廿五日夜刻迄為御知可申上旨承知いたし候由ニ付、猶又奉伺具候様承候ニ付、御小納戸ヲ以御目見奉願候処、直ニ罷通候様被仰付候付、罷出御目見仕、右之趣申上候処、弥御名代御頼可被成との御事御座候、左候ハ、御扣之義は、御先手水谷主正殿^{本ノマ}にて御頼之方可宜哉ニ嘉藤次申候段申上候処、夫にて宜との御沙汰^{〔在歸カ〕}被為、則嘉藤次相達置候、

一 御軍役ニ付御船手組御小姓組之調被仰付置候処、御国許江被為入候節調書ニ付、猶又致附紙御家老衆より奉伺られ候処、先ケ様事候得共、何れ 御参府之上 高輪江被仰上との 御沙汰にて、夫形右書付御軍役方江為有之由にて、相良彌兵衛持出し候ニ付、右之趣を以差上候処、全体不吞込候ニ付右書面も

御不承知之様ニ奉伺候、

御手許へ差上置候、

一 伴鐵太郎御軍賦役へ吟味いたし候様先達て承知仕、豊後殿へ申出置候処、御同人より其後承候は、田中仁右衛門・安田助左衛門江極内々吟味致させ候処、此内羽田にて大砲^マ之節大砲射方小頭之賦候処、右之者打候ハ、不掛合と申事、俄ニ小頭を替へ候義も為有之義ニ付、何分御軍賦役と申処些軽々敷は有之間敷哉と為申由ニ付、左候ハ、最早年輩ニも相成候事故、御細工奉行江被転候て大砲掛并製作掛り被仰付候ハ、何様可被為在哉申上候処、何れ最早年輩ニも相成候事故、御取扱不被遊候ては不相成候ニ付、右之通にて随分宜との

御沙汰被為在候、

一 御広敷番之頭欠跡有之候ニ付、井上逸作より内意之趣承候付、御内慮奉伺候処、右は少々金子一条ニ付何欤有之たる哉之御沙汰にて、御都合不宜候ニ付、左候ハ、久土目宜は無御座哉奉伺候処、是は随分宜との御沙汰御座候、就ては表御小姓当分は皆二才にて些申事候得共、外西村・野村も罷在申事ニ付、格別跡差支

申訳ニも及間敷と申上候、右代りニは川井嘉一郎悴二十四五ニも相成為申哉ニ付、此は可宜哉ニ申上候処、御都合宜御座候、

一 安田徹三御^也願書入 御覽候処、是は一向名も世上ニ

不申者、尤宗澹杯も不存由、左候ハ、先余計成者故御取揚難被遊との御事ニ候、乍然本道ニ聞方為致候様

御沙汰ニ付、五郎兵衛^{可宜カ}ニても聞合させ可申と申上候処、左様との 御沙汰被為在候ニ付、早速早川五郎兵

衛へ相達、右書面も相渡置候、

一 下目付勤平田藤五郎、先年琉球人参府節御用ニ相成候舞台、御作事方江御格護被仰付置候ニ付、此節御尋被為在候処、高輪御殿其外御普請之節、古材木は何ニても不残召遣候様致承知、其節右舞台も召仕申候との事にて、其趣玄碩より申上候由之処、御不都合相成、何れ差扣書にて其筋へ不差出候ては濟間敷御模様之由ニ付、何分舞台も召仕可申哉、分て其節可奉伺之処、其儀無之不調法之段恐入候趣を以、右藤五郎より差扣書差出候由にて、向井新兵衛より請取候付、今日御断右書面入 御覽候処、是にて宜との御沙汰被為在候ニ付、御礼申上置候、

一 先日御数寄屋より御用之瀬戸物御国製之【も脱カ】のニて、先月廿六日態々右御品のミ急ニて差立相届候ニ付、殊之外玄碩致当迷^{マヤ}、御断申上候義御座候哉、何様いたし可宜哉杯々承候ニ付、右之趣申上、就ては何分御国元之御数寄屋不行届義ニ御座候間、已来は右様之義無御座様可仕差候間、此節之義は御用予被遊下候様申上候処、格別御不都合と申御模様ニは不被為在候、何 御数寄屋頭髓ニ成致吟味^{マヤ}、猶又玄碩へ承見候様ニとの 御沙汰も奉伺候、

一 琉球人より彼是申出候書付、私方江御下ヶ共不被遊哉と 御沙汰ニ付、決て御請取申上義も可有御座候間、取調へ可申上旨申上置候、

一 仙波事御広敷番之頭勤被仰付候義申上候処、御不都合と申候程之御義にも無御座候得共、少々御心寄之義被為在候筋ニ奉伺候、

一 山川江異船渡来ニ付、以来之義於御国元御評義有之、公辺江被差出置との事ニて書面御家老衆へ被差登せ候付、先度入 御覽候処、差出候ても迎も御差図有之事ニは無之候得共、被差出候ても何も不苦との 御沙汰ニて、其趣を豊後殿江相達置候処、御留守居江猶亦被

相下候、少々存寄申出候由ニて、其処引拔候て相良彌兵衛より承候ニ付入 御覽候処、右通ニて宜との 御沙汰ニ付、右同人江相達書面も相渡候事、

一 御船手組御小姓与被仰付候御吟味書、相良彌兵衛より差出候付入 御覽候処、御手許へ被召留候、

一 有馬次郎右衛門上京被仰付候て、極御内用向ニ付近衛家江被差出候処、御戴き之御品得淨院より被相^{【下脱】}、右為御礼

右府様江被進物可被遊^{マヤ} 是そと申思召付も不被為在候間、得淨院へ申越、考付之処無^{【脱】}服藏申上越候様可申越旨被仰付申遣候処、御世話ニて別て御心配被遊候ニ付、御金五包位被進可御宜哉ニ奉存、夫も一緒ニ被進候ては表向日立候ても不宜候との返答參候ニ付、申上候処被遊 御承知候、右ニ付卯二月廿九日式日より右府様江御直書被進御文言之内ニ、此御品をと委細は得淨院より申上くる、ニて可有之と御認メ可被遊候間其趣申遣置候様、尤御献進之義も御伺越可被遊との 御沙汰奉伺候、

御内用書去ル廿六日昼相届拜見申上候、先々両御地上々様方益御機嫌克被為成恐悦有難狩様ニ候、左様御

座候得は、此内有馬次郎右衛門便より御廻し進られ候御戴き御品ニ付、

右府様へ御礼として何ぞ被進度思召候得共、是と申御心奇も不被為在候ニ付、御手前様御考之程無御腹藏仰上られ候様仰付られ候処、御格別

右府様御世話様被遊候付、御金五包位進られ候ハ、御よろしく、夫とても一緒に被遊候^{てはカ} 目立候てもよろ

しからすとの御事仰下され候ニ付、其趣を以則入御聽申候処、委細被遊御承知候、就ては今日便より御直書を以御礼被仰進その御文言内ニ、此御品をとい細

は御手前様より申上くる、にて可有之と、御認メ可被遊との 御沙汰ニ御座候間、左様御含置可被下候、お

のつから遠からず伏見にて御逢申上、彼是御打合も可申上合御座候処、昨廿八日御登 城被遊候処、当年は

御暇不被下候旨被仰渡候、就ては些御勢ひ後れの御事被為在候得共、永々之御不例御病後様の御事ニ在らせ

られ候へは、夏向之御道中いか、可被為在哉、御案し申上心配仕居候折柄、前条之通御承知被遊候ニ付ては、

我々共ニ至りては却て難有仕合せんし奉り候事ニ御座候、まつく、此よし御再答旁御内用答申あげ候、めて

度かしく、

二月廿九日

武兵衛

得淨院様

二月廿九日

一久土目悦之進御広敷番之頭へ、

一伴鐵太郎御細工奉行へ并大砲掛製作掛り、

一富田釧之助・川井吉十郎表御小姓へ、

一黒田平阿彌御同朋頭へ、御数寄屋頭兼務、

一村田元甫奥御茶道勤方は迄之通、

右之 仰出豊後殿江相渡候事、

一田尻善齊表御同朋被仰付候

仰出、拙者引入候ニ付、改名之処何不相濟候ニ付、山口氏江申出給候様、伊東正兵衛へ頼置候、

三月十四日

一今日間之飛脚到着にて、三原藤五郎より当分牛根・櫻

島にて御造立之大砲船四艘之内式艘は、

公辺江被差出儀ニ候得は、何れ帆前之義御作法も可有

之候付、早目何分申越具候様申来候付、当分引入中故

同役へ向ケ入 御覽具候様ニとの趣にて、右問合差出候処御覽被遊候処、早川五郎兵衛と申談可然取計候様御沙汰被為在候ニ付、五郎兵衛へ可相達合之旨山口直記より申越候、

三月十六日

村越半七

一 山田半之丞訳含有之、勤方被差免隠居被仰付候ニ付、右半三郎へ跡相統被仰付候一条之下書、伊東正兵衛折柄拙処江入来ニ付、右書面相渡、猶又御家老座江も相談給候様申置候事、

三月十八日

一金百兩

右は

聰徳院様此内より彼是御世話被成進候義有之候ニ付、旁之為御挨拶可被進候間、私より請取候様 御沙汰被遊候由、山田壯右衛門より承知仕候ニ付、拙者引入中ニ付、則伊東正兵衛へ被申聞、請取可給旨申置候、
一金五拾兩

右は阿部様御用人藤田與一兵衛、此御方様御用向ニ付御世話申上候ニ付被下候ハ、何様可被為在と、聰徳院様より壯右衛門江御沙汰にて、右通正兵衛より請取被申候様申置候事、

三月十九日

一 昇平丸便を以三原藤五郎より

公辺江御差出之大砲船帆之義、先日問飛脚より被申越候ニ付入 御聽候義は、御賢慮取計可給旨山口直記江差出候、

三月十九日付にて、田尻次兵衛よりは去ル廿日仕出町便ヲ以、得淨院より御内用文相届、〔イ、ウ〕右之通、

一 御返事旁と御座候て御文被下、有難拜見申上まいらせ候、先々両御地にて

上々様方御揃被遊益御機嫌克被為成候御事、乍恐御めて度有難狩奉り候、左様ニ御座候得は、

太守様御事、永々の御不例御全快様被遊、去ル廿六日牧野備前守様御見舞被遊、廿八日ニは御登城も被為在、何の御当り様も不被為在候事、誠ニ御めて度幾久敷万々年もと乍恐御同前ニ有難かり奉り候、左候て当

年 御下国御差留ニ被為成候よしも御伺せ被下、何も承知いたしまいらせ候、仰之通り何分御永々の御不例後故、夏向の御道中ハ、実ニ乍恐御案事申上奉り候御事故、とふそく御ゆるくと御保養様ニも可被為成有難かり奉り候、しかしながら年々御通行ニは御近々しく御機嫌も伺奉候得は、とふかきつうく御遠々しく存上奉り、今より 御通行を御待申上候御事ニ御座候、

一 先達て間便にて細々御返答申上候

右府様江御礼として被進物の事、い細 御聴ニ被入、御承知被遊、此節

御直書被進、御品之処も此御品と 御文言ニも仰上られ候由、御委しく御伺わせ被下候御事、何もく有難承知いたしまいらせ候、私へも 御直書拝領仰付られ、誠ニ存かけ無御近々敷御書も拝見申上奉、いか程もく御めて度恐ながら有難かり奉まいらせ候、御礼御序之節何もよろしく御願申上度、尚又恐入奉候へ共、御側迄御請奉申度言封差上まいらせ候ま、是又宜しく御取計ひ被下度御願申上まいらせ候、先は又の御返答迄荒々申上まいらせ候、猶別紙ニ申上候御事、何も

く 宜御頼申上まいらせ候、めて度かしく、

返々御まえ様ニもいよく何の御障様無御さへく敷御勤上られ候御事、いか計く御めて度御悅申上まいらせ候、なを時かふ御せつかく御いとひく乃存上まいらせ候、めて度かしく、

豎やま

得淨院

武兵衛様

人々

一 御直書 御一封

右府様より

大守様江被進候ま、何もよろしく御披露之御事御頼

く 申上候、めて度かしく、

三月十九日

豎やま

得淨院

武兵衛様

一 御内用を以申上まいらせ候、左様ニ御座候へは此度極

御内々御拝領物御一条ニ付、前後

右府様別て御厚き御取計ひに被遊被進候付、此度右御礼として何ぞ可被進との御事ニ付、先便に細々奉申上

候処、此節御書中にて御礼仰上られ、猶又此品と御文言ニは被遊、私より細は申上奉伺候半と被遊候よし之御沙汰ニ付、ふくみ置宜しく奉伺候様仰被下、い細承知いたし、則御書差上候節、細々御礼旁何そ

右府様御好の御品等も可被為在哉奉伺候処、誠ニ段々御ていねる様ニ

御書中にて御礼等も仰被進、且又御品迄も被進候御事、厚く〔為カ〕思召され御念入らせられ候御事、おのつから

御直ニも御挨拶被仰進候得共、猶又宜しく申上奉候様仰付られ候、左候て御品之儀は先何も御さし当り御好品も不被為在候に付、何成とも思召様御次第ニ被進候ハ、幾久しく御満足様之由 御沙汰ニ被為在候ニ付、老女衆迄内談いたし、御料物にて被進候ハ、いか、可被為在哉と示談致候処、老女衆ニもきつうく有難かりにて、私にも兼々御内々伺及候通り、当世ハ別てく

右府様御手元御如意〔不脱カ〕にて何れも心配の事ニ付、御料物にて被進候へは別て有難、時々御よん所無御好品ニも被為成、幾久しく御重宝被遊、御満足様有難御事との事ニ付、とふそ右通り仰上られ被下度、且又右之御料

物の所、先便ニは五包程可被進やと奉申上候得共、段々私事もかんかう致候へハ、此節の御事ハ

御双方様御厚き思召様の御事にて、とふそ御趣意も届せられ、幾久しく万端の御為様ニも被為成候様ニと奉存上候へは、今一応考の所を申上まいらせ候、右之五包御一所ニ此節被進候御事ハ先御取やめニ被遊、

右府様御一世中、年々金五十兩ツ、御手元江被進候様ニ被遊被進候得は、いか程もく御都合よく

御上次共御悦様有難かりにて候半やと奉存上候間、此たん御まえ様迄申上候ま、何もよろしく御伺あそはし被下、御取計ひの御事御頼申上まいらせ候、もしや其通りに御治定も被遊候ハ、此節之 御礼旁として右通り御一世中年々被進候と申候御書を、被進候様御取計ひ御廻し被下度、左候ハ、何分表方江はひ、かざる御事ニ付、奥向老女名前にて御座無候てハ宜しからす候ま、此段も念の為申上置候、差上候所は私方へ御廻しに相成候ハ、差出し候、何分此御一条ニ付ても段々御達にて申入候ハねは、入組候わけ合にて御わかり兼、筆にてハ認取かたく候ニ付、何れ御通行の節得と御内談可申上心得の所、当年は其段も

出来かたく候御事ニ付、先何事も委しくは不申上、前文の所を申上候ま、何も宜しく万端御組取、御覽分御都合御程よく御取計ひの御事御頼く申上まいらせ候、しかしながら当時御時節柄の御事ニ付、御一世中年々の御事ニては御不都合ニも可被為成、もしや御取計ひも被成かたき御都合ニ候へ、やはり先便ニ申上候通の被進にて御宜しく、其所はいか様と也

御双方様の御都合御宜しき様ニ御内々御談し申上候御事ニ付、かならずく御遠慮無仰被下度、夫故私より老女兼江の示談も、いまた取きめ候様ニハ申置不申候間、念の為此段も猶又申上置まいらせ候、先は此段御内用迄、めて度かしく、

尚々、何分宜しく御覽分御都合の所御取計ひ御頼申上候、めて度かしく、

三月十九日認

豎やま

武兵衛様

得淨院

右之通

御書并得淨院より進上之御目錄等達 御覽給度との趣を以、当番御小納戸江差出候処、則入 御覽候由にて

得淨院より之問合之分御下ケニ相成候由にて、井上庄太郎より相廻し候、

三月二日被差立候二月之式日、今廿五日夜到着にて、左之通相届候ニ付大頭迄留置候、

一三原藤五郎より、諸郷御蔵々土蔵ニ御造替之儀、御内沙汰之趣申越置候処相達候由にて、阿久根与波留御蔵并菱刈組大口手御蔵当秋より御米御入付相成候義、且阿久根御蔵は御飯屋より先浜辺之方江御地面相替候吟味之由、絵図面相添問合相達候、

一右同人より、昇平丸御国許出帆并四國辺にて時化ニ逢候形行、石原新助より以飛脚申越候由にて、其趣申来候問合迄通、

一友野・三原より米相場ニ付て之問合迄通、

一三原藤五郎より諸郷之米相場ニ付て之問合迄通、

一右同人より、山田壯右衛門御国許へ被召置候御長屋造次ニ付て之問合迄通、但絵図相添、

一新納駿河殿より、普門院御金拝領被仰付候節、諸人高売買之節相求、永々御祈禱向致連続候様被 仰付候処、一体売高少く中々申請方等六ヶ敷哉ニ付、已来御取揚高有之候節、申請被仰付候様可被取計旨被仰付、御問

合いたし候処、其砌は旅行中にて旅先ニ相届候ニ付、

帰宅之上取調へ、御沙汰通可被取計との御返答相達候

右之問合不残被致一覽、可入御覽のは可然取計候様

井上・山口江向ケ差出候、

一名越彦太夫より、鯛網掛河俣新助江被仰付候旨申越置候処、申渡相済候返答書通、

一右同人より、先達て兒玉喜藤太より唐大筆二本差登せ候得共、思召違之品にて御用ニ不相成差下し候処、相達候返答一通、

右式行も同役迄差出候、

四月十二日より致出勤候処、四ツ過より被為召罷通御目見申上候処、品々 御沙汰之趣左之通、

一前田龍太郎・本田孫九郎并肝付尚五郎義は、奥御小姓一篇之勤被仰付出府被仰付候、着之上は藥丸猪之介・

小笠原彦七郎・朝倉一十郎御暇可被下との事、

一藤馬組狂言、今一度頻ニ

篤姫様御願被遊候由ニ付、余り繁々之御事候得共、去年御催可被為在筈之処相止居候ニ付、右之場にて被招呼可宜候間、右之趣永江休之丞江能為含置候様、左候

ハ、廿一日共か宜哉との 御沙汰奉伺候、

一先達て阿部伊勢守様江被為入御談話被遊候彼之御一条

之義、且錫五万斤四拾五匁ツ、ニ御買上相成候義、又

琉球国にて下田にて之御振合被遊御間度、左候て依事

候ハ、下田へ此御家来被差出得と為承候様被遊度、其外彼是御内話被遊候義承知仕候、

一先達ては安道殿被罷出候て、御出入認や御免被成候儀は相叶間敷哉、古賀金一郎より申上呉候様、承知之由にて被申上候ニ付、当人義ニ付ては御側役其外を以御聞合等有之候処、不宜候ニ付、錫申受杯之儀は不被仰

付との 御沙汰被遊候、就ては加印より認屋へ申聞候

は、役々之方は相済候得共、上にて御取揚無之候ニ付、

上江能相通候様誰ぞ江相頼可申候方可然と申候由、御

内話承知仕候、至極御不承知様ニ被為入御尤之御事ニ奉存上候、

一御国許にて製造之蒸氣船并浮的等之儀、三原并江夏・

市來趣意違いたし居、夫故運不宜、尤聞合にては能不相分候ニ付、務を御内用被差下、右出来上り候処を見

届致出府候様、可被仰付思召之段奉伺候、

一砂糖一件ニ付ては、大坂之者共少し氣請ニ掛り候哉ニ

思召候との 御沙汰被為在候ニ付、決て 御沙汰通之義と奉存候申上候処、先達て豊後殿江も 御沙汰被遊候由、砂糖之義は金子沢山ニ及候事故、先鬱金并雜紙・めうはん・菜種子など之類、御国之売人共へ申請被仰付、申請候者より御国元・大坂杯へ致売買候得は、運賃又ハ難破船等之憂も無之可宜との 御沙汰ニ候、右之趣は豊後殿江も 御沙汰被遊候由、

一 奥御小姓之八人諸稽古事出精いたし候者有之候ニ付、陣羽を御褒美ニ可被下候間、書付ヲ添へ御用部屋ニて引渡候様被仰付候、

〔高奥娘、松平豊熙夫人〕
知鏡院様御附

浦岡

右は

御同人様御出生之御砌より、御養育申上候御取訳を以、年々金拾五両ツ、被下候ていか、と御沙汰ニ付、数十年相勤申上八十余歳ニも罷成、旁随分可御宜と申上候処、左候ハ、先達て歌園江被遣候節之書付ニ少し替へ候て可然との御事ニ付、追て書面等入 御覽候様可仕旨申上置候、

一 三原藤十郎事、余程年功は久敷候ニ付御小納戸見習被仰付度 思召候得共、三人ニ相成候間何様可有之哉と御沙汰ニ付、右は奥御小姓之内被仰付候事ニ付、定数とて無御座候故、被仰付候て少しも御差支之儀は有御座間敷と申上候、

一 大砲船御造立掛之面々江御褒美被下方之儀、田町御台場掛り江も同様ニ付取調へ候様、右ニケ条井上庄太郎事表向掛りは不被仰付置候得共、何篇骨折相勤候ニ付、右両様ニ付て之御内輪被下方被仰付との 御沙汰ニ付猶又吟味仕可申上旨申上置候、

一 盞徹問答 一冊

右拜見為致との御沙汰ニて御下ケ被下候付、御拝借申上罷帰候、

四月十三日

一昨日

宰相様御用召之御奉書御到来ニ付、御名代織田安藝守様江御頼ニて御登 城被成候処、御願之通御湯治御暇被下候間、壹ケ年程も相立候処ニて御帰府被為在候様被遊御承知候、右ニ付退出後高輪御殿江罷出候処、御

用部屋之衆は御暇にて、永江休之丞相詰居候ニ付御祝義申上候、且亦

太守様御床払之節

宰相様より御肴代五百疋拜領仕候ニ付、此御礼も休之丞江相付申上候、左候て

篤姫様より藤馬組狂言被召呼候義を、頻ニ

太守様江被遊御願候ニ付、休之丞へ為合置候様御沙汰ニ付口合置候、然処

宰相様被仰付置候御沙汰之趣有之、只今出掛候処私を見掛候付引返し候と申事故、左候ハ、則承知可仕旨申候処、御口上左之通、

一 此節御湯治御暇御一条ニ付ては

太守様より御心切ニ御世話被成進、南部様麻布江も度々御頼被進候由辱思召候、右為御挨拶御杉折一被進との御事にて御口上承知仕候ニ付、最早芝迄被差越ニ不及旨申候得共、是非御品之分は芝御殿迄致持參、委細之御口上は私より可申上との趣にて、御小納戸江引渡可置との事故、早川務請取差上候由、右口上申上候考にて致出殿候処、御庭江被為人と申事ニ付、左候ハ、御口上は明日可申上候間、今日は御暇仕候旨務へ申置

候、

一 宰相様江今日御祝義之御使は山口直記相勤候、

一 宰相様より休之丞御使にて、私処江同人入来にて承知仕候趣は、此節 御下向ニ付、豊後江不被仰付候ては不被為叶御用向被為在候間、壹人役之事情得共、御暇被下候義いか、可有之哉、若右不被為叶候ハ、御国許へ御着前罷下り居と、直ニ御差登せ可被遊との御事にて、私江申聞候ハ、

太守様江申上にて可有之 御沙汰被為在候段承知仕候ニ付、明朝も可申上旨申述置候、

四月十五日晴

一 今日御定例御供揃にて、表より御出御登 城被遊候、

尤今日は

一 公方様御誕生日之由にて 御熨斗目被遊候、右ニ付晚

七半時致出殿、 御出後御暇仕候、

一九時 御帰殿被遊候、

一 豊後殿事、当秋

宰相様御下向ニ付御用之儀被為在、同人ならては不被為叶御事之由、休之丞より致承知候趣達 御内聽候処、

太守様ニは何も御差支不被為在候得共、豊後事引受、南部様麻布江も罷出候事故、不申候ても不宜候哉ニ思召候ニ付、私罷出申上候様被仰付候ニ付、八ツ後より南部様江罷出、御側向淺香新右衛門江取会、少々御内用向ニて罷出候ニ付、御日通奉願度申述候処、引入亦出会ニて御口上申上候処、昨日より御不例ニ被為入、夫故今日御登 城も不被遊、尤此御方様より被遣候御内用筋之御使江御逢不被遊候も何も御失敬思召との御事ニ付、左様御座候ハ、兩三日中ニは御快可被為入哉ニ奉存候間、追て御都合を貴様迄御尋可申上との趣申述候処、左候ハ、猶又可申上との事ニて被引入亦出会、来ル廿日ニは御逢可被遊、若夫迄御変も不被為在候ハハ、前日御側向より文通可致候得共、為何義も御座無時は罷出候様ニとの御返詞承知仕候ニ付、直ニ引取夫より麻布江罷出候処、無程

様御沙汰被遊御宜、夫共辰ノ口江是非被仰上事候ハ、御内々藤田與一兵衛を御呼付被遊、御合せ置可被遊との御沙汰被為在候、御用済直ニ御暇仕候、

四月十六日

一今朝御目見奉願罷出候て、昨日南部様御返詞之趣申上置候、

一御手許へ御留メ置候被遊候御趣法方御用人調へ相付候御金繰之書面、并經節・白砂糖・氷砂糖等御取入相成候直段付之一紙等ニ、先此涯御作事并御取添屋敷御普請等取止候様ニとの御書添被相添候一鑑、

右廿一日豊後殿へ相渡、

一琉球約条取直方之義ニ付雖官雖民と云文句は、取直し候ハ、公辺之御響合も宜候間、右之分は取直し候様ニとの 御沙汰被為在候ニ付、豊後殿御詰合無之候ニ付、相良彌兵衛江相達書付相渡、

一琉球へ格護相成居候唐錢・蕃錢之義ニ付御家老衆より之調書壱通、右一条谷川次兵衛〔脱カ〕より山田壯右衛門迄申越候書面壱通、并張紙相付候書面壱通、

一琉球人異国船渡来一条旁ニ付差出候書面三通、御家老

衆調へ書迄通、

一紅花之一条書面并御家老衆より之調へ書相添、

右一々朱入れ候て豊後殿へ廿一日相渡ス、

四月十七日

一田町御台場并埋地掛之面々江、為御褒美被下方之伺書
式通、

一昇平丸より致出府候石原新助初被下方之伺書迄通、

右伺通被仰付候ニ付、御朱入豊後殿へ相渡ス、

一井上庄太郎事、大砲船御造立并御台場御築立ニ付、表

向掛リニは無之候得共、何篇初発より致骨折相動候ニ

付、右両様ニ付金式千疋ツ、被下方伺候処、其通被仰

付候付、於御用部屋当人へ為戴候、

一御船頭華田喜三左衛門事、大砲船御造立ニ付発起之事

ニて別て骨折相動候ニ付、表向之被下は可有之候得共、

最早出帆前ニも有之候ニ付、御内輪より為御褒美可被

下との御事ニ付、式千疋奉伺候処、其通被仰付候ニ付、

御草り取部屋於廊下当人江拙者より為戴候、

四月十九日

一亞船琉国へ渡来之節約条取文句之内、雖官雖民と

云文句有之、此二句は

公辺御響ニも相掛候義ニ付、得と琉球人江申論為取替

候様ニとの 御沙汰被為在候、今日豊後殿御詰合無之

候ニ付、相良彌兵衛へ相達、書面も相渡候事、

一琉球へ格護相成居候唐銭并蕃銭之義ニ付、谷川次郎兵

衛より山田壯右衛門方迄内々申越、夫を御家老座江吟

味被仰付候由にて、御家老衆別紙を以吟味被申上、至

極尤成趣にて其通被仰付との 御沙汰にて、右書付式

通私へ御下ケ被下候ニ付、豊後殿へ相渡候、

一御趣法御用人より金繰之義取調へ申出有之たる由にて

豊後殿より御差出被成候ニ付達

御内聴候処、至極尤ニ 思召、外ニ白砂糖・氷砂糖・

饅頭御払底にて、御取入斤數并直段迄取調へ書載せ有

之候、其外御膳所向不取締付、是迄之儀は御用予被成

下、已来之儀取締可被仰付哉申上候処、伺通被仰付と

の御沙汰被為在、尤右御取入品之儀は心得〔預カ〕ニも可相成

候ニ付、小野島江も口合置候様ニとの 御沙汰承知仕

候、

但右書面御書添被成下候、其趣は無用之事無之様ニ

との御書面ニ御座候、

右豊後殿江相渡候、

一 大砲船追々御造立ニ付ては、船乗無之候ては不相濟候ニ付、当分御取揚高之内式千四百石、菅人ニ拾式石ツ被下候ハ、二百株は出来候ニ付、御城下并諸郷浦々杯へ罷在候無高之郷士御小姓与被仰付、右之通高宛被行候ハ、雖有御請も可仕との御事ニ付、其趣豊後殿へ相達置候、

一 御勘定奉行松平河内守殿昨寅年は勿論、差掛り御入来之義も可有之候間、向々江可申達との事書、豊後殿へ相渡置候、

一 中山次左衛門当詰被仰付候ては、何様御座候哉申上候処、宜との御沙汰ニ付、事書を以御家老衆へ申出置候、
一 小笠原彦七郎・薬丸猪之介・朝倉一十郎休息御暇被下候ハ、前以申渡仕候方宜は有御座間敷哉と奉伺候処、其通被仰付候付、御沙汰書伯耆殿江相渡候、

一 御小納戸頭取・御小納戸のみ是迄御心付無御座候ニ付何ぞ勝手筋之道を開呉候様承申候ニ付、尤成儀御座候間、沖ノ永良部代り百両ツ、其節ニ兩人ツ、江被仰付被下候ては何様可有御座哉、豊後江も申談候処同意

いたし申候段申上候処、伺通被仰付との御事ニ付仰出、豊後殿へ相渡置候、

一 岩元太右衛門困窮ニ付、川上郷兵衛・菊池藤助より御取替被仰付被下度申出趣有之申上候処、伺通被仰付との御事ニ付、金五拾両藤助江引渡候事、

四月廿日

一 今日には南部様御逢可被下候ニ付、先日罷出候節御取次前より致承知置候ニ付、八ツ後より罷出候処御逢被下候間、永江休之丞より承置候、当秋

宰相様御下向ニ付、御国許ニおひて御用之義被為在候間、豊後御暇被下候義

太守様ニは何も御差支不被為在候得共、此御方様麻布江は不申上候ては不宜との御事と、御沙汰被為在候趣申上候処、明後廿二日ニは御役被仰付候ハ、辰ノ口御出被成候ニ付、其節公用人御逢にて、阿部様江御逢被仰込との御返詞承知仕候付、早速致退散、夫より麻布江罷出、聰徳院様へ申上候処、御家老之事、御女様にては些道も違候ニ付、御内々藤田與一兵衛を被召呼、御申合可被遊との御沙汰御座候ニ付、畢て退散

仕候、

四月廿一日

一今朝御目通申上、昨日南部様麻布へ罷出申上候旁之御首尾申上候、左候て高輪へ差越永江休之丞江も口合置候、

四月廿二日

一今日永江休之丞私宅江参承候趣は、豊後殿一条ニ付南部様江申上候義達 御聴候処、御届ニ候ハ、夫ニテ可相濟候得共、伺ニテハ辰ノ口ニテならぬと言計也、
打置候との 御沙汰被為在候ニ付、右ニ付ては石見へ被仰付何様御座候哉と申上候処、豊後ニテ無之て相叶ぬ申訳は、〔と説カ〕先年遠嶋杯いたし帰り候者共、其外日陰之者も可有之候ニ付、夫を吟味為致候て江戸江申越、皆晴る、様ニ可被遊との思召故、豊後ニテ無之候ては不被為叶と申は右故也と御沙汰ニ付、左候ハ、武兵衛迄申聞候て何様御座候哉申上候処、致相談見候様ニとの御沙汰ニ付、今日泊番ニ候へ共参候との事承候ニ付、委細承知仕、左様

思召ニ候ハ、誠ニ難有事ニ付、今日は田町江御留守様ニ付、明日も申上候旨相答置候、

四月廿三日

一今朝御目通奉願、昨日永江休之丞より承知仕候

宰相様御沙汰之趣申上候処、夫は宜、乍去下手ニいたし候と又可及混雑候間、南部様へ申上、辰ノ口へ被仰上不被下候ては不宜、左候て右之形行南部様より美濃守様御方江被仰上越被下候様、是又可申上旨被仰付候、右ニ付〔符カ〕為南部様江御模様之程、鈴木兵馬へ致文通候処、今日は溝口様被成御出、夫より御同姓様江御出被成候ニ付、御帰之程分兼候旨返答有之候故、何れ明朝も伺越可申考ニ候処、暮過鈴木其外連名ニテ、只今御帰り御座候ニ付申上候処、明日昼時分罷上り候様、又今日ニ限り候ハ、唯今差急罷出候様申来候得共、夜分ニ罷出候も御面動罷成、勿論今日ニ限り候御用向ニも無御座候間、被仰下候通明日昼時前罷出候様可仕旨、致返答候事、

四月廿四日

一今日不致出勤、則四ツ時比より南部様へ罷出、御取次を以御逢被下度奉願候処、無程御用人宮寺直記出會、御逢可被遊候間御案内申との事にて、跡ニ相付則御前ニ罷出、先日休之丞より承候

宰相様御沙汰之趣

薩摩守様江申上候処、何れ辰ノ口江不仰上候ては不宜との御沙汰も被為在、尤右之御形行 御前様より美濃守様江も被仰上越被下候様可申上旨も被仰付候と申上候処、当分辰ノ口も御登城無之候ニ付、五日もいたし候ハ、御登城可有之、御逢之上被仰上候ハ、辰ノ口ニても何も御考も有之間敷と、休之丞江宜取繕申聞置候様ニとの 御沙汰承知仕候、畢て致退散、夫より麻布江罷出、南部様へ申上候趣且亦御同人様御返詞之趣も申上、直ニ退散仕候事、

四月廿五日

一今朝御目通奉願罷出、昨日南部様へ罷出申上候趣、且亦御返詞之義も申上候、左候て南部様より、先日は大砲船拜見之義を被 仰下難有思召、就ては溝口様江御相談被成候処、御非番之節は御差支も被為在間敷との

御返答被為在候由、中川様江は未御相談も不被遊候間、御相談被遊候ハ、御当人様も被成御出事候ハ、否之義も有之間敷 思召候得共、御役中ニ付決て何とか可被仰、尤当分ごたくした事も起居候との御内話被為在候段申上候、

一務出立之義は何比被仰付候哉奉伺候処、今暫との御事御座候、

一鎌田郷左衛門事、聞合も宜御座候旨猶亦申上候処、宜候ニ付御庭方被仰付候との御事にて、右被仰付候上、宜候ハ、御徒目付ニても可被仰付との 御沙汰被為在候、

一南部様之大豆、弥御貰可被遊哉奉伺候処、弥三千俵御貰可被成との御事ニ付、其趣向井氏江達置候事、

一御船手組菅人ニ高四石ツ、被下、式百人御取立ニ相成候様 御沙汰之趣、豊後殿江相達置候処、取調へ被差出候処、拾式石ツ、ニては致不足候、拾三石ニ候ハ、纒菅人式升位之不足ニ相見得候ニ付、右通式百人ニ式千六百石被下候旨承知仕候ニ付、右書付豊後殿へ相達置候、

一此内御船手組被仰付候

御沙汰ニ付、御家老衆より吟味書差上被置候ニ付、今日豊後殿へ相渡候、

濟、跡沓艘も来月中旬方御船卸之賦申越候、
三原
間合也、

三月廿九日御国許之式日、去ル三日到着にて、左之通相達候ニ付

一 田方麦三部通程
一 畠方麦式部通程

一下津畑土手御造築惣御成就相成候事、并御入目料迄も申来候ニ付、大頭迄留置、

右は降雨にて作痛之由、三原より申越候、

錢貳千五百六拾四貫九百文
金ニして三百五拾六兩三朱ト

一 福崎助八より諸郷御取救一条ニ付以御書取、未錫も捕兼、大御支配之義も追て可被仰渡候ニ付、其内大御支配御入目料何程相及可申哉、大凡之処取調へ可申上旨被 仰付越候処、同人事先月廿四日より駿河殿江被召附、東目筋諸所廻勤被仰付、旅行先之事故罷帰候上取〔ハカ〕しらせ、早日御届申上候様可仕旨申越候、

錢三百四拾八文

右津畑居家其外土蔵引直し料

一下波戸御築添追々相運候由にて絵図面取仕立、三原・中村より差越候、

錢七千百三拾三貫六拾五文

金ニして九百九拾兩貳分壹朱ト

百拾七文

右土手築ニ付諸御入目料之由、三原藤五郎より申越候、

右ニ付郡奉行申出、別紙ニ左之通相見得候ニ付、大頭迄留置候事、

候、

一 石垣流八拾四間

一 牛根にて御造立之大砲船、式艘之内沓艘は先達て御船卸有之御届申越、跡沓艘当月朔日御船卸有之候処無難

一 内三拾貳間根石より五長仕揚申候、

相濟、又櫻島にて御造立之式艘も追々致急〔増カ〕、沓艘は去ル十五日より十六日ニ相掛、別て都合能御船卸シ相

一 捨石高サ九尺并流百貳拾間横五間、并汐干ニ相見得候程持入申候、

程持入申候、

一石切式拾人位

一夫方七拾人位

一五郎太石漕船都て四十七艘、一日三百四拾艘并漕屈申候、

一出牛式百三拾疋位

但櫻島并花倉

一沖永良部島御利潤何程有之候哉尋越候処、凡七千両余

ニ相及候由、右之内より御心付并諸弘等相濟候上、大概千両余御利潤有之候趣ニ候、尤巨細総書帳面差越候

ニ付入 御覽候処、御手許江被留置候、

右三原藤五郎より申越候、

一名代藏方願人放れ候人江、年々規之様御金被下來候ニ

付、当年も決て伺越可申候間、何様可被仰付哉御窺申上具候様、豊後殿より承候ニ付申上候処、無ては不相

濟候ニ付、当年も可被下との御沙汰被為在候ニ付、則

御同人江御達し申置候事、

一御柄巻御広敷横目鎌田與助事今日致出立筈候得共、別

て困窮者、殊ニ

三位様御代より御用相勤、尤此節限にて、罷下候上は御広敷江放れ切之賦ニ付、才領物欵又少々骨折ニても

被仰付被下候ハ、難有狩之旨、中山次左衛門より承候

ニ付、右数十年御用相勤候篇を以達 御内聴、金千疋

被下候ニ付、次左衛門江引渡為戴候事、

四月廿六日

一金五拾兩

一同五百疋 一西洋布 三反

右水戸様御家来へ

一金子三百疋 一西洋布 二反

右御鷹匠水谷何某

右今日御庭方へ罷出候節、為被下重久玄碩へ相渡ス、

但御内用方より出ス反物は御小納戸方よりか、

一金式百兩

右は從

聰徳院様無御扱御訳合ニ付、小野島を以被遊御願候処、

右同人より被達

御内聴候処、可被進との御事ニ付差通し具候様承候ニ

付、御内用上りにて取揚、菊池藤助を以右同人江相渡

候処、御年寄三人より請取書、務より請取候ニ付能勢

江相渡ス、

一 淡路守殿より改革一条ニ付 御直ニ被申上候御書面、中山次左衛門被為見候ニ付致拜見、今日中山江返返却候、

一 永江休之丞へ致面会、 南部様申上候首尾申置候、

四月廿七日

一 今日田町御屋敷江被為入、彼御屋敷江淡路守殿ニも參上被致候様 御沙汰被遊、被罷出咎候ニ付為御先番九時比より差越候、暫在て淡路守殿ニも被罷出候、左候て今日は御用も被為在候ニ付、兒玉平格より請取置候 彼御改政之書面、拙者御先ニ持越居候、乍然今日は御出先之御事ニ付、御直ニ被仰上候事のみ被仰上、其外之書付等は私より差上候様可仕旨、被仰上置方可御宜と申上置候処、其通之御都合ニ相成候、左候て大砲船御見物被成候、

四月廿八日

一 今朝御目見奉願、早川五郎兵衛より差出候鈴木宗休・近藤友悦之間へ中通り繰上ケ、其跡へ伊佐木琢御出入被仰付度趣、 御内慮奉伺具候様承候ニ付申上候処、

鈴木宗休義兼て御好不被遊候得共、 水戸様より御頼

被遊候ニ付難被捨置候ニ付、友悦は定式之^代伐り中通り

被仰付、宗休義は無摠御訳含有之重にて、以来代含有

之節は不被召入との 御沙汰被為在候、左候て谷村了

祝事、御出入ニ候哉御出入ニ無之哉御留守へ承候処、

御出入ニ無之旨承候ニ付、左候ハ、了祝を繰上ケ、跡

御出入ニ可被仰付との御事ニ付、其趣半田嘉藤次江相

達置候、

四月廿九日

一 今夕永江休之丞參、去年九月

典姫様を松平時之助様江御賞被成度趣、和山より

宰相様江申上候処、為何 御沙汰も不被為在候ニ付、

其趣

太守様江申上候処、今一篇

宰相様江申上見れとの 御沙汰被為在候由、休之丞へ

和山より申聞候付、休之丞より猶又申上候処、御聞遊

ハし被為入、左候て御沙汰ニは、御国許にて御出生之

御子様は御国元、江戸にて御出生之御子様は江戸と御

治定之処、

三位様より少し御替りニ相成候付、無御抛御向様より御好ニ付ては、

典姫様限りニ被遊可御宜との 御沙汰被為在候ニ付、左候ハ、和山江申聞候様可仕哉と、休之丞より申上候由之処、意味取違へ候ては不宜候ニ付、

太守様江御直ニ申上候様被仰付候得共、大奥江被為入候御事故、私より申上呉候様承候ニ付、今日は田町江被為入候ニ付、明日も申上候様可仕旨申述候、

一今日式日中急被差立候、

五月朔日

一今日は 御疝積〔癰〕之御病名にて、御登 城不被遊候、

一今日 御目通奉願候て、昨日休之丞より承候

典姫様之御一条申上候処、右様相究居候ハ、宜との御沙汰被為在候、

五月二日

一典姫様御一条

太守様へ申上候御首尾、永江休之丞へ口合可申考差越候処、外出之由にて面会不致直ニ引取候、

一今夜四ツ過重久玄碩入来にて、今夕御留守居御呼出にて阿部様より御封書被相渡候処、錫御買上ケ一条ニ付御同所様より御内密被仰進候御書面にて、何様御返答ニ被為及可然哉、存寄申上候様ニとの御事ニ付、御紙表之趣ニ付ては御心切被仰進候御事ニ付、被仰進候通ニ被応候方御宜は被為在間敷哉、玄悦江御請申置候、
本ノママ

五月三日

一今朝玄碩入来にて、錫御一条之御返書は卅二・三奴位と御認被遊候由相伺せ候、就ては只今より右一条ニ付閑山殿ニ可参と申事ニ候、尤昨夜致拝見候処、辰ノ口より之御内密書拙者へ相渡候ニ付、今朝持出シ、御用部屋御前下書付と有之御筆筒引出シニ入れ置候、一錫御直段卅二・三奴位と 御沙汰も被為在由ニ候得共丁度之処取究不申上候ては、亦

公辺 御迷ニ可被為成筈ニ付、卅三奴と差極候処にて阿部様江以書付申上候方宜と、玄碩と致評義書面入御覽、今夕御留守居を以阿部様へ被差出、御勘定奉行衆江は明朝被差出候事迄も書付を以申上候処、御下ケ被遊候付、前条之趣半田嘉藤次江相達し、左候て豊後

殿江も掛御目置候様右同人江申聞置候、

一金五拾兩

右

御前様江定式被進ニて候、

一右同百兩

右

聽德院様御定例被進ニて候、

右之通節句前奥へ通し呉候様、先日御年寄より書出し

有之候付、今日井上庄太郎を以差通候処、小野島請取

之由庄太郎より承候、

一琉国那覇之内江亞米理幹船壹艘来着一件ニ付、御国元

卯四月十日付御家老衆より之問合迄通、

一徳之島江当正月朔日異国船渡来ニて、野菜等致所望遣

候一条、御家老衆より卯四月十日付之問合、

但当地并長崎江御届書草稿相添、

一長崎江佛郎西船三艘・映咭喇船三艘、追々渡来出帆い

たし候一条ニ付、御家老衆より之問合迄通、并長崎御

奉行より御附人江御達相成候書付帳面相添、

一琉球へ致渡来候異国船一件之帳面式冊一罇ニ有之、

但異国并日本絵図相付、

一先達て琉球より飛船致着、川上式部等より之御届書相

達、写し方不相濟候ニ付追て可差越との事候処、写し

相濟候一条并十冊壹罇、

但御国元卯四月十日付ニて、御家老衆より之問合相

付、

右五行有馬仁左衛門を以、御軍役方江相下ケ候、

一琉球御産物長崎ニて之落札帳一冊、

右有馬仁左衛門を以御家老衆江相下ル、

五月五日

一先達て大砲空砲并劍付鉄砲空砲ニて、調練之御願立ニ

相成候処、年ニ何度程と申義を三、四已前御届ニ相成

候様、御附紙を以御差図有之候ニ付、今日於御城鶴殿

民部少輔殿へ御逢ニて、右之趣御尋被遊候処、小銃之

事ニては無之、大砲之事と御答被申上候ニ付、大砲計

之事と思召候間、大砲稽古は年ニ四度為致可申との趣

御届いたし候様、左候て跡之方へ劍筒空砲打放調練之

義は、脇々之屋敷同様ニいたし度候間、御聞置被下候

様御届可致旨、御留守居方へ可申達旨被仰付候、然処

退出後重久玄碩、拙者処御留守居方より未御家老方江

は不申出候得共、入 御覽候との事にて被為見候処、先刻被仰付置候小銃稽古之儀は、外々之振合こいたしたし度趣書面を以御留守居付役名前にて書面被差出候処、御届通之御張紙相付被相下候、乍然大炮稽古度数之義は無之候ニ付、此事計別段御申出ニ相成可然と為申事ニ候、右可達考にて御留守居へ申遣候得共、五ツ時御暇にて、退出後ニ相成候ニ付不相達候、

但田町御屋敷にての事ニ候、

一先達て淡路守殿田町御屋敷にて被申上候書取、并佐土原出役之算面等十通御渡被下候ニ付、豊後江申聞候様可仕旨申上置候、

一佐土原へ致出役候面々宿、宍人ハ別ニ罷在、兩人は市中宿にて候由、左候得は御用筋相洩候ニ付、明屋敷にて御取仕立被成度趣、出役之面々江被仰聞候通、右様之義は承知仕不居と為申事之由、

一御式目之義被願候由、就ては大目座〔付脱カ〕より可被遣義も可有之と 御沙汰被遊候由、

一郡方并諸産物金銀山工者之人、郷右衛門等勝手召つれ参度との事之由、

一出役之者へ遣もの、事無之候ては、心済も不被致との

由、

一酒匂求馬一門之列ニ一代被致度、久之字も同断、先例有之候、

但願通不相濟候ハ、此御方様御銀主へか新銀主ニても御頼被下度との事、

一紙之事も致吟味候様ニとの 御沙汰ニ候、左候て私心覚之為別紙を以被下候御書取、左之通、

此方銀主へ頼之事、

紙之事、

出役之者へ遣もの、事、

式目之事、

一郡方并諸産物金銀山工者之人、郷右衛門勝手召つれ参度との事、

一酒匂求馬一門之列ニ一代致度、久之字も同断、先例有之候よし、

出役住居之事、

一來ル十日比御老中様方、御台場等御見分被為在御模様と奉伺候、其節致手当置、菓子ニても差出候ていか、可有之哉と、鶉殿民部少輔殿へ御逢御直ニ御尋被遊候処、御伺被遊候ハ、決て其儀ニ不及と御座候間、御手

当致置候ニ付差上と 御沙汰御座候ハ、決て宜御座候と御答被申上候由、此義も御留守居へ申聞置候様被仰付候、
一 佐土原^{本ノマ}保守宮里十兵衛事、余人ニ御取替被下候様被相願候由、

五月六日

一 淡路守殿御願之一件、豊後殿江御口合申候て、淡路守殿より之御書取并出役より算面いたし候書付十通、御同人江相渡置候、

一來ル十日比御老中様田町御台場等御見分之義も、御口合申置候、

一半田嘉藤次へ、大炮稽古年ニ四度いたし候御届有之候様被 仰付候旨、并十日比御老中様為御見分被成御出候御模様、且亦其節御菓子御手当いたし置、御伺不申上則差上候方宜との事も相達置候、

五月七日

一 御目見奉願罷出候て、左之通奉候候、
一 田町御屋敷角場稽古方ニ付、致指南候名前并何流と、

今日中可申出と申事之由にて、御留守居方御届書等相良彌兵衛差出候ニ付、奉入 御覽候処、折節成田彦十郎参居候ニ付、当分成田詰合候と申出、宜との御沙汰ニ付、右之趣同人江申達右書付相渡ス、

一 御供代りニ段々致交代候処、御滞府被仰渡候ニ付、過上ニ相成候面々は出立被仰付度との趣、諸向より申出之書付、向井新兵衛より差出候ニ付入 御覽候処、来々春迄

御滞府被為在候ハ、則交代いたし宜候得共、来春 御下国共被為在候ハ、亦御人数御取寄せ不相成候ては難相濟候ニ付、右上下両様之算面大概取調へ、何れニても御勝手之方ニ取究候様被 仰付候ニ付、其趣向井新兵衛へ相達、書面も相渡ス、

一 晴雲院様御年寄龜尾關越より、向井新兵衛迄申越候趣は、別て当分御勝手向御差支ニ付

上様江不申上、御年寄杯江も不申聞、極内分にて三包御拝借取計呉候様

晴雲院様より被仰付候由にて、委細之文新兵衛より被為見、何様可取計哉と相談ニ逢候ニ付、何分 御聴ニは不達候て不叶事候間、右文一寸入 御覽可奉伺旨相

答、右文請取置候付入 御覽御洪義筋申上候処、御廻し可申上旨被仰付候、左候て上様ニは申上候得共、御年寄杯江は不申聞候間、以来取合之節挨拶沙汰無之様、尤御前江も御礼杯被仰上候ニは被為及間敷旨可申上哉と申上候処、其筋ニ被仰付候ニ付、向井新兵衛へ相達右文差返し候、

一南部美濃守様御領内へイキリ〔ス脱カ〕渡来之書面一冊、并沼津海辺ハツテラセン式艘漕来上陸杯いたし候書付咄通、入 御覽候処御留メ被遊候、

一京都御造管御模様いか、候哉、尋合候様御沙汰ニ付、右は得淨院江尋遣申候ハ、相分り申候半と申上候処、夫は宜、左候ハ、若も得淨院出府之義も可有之哉、乍去直ニ 内府様江申上候は不宜候、申上ニ相成、宜節はおのつから可被仰上候間、右様相合此節申上候義は決て不宜との義旁申越候様被仰付候、左候ハ、得淨院心得ニも可相成との 御沙汰被為在候、

一先日新納亘より承候佐土原屋敷御再縁之義申上候処、何も思召寄も不被為在候得共、御嫡子も御出府之御賦ニ付、奥方杯御出来ニ付て御子達も御出生有之候節は、些六ヶ敷事共致御到来候も難被為計との 御沙汰も被

為在候、御側被召置候て可然、折角御改革中ニ付、御再縁杯有之候ハ、亦夫丈之御入価ニも可被為及などの 御沙汰被為在候ニ付、御尤様ニ奉存、左候ハ、御沙汰之趣申聞、何分 淡路守殿江も御家老より申上可取計方可然と申上候処、其通にて宜との 御沙汰も被為在候、

一聰徳院様御附菊野事、此御方様にて御年寄御役替被仰付、来ル十一日申上候間、宜敷取計呉候との趣小の島より承候ニ付、仰出入 御覽候処、 思召寄も不被為在候、

一仙波市左衛門娘なみ事、
篤姫様御方江相勤居候処

聰徳院様より御願にて御中臈被仰付、左候て麻布へ引越ニ付ては、進上物又亦土産物も手当不致候ては不叶義ニ付、十五両拝借之願申出候由にて小野島より御聴ニ達せられ候処、御許容被為在候由、尤返上方も六ヶ敷事候間、何卒被下切ニ取計呉候様ニとの事同人より承候ニ付、今日猶又申上、御金は小の島へ引渡可申旨申上置候、

一菊野御役替之 仰出、并清水養正当詰被仰付候御沙汰

書、并三田願之一条ニ付桁々御書取御渡被下候御筆之
写し老通、豊後殿へ相渡ス、

五月九日

一 今朝御目見奉願罷出候て、左之通申上候、

一 御広敷番之頭小田勘助・山本喜左衛門郡奉行見習へ

福島半之進右伺通被仰付候ニ付、仰出御内用何書

付相添豊後殿へ相渡ス、

一一代小番へ永田正兵衛

一 御広敷横目江野崎喜三左衛門

但代り出府迄は当分通相勤候様

右朱書入を以豊後殿へ相渡候、

一 淡路守殿改革ニ付算面書等、豊後殿江差出置候処、添
書を以被仰上候書付等相請取候、

一 豊後殿御暇之義、南部様より辰ノ口へ被仰上候処、可
宜との御返詞之旨承知仕候ニ付、今日永江休之丞へ口
合可申哉と申上候処、其通被仰付候、

一新納亘より承候 淡路守殿御再縁之義、同人より猶亦
相伺候由之処、淡路守殿・〔文書類、御律忠衛夫人〕随眞院様ニも御同様御再縁
之方 思召之由、尤準ノ助殿御取寄せ之事候得共、御

本腹ニ御出生之節は、其方を御嫡子ニ御取持可被成と
の事御座候由承候旨申上候処、左候ハ、其通ニて可宜、
乍去往々六ヶ敷事之致到来候節は、御構不被遊との
御沙汰共被為在候、

一 大炮船へ大豆積入方、五百石積応可申候ニ付、残りは
參居候大廻船ニても積入可申との趣、向井新兵衛より
被申出候付申上候処、積掛り不申候ては程合も不分筈、
尤中之段人之居所も不差障所は積入候様ニとの御沙汰
ニ付、向井へ相達置候、

一 得淨院江 京都御造宮之御模様承、世評之趣申上候様、
且亦若依事候ハ、同人出府ニ相成候義も可有之哉、乍
去

内府様江は不宜申上、宜時節はおのつから可被仰上候
間、此節之処は同人含迄ニ申越置候様被仰付候旨、申
遣候段申上置候、田尻次兵衛江も 御造宮御成就之御
模様共承居候ハ、申越候様、是亦申遣候旨申上置候、
一 豊後殿代り奉伺候処、石見殿御内用有之候趣を以町便
より可申越旨被仰付候、豊後殿ニも御内用之儀有之、
大坂御国元江可被差越旨被仰付候ニ付、御同人江は御
内達いたし置候、

一八ツ後永江休之丞江差越候処、泊番ニ付御殿ニて致面
会、豊後殿御暇之儀、辰ノ口ニても宜敷との御返詞ニ
て被仰候は、此前之様成取計杯有之候ては不宜、当年
は、

太守様ニも御詰合ニ付、相詰候て御用相勤答候間、御
用済ニは則致帰府候様ニとの趣口合置候、就ては跡代
り石見殿御取寄ニ相成筈、尤御両所共御内用と申所ニ
て御暇被下、亦出府被仰付筈候旨申聞候処、

宰相様ニも右様之 思召之由休之丞申候ニ付、左候ハ
ハ其通ニ御取扱ニ可相成候間、可然申上被置候様ニと
申置候、

五月九日

一金拾五兩

右は仙波市左衛門娘なみ事、

篤姫様御出府被仰付罷登居候処

聰徳院様より御貫ニ相成候ニ付、来ル十一日於此御殿
御中臈被仰付麻布江引越候ニ付、御内々為被下、以御
小納戸小野島江差通候、直ニ請取書御年寄連名ニて被
遣候ニ付、權之助へ相渡候、

五月十日

一豊後殿事

宰相様御下向ニ付御国元御用被為在候ニ付、詰之内ニ
て御暇被下被差下度、 思召寄は不被為在候哉之旨
高輪より被仰進申上候処、

太守様ニは何も御差支不被在候得共、今度御暇御一条
ニ付、御同人事南部様并麻布へ被罷出候ニ付、右御両
所様江は申上候方宜敷との御沙汰ニ付、南部様江申上
候処、南部様御手前ニて御取繕御返答被遊兼候ニ付、
辰ノ口江一寸被仰上との御事ニて、去ル七日私より申
上候趣を以被仰上候処、左候ハ、可被宜候間、此前之
様成取計有之候ては不宜、尤

太守様ニも御詰合ニ付御用も可相勤候間、御用済直ニ
致帰府候様ニとの御沙汰之由、去ル八日右之御返答被
為在候段、南部様より承知仕候ニ付申上候処、被遊御
承知候、右為御挨拶今日私御使相勤、御取次淺香新右
衛門江申述候処、今日は御留守之由承候ニ付、申上置
候て相披候、尤

宰相様より之御挨拶も相込候、然処当日夕刻遠江守様
御帰之上、右新右衛門御使を以私木屋迄被遣、猶又御

挨拶被仰進候、

一 夕刻永江休之丞私木屋へ参、

宰相様当秋御下向之節、伊勢御参宮可被遊筈候ニ付、

伊勢迄半田嘉藤次被召列度との御事候間、御差支は不被為在間敷哉、於其儀は嘉藤次へ内達いたし置呉候様ニとの事、休之丞より承候、

五月十一日 間々細雨

一 五ツ時早目御供揃にて、南部様田町御屋敷へ大砲船

為御覽被為入候ニ付、

太守様ニも被為入候、

五月十三日

一 今日火之御番之勢揃被仰付候、

太守様御初 大奥よりも御馬見所へ被為入、御覽被遊候、

一 明十四日 御老中様・御若年寄様・御側衆・大目付衆

・御勘定奉行・御目付・御右筆組頭其外役人衆、田町御台場并大砲空砲打方調練、〔練カ〕又は大砲船御見置之御賦

ニ付、今日八ツ時御供揃にて田町へ被為入候、

五月十四日

一 前条ニ付、今日五時御供揃本御行列にて、田町御屋敷へ被為入候、

一 阿部伊勢守様・牧野備前守様・久世大和守様・内藤紀伊守様、其外御若年寄様・御側衆・大目付衆・御目付・御勘定奉行・御右筆組頭其外御役人様、〔マヅ〕阪下御下り

にて松平肥後守様、御台場被為入、大砲打方杯有之、夫より田町へ九ツ過比も候哉、被成御出候、

一 御前御出迎は不被為在候、御央にて被為入御逢被遊候、御弁当被為濟候上大砲打方并調練、又は野戦筒早打・小銃早打なども被成御覽候、畢て御茶屋江、〔被為カ〕入豊後

殿へ御逢、夫より喜入家、〔家老山カ〕口直記・田中仁右衛門

・半田、〔嘉藤次カ〕西筑右衛門へ御逢、御銘々様より有之、左候て越通船へ、〔モカ〕乗船、

太守様も御一緒ニ御乗船被遊候て、本船江御上り御見分被遊候て、又々越通船へ御乗船、大船へ帆を掛候て

行々大砲打方御覽有之候、畢て御台場辺にて御暇乞、公義之御船江御乗移り被為在候、暮少し過ニ田町御茶や江御帰被遊候、扱亦今日は何篇御都合宜候間、調練方普置候様 御沙汰承知仕候ニ付、田中仁右衛門へ達

置候、

一今晩直ニ今日之御挨拶、西筑右衛門を御老中様方へ御使被差出候、尤阿部様・牧野様江は、別段山田壯右衛門御使を以猶又御挨拶被仰進候事、余事は略ス、
一田町江相詰候内原田より御内用書一通相届候、

五月十五日

一今日御定例御登 城被遊候、右ニ付御坊主部屋御借受ニ相成候、

一今朝永田休之丞私処江参申聞候は、

宰相様より 勝姫様并女中杯、田町御屋敷へ被為入度御願被遊候由、然処右は大井・澁谷杯之様ニ御遊参は難被為成

御沙汰も被遊候得共、余り御願ニ付先私へ致相談候様被仰付候由承知仕候間申上、何分可申上旨致返答候、

五月十六日

一前条之通

宰相様より 勝姫様方より御願之儀

太守様江申上候処、最早御見分も相濟候事故何も御宜

被為在候間、

宰相様ニも被為入候、大炮は余り御近く故、野戦筒早打・小銃訓練等御覽被下候ハ、猶御宜敷との 御沙汰ニ付、左候ハ、其趣 高輪へ申上候様可仕と申上置候、岡より内は御庭にて、釣杯も為致ますと 阿部様江被仰進候処、夫はとの御沙汰被為在たるとの御内話奉伺候、

一島津淡路守殿御所帶御難波ニ付、依願此御方より御引受改革被仰出、右ニ付掛り豊後殿・駿河殿・蒲生郷右衛門・福崎助八・向井新兵衛・菱刈七左衛門・徳尾藤左衛門へ被仰付候 仰出一通、外ニ郡奉行見習山口九十郎江同様被仰付候事之通入 御覽候、其節佐土原へ当り無之ては成間敷との 御沙汰ニ付、跡より為認申候て入 御覽候様可仕旨申上候、

〔島津様私〕
一松齡院様御画像一条ニ付て之書面調へ書等一包入 御覽候、是は高輪へ可申上旨 御沙汰被為在候、

一原田才輔より遣候鮫島幽昌義ニ付て之問合、并村岡より才輔へ遣候文壺通、野島より才輔へ遣候文入 御覽候、何分豊後江申聞、左候て吟味之趣可申上旨 申上置候、

但右書面豊後殿へ相渡ス、

一先達て被仰付置候御船手之株被召立、高拾三石ツ、武百人へ被下候義ニ付、豊後殿より被差出候調へ書并伺書等入 御覽候処、是は宜との 御沙汰被為在候ニ付、御朱を入豊後殿へ相渡候、

一石井密太郎一条之書付、岩城三左衛門より申出候由、右書面入 御覽候、左候て何れ其節は被下方ニても不被仰付候ては相濟間敷哉、豊後より申聞候旨申上候処、其通ニ無之ては濟間敷との 御沙汰ニ付、其趣豊後殿へ御達、書面も相渡置候、

一大坂より豊後殿江相廻候砂糖入札書入 御覽候ニ付、正兵衛ヲ以御家老座へ為致返却候、

一信右様御縁組御勝手ニ可被成との趣、先田尻次兵衛迄豊後殿より被申越置候処、久敷為何義も無之候ニ付、松井江引合為致由候処、此涯否御返答不被仰進、御直ニ被仰進との由、右之一条豊後殿江次兵衛より申上越候首尾書等入

御覽、正兵衛を以御家老座へ相下ケ候事、
一相良勇右衛門事爰元出立前、鳥羽や唐反布切遣し候横目聞合書并御取扱振之伺書、豊後殿より被差出候ニ付

入 御覽候処、忝度ならば宜候得共、二度之事故とふも致方無之、伺通宜との 御沙汰御座候、

一宰相様田町御屋敷へ被為入候御返答、今日は退出之上高輪へ罷出、永江休之丞へ相付可申上考候処、南部様被為入長詰ニ相成候処、休之丞出殿にて、田町之事いか、と御尋被為在候由承知仕候ニ付、前条通之義にて明日も罷出可申上考罷在候処、御出給候ニ付自由ながら左ニ申述候、就ては今日申上候処、最早御老若様御見分も被為濟候事故、何も御差支不被為在、 御出被遊候様、左様御座候ハ、野戦筒早打・小銃早打杯も御覽被遊候ハ、猶御宜との御事御座候間、右申上候様被仰付候旨申述候、然処先日休之丞より承候趣は、宰相様ニは御出不被遊との 御口氣奉伺候得共、是非御出被遊候様高輪にて御願被申上候ニ付、御出可被遊候ニ付、御船を高輪御渡戸口迄御廻し被進候様、左候ハ、直ニ大炮船を被遊 御覽、夫より田町御屋敷へ可被為入との御事ニ候、左候て御庭之事は拾ニても致候筈ニ付、拾御借し進られ候様、且若被進物も御座候ハハ、対したる物は不被進様ニとの御事之由、右旁承知仕候、

五月十七日

一 今日御目通奉願、左之通御伺旁申上候、

一 井上因碩より御留守居方江相付差出候書面、品々伯耆

殿より被差出候ニ付、是は度々々様之物差出候間、段

々々切ニ申聞候義忝思召候、乍然御家人之義ニ付、

公義被對難被為濟訳合ニ付、断之段可申聞方可然との

御事ニ付、其趣伯耆殿へ相達書付相渡ス、

一 野元一郎事、最早御用向も相濟候ニ付御暇可被下哉、

豊後殿より奉伺候付申上候処、琉球にて、下田にて御

取扱之事情少は不相知候ては不宜候ニ付、近々阿部様

江被仰上、井戸對馬守殿御招、其節色々御咄も被為在

候御座末ニ被差出、得と模様汲取候て琉人共へ能申聞

候ハ、承伏も可致答候間、夫迄は留置候様 御沙汰被

為在候ニ付、其趣豊後殿江相達置候処、一郎事当秋交

代前ニ付ては最早間も無之事ニ付、猶亦御暇之義伺呉

候様、今日致承知申上候処、先達ても 御沙汰被遊候

通、阿部様江御口合被遊、井戸殿参上被致候節御用可

被仰付、御用ニ付ては何迄も被留置不苦との 御沙汰

ニ付恐入、其趣御同人江相達置候、

一 井上庄太郎事直子無之候付、伊集院卯十郎二男を養子

ニ内約有之候得共、同人五十才ニ不相成内は養子之願

難濟事之由、然処逸作より申ニは当分難有被仰付、相

勤候内運ひ付度存候得共、何分右之仕合無致方、就て

は近頃恐入奉存候得共、近比岡田半七養子被仰付候先

例も有之候間、何卒御願申上呉候様逸作より承候ニ付、

達 御内聽候処、其通可取計旨被仰付候ニ付、明日申

渡之 仰出、豊後殿へ相渡候、

一 山田壯右衛門事、御内用方御用にて外勤ニ付、駕籠代

御内計を以頂戴被仰付度承候趣有之候得共、是は不相

成御法ニ付、御内用相勤候篇にて

御参府之節々金貳拾兩ツ、被下候ハ、脇々江響合も

無御座義と奉存候間、何様可被仰付哉と奉伺候処、夫

にて宜との

御沙汰相伺候、

一 島津淡路守殿所帯方連々難波ニ付、改革被致度願之趣

被聞召通、依て掛豊後殿・駿河殿・蒲生郷右衛門・福

島助八・向井新兵衛・菱刈七左衛門・徳尾藤左衛門江

被仰付候旁可申上旨之 仰出入 御聽、伯耆殿江相渡

候、

一 同断ニ付、郡奉行見習山口九十郎江掛り被仰付候書面、

右御同人江相渡ス、

一 豊後殿・駿河殿其外掛被仰付候

仰出、伯耆殿へ相渡ス、

一 鯨島幽昌一条ニ付、豊後殿扱向之何書、入

御覽候処何通相濟候、

一 御目付鶴殿民部少輔殿并御徒目付田中勘右衛門殿事、

今度田町御台場大砲并調練且大砲船、御老若様御見置

被成候義ニ付、段々御世話被申上候ニ付、以御使細上

布三反・金子千疋、田中殿江は同二反・同五百疋

何様御留守居方吟味之由被申出候ニ付、書取を以申上

候処、庄太郎御取次を以先度肥後守様御台場御見分

節、跡立て送物有之候ニ付不宜候間、此節は右様之義

無之様阿部様より御達も有之たる由、鶴殿家より御直

ニ被申上、御留守居方江は下役より通し可申賦之由被

申上候ニ付ては、決て受も無之善候間、御挨拶之御使

計相勤候様、左候て先々寄此節之氣拔候上ならハ、宜

との御沙汰被為在候由、尤御留守居

哉、之義、御留守居方江は不響由申出候付、

其趣庄太郎を以達 御聴候事、外ニ田中勘右衛門江は

二反・金子五百疋と申出候得共、何れも相止候、

一 八ツ後より永江休之丞へ、

宰相様田町御茶屋へ 御出ニ付差越候処、環江御門内

にて行逢候ニ付、直ニ永江氏方へ差越、十九日田町御

差支不被為在候旨申聞置候、左候て大砲船はいか、可

被遊哉と承候処、右江は不被為入、五半時御供揃にて

直ニ田町江被為

勝姫様は高輪御 船ニ被為召、大砲船近辺御通り

可被遊旨、金瓢吹流等は飾不致方宜との御沙汰被為在

候由、且亦調練之義は、大奥之義故断も難計思召候ニ

付、高輪江は不響様いたし、芝江屯置

太守様より被進筋ニ取計可申旨、御沙汰被遊候由承

知仕候ニ付、右之趣田中仁右衛門へ申遣置候、左候て

八郎を一刻右之趣申上呉候様、御小納戸江可申述旨申

聞候、

一 淡路守殿より新納巨御使ヲ以來ル、

廿日・廿一日之間 仰聞御相応ニ

五月十九日

一 原田才輔より申越候鯨島幽昌義ニ付、今日表より急飛

脚被差立、豊後殿より原田才輔并菱刈七左衛門、且御

国許御同席方江被遣候書付、又拙者より才輔へ遣候返
答入 御覽、豊後殿より之御問合は有馬仁左衛門へ為
持、御家老座迫田甚藏へ為差返候、拙者より之才輔へ
問合は、則飛脚江書役より為引渡候、

一宰相様 田町御屋敷江 調練有之候ニ付

太守様 為入候、就ては都て高輪御構にて候、勝

姫様被為入、女中杯も参候由、

一今日は 島津淡路守殿江罷出候様、兼て被仰下候ニ付
達 御内聽、七ツ後より豊後殿・私・向井新兵衛・中
山次左衛門罷出候、

五月廿日

一今日 御病氣初て 御神殿御仏間江御参詣、夫より大

圓寺江被遊 御参詣候、福壽亭江ハ御先番私、大圓寺

御先番は井上逸作 候、右勤向相

江参上仕候処 被仰付、八ツ時分

淨院より御内用 通相届候、

一太守様江

内府様より御直書入文箱一・御内用答一通・御内用封
巻通拙者へ相達候ニ付、有馬仁左衛門を以当番御小納

戸江為差出候処、川上郷兵衛請取と申来候、外ニ同人
より小野島江之文巻通有之、是も仁左衛門へ相頼、御
小納戸方へ相頼奥江通し給候様申聞候、

藤五郎江御国許にて 大船当年

中出 去ル十四日大砲船 御老中様其外御

役方 御屋敷江被成御出候趣、三原藤五郎

江申遣、左候て名越彦太夫江は別紙不申越候ニ付、右

書面を為見給候様申遣候、

一才輔より相廻し候村岡并野島より才輔へ遣候文致返却
候、

五月廿日

一典姫様御事、松平時之助様江御貫被成御内約被為済候

ニ付、左之通書面之趣東條和山へ丹羽與太夫より差越、

此御方様より之右へ之御返答書付

聞被下度 和山より 何分之儀可

奉伺 内約被為済

候ニ付ては

御入與前御普請金、

御入與後御統料金被遣方之儀は、追て被仰進候哉

御内々奉伺度候事、

但本文之儀御約定相済候上

御入輿迄は暫御間も被為在候御事故、御附

此間五行摺切

一御内約被為済候ニ付

御双方様より表向之御縁約、御留守居御使者を以御取交、且其後吉日御撰、御家老御使者を以弥御約定之儀可被仰進、尤両廉より始都て其御留守居衆江、此御方様御留守居共より為及御掛合候心得にて可然哉、左候得は誰殿江向ケ御懸合致し宜御座候哉、御名前をも承知仕候、

此間數行摺切

と申儀御内々奉伺事、

郡山御家来名前左之通

御家老

齊藤丈太郎

奥御年寄

丹羽與太夫

北條彌一右衛門

御用人

此間破ル

五月廿四日

一御用段々相屯候ニ付、御目通奉願罷出、左之通伺事

仕候、

一田町細工所些不用心ニ御座候ニ付、御作事内江直し方

被仰付被下度、御作事奉行より申出候由、向井新兵衛

承候ニ付申上候処

以下數行切ル

一金貳百兩

右は蒲生郷右衛門事、今度転役も被仰付、初旅之義ニ

も有之難決ニも可有之、尤福崎助八・向井新兵衛出立

之節も、御取替被仰付先例も御座候ニ付、右之通被仰

付伺ニ付申上候処、伺通被仰付候、

右三行豊後殿へ御達申候て、伺書も相渡ス、

一晴雲院様御方江先日罷出候節 御沙汰ニは、

御同人様事高田馬場辺御屋敷御取入ニ相成候ニ付、夫

江御引移り被成候様

太守様より御承知被為在候由、就ては澁谷・麻布辺抔

ニ候ハ、責て御宜候得共、高田馬場と申てはいかにも

遠く御入り被遊御事ニ付、当分御屋敷角ニても少さく御住居被遊度との、御尤様と存上、

太守様江申上見可申旨申上置、今日申上候処、今更右様之儀は難^{〔成服カ〕}其御訳合は、最初中務大輔様より

太守様被遊御承知候ニ付、河村宗澹を以

晴雲院様江被仰進候処、右御移之義御いやニ思召候得共、これくを御願通遊ハし被進候ハ、御移り可被遊との御事ニて、其通 中務大輔様江 御沙汰被遊置候由、右様御いや之思召ニ候ハ、其節御断被仰進候ハハ御宜^{〔符カ〕}為被為在筈之処、前条之趣ニ付ては何分今更御取計難被遊 思召候ニ付、亦私罷出候節右之趣申上候様被仰付候、

一松平時之助様より

典姫様御事御賞被遊、最早御内約は被為濟候ニ付、何卒表面御引結之義は仕度、和山江彼御方丹羽與太夫より申聞書付等遣し、此御方様之御例書等遣し呉候様ニとの事、和山より承候ニ付申上候処、未御広メも不被為在、左候て阿部様江御打合も可被遊 思召之由、最早御相違之義も不被為在候間、秋頃ニて可宜候間、右様和山江申聞置候様被仰付候、

一過上ニ相成候人数被差下候名前書、并亦御取寄セ相成候御入価大概之算面書寄通、日挙ニて入 御覽候処、

今暫秋迄も見合候ハ、其節可相分候ニ付、不致沙汰置候様、近日 御直ニ豊後へ可被 仰聞との御沙汰ニ候、

一奥掛差支と申事候間、定数何人ニて候哉御尋ニ付、承可申旨申上置候、縦令定数雖有之と当分は琉球迄も差越居候ニ付、夫丈差支ニ可及、就ては奥掛を重ニ被仰付て可然、左候て琉球詰無之様相成候ハ、其節又本之通引取可宜との 御沙汰承知仕候ニ付、豊後殿へ御達申置候、

一佐土原所帯方難渋、此 御方様御引受改革被仰付被下度、淡路守殿より御直被奉願趣有之、御世話可被下との事ニて淡路守殿江御達相成候処、難有被奉存、表江相付御礼被申上、
隨眞院様よりも小野仁兵衛を以私迄被仰聞候ニ付、今日申上置候、

五月廿六日

一今朝御目見仕候て左之通申上候、

一 豊後殿より

宰相様御下向之御序ニ 伊勢御參宮被遊度思召候、阿部様江南部様ニても御頼被遊御内慮御伺、其上御願書御差出ニ相成候様御沙汰被為在候ニ付、

太守様江何分申上具候様承候ニ付申上候処、思召寄も不被為在との御事ニ付、其趣豊後殿江御達申候、尤

三位様

中將様御參宮御願濟被為在候御先例書も入 御覽、則御同人江相渡ス、

一 琉人立ニ付献上之伺有之候時節ニ相成候ニ付、以御留守居、加藤平兵衛殿江聞合方被申渡候処、平兵衛殿より返答ニは、当年御留ニ付御家老被召連候欵未相分候付、御掛り之御老中様も不被成御知と申事之由にて、右御同人より手紙式通被差出候付入 御覽候、左候て明日はおのつかから阿部様江御逢被遊候御事故、乍恐御口合遊ハし被下候ては何様可被為在哉申上候処、御尋可被遊との 御沙汰ニ付、其趣豊後殿江御達申書面相渡ス、

一 丹生矢兵衛事、近年中琉球詰前有之候得共、困窮ニ付夫迄之間難取続候ニ付、琉球引替ニ御心付被仰付度被

下度、同席中より内意有之、難捨置事ニ付申上候処、

〔以下次巻へ続く〕